

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

国立公文書館	
国立公文書館	
分類	法務省 平成11年
排架番号	4 A 18 2209

裏面白紙

23-1142

JUDGMENT, I.M.T.F.E
PART C, CHAPTER IX
[Japanese Translation by
Language Division, LITFE]

極東國際軍事裁判所

判決

第九章部

起訴狀の訴因についての認定

英文 一一三七一一一四四頁
一九四八年十一月一日

高橋
11

先木終身

土肥原徳宗

橋本終身

平賀終身

本甲終身

星野終身

板垣終身

木戸終身

木村終身

坂本終身

古村終身

武松終身

大島終身

佐藤終身

新田終身

東條終身

東條終身

東條終身

東條終身

東條終身

東條終身

東條終身

東條終身

白鳥 梅原

終身

終身 一五七

起訴状の訴因についての認定

起訴状の訴因第一では、全被告が、他の人々とともに、共通の計畫または共同謀議の立案または実行に参画したことが訴追されている。その共通の計畫の目的は、日本が東アジア、太平洋及びインド洋とその地域内にあるか、これに接壤するすべての諸國及び諸島域における軍事的、政治的及び經濟的の支配を獲得することであり、そして、その目的のため、日本が單獨または同様の目的を有する他の諸國と共同して、その目的に反對する國または國々に對して、侵略戦争を行うことであつたと主張されている。

この共同謀議に参画したとされている人のうちのある者が行つた言明の中には、上に述べた誇大な言葉に符合するものがあることは疑いない。しかし、われわれの意見では、これらが個人の野望の發表以上のものであつたという事は、立證されていない。従つて、たとえば、これらの共同謀議者が本気で南北アメリカの支配を確保しようとして決意したことがあつたか、それとも、われわれは考へない。共同謀議者の願望が具體的な共通の計畫として現わされ、た限りでは、かれらが日本の支配の下に置こうと決意した領土は、東アジア、西及び西南太平洋、及び

インド洋と、これらの大洋における島々の一部に限られていたというのがわれわれの意見である。そこで、われわれは、起訴事實が上に述べた目的に限られていたものとして、訴因第一を取扱うことにする。

まず第一に、われわれは、上に述べた目的をもつた共同謀議の存在したことが立証されたかどうかを考慮することにする。

E-1138

すでに一九二八年より前に、最初の被告の一人であり、現在の精神状態を理由として本裁判から除外された大川は、日本は版図によつて、必要とあれば、武力の行使によつて、その領土をアジア大陸に擴大せよと公然と唱道していた。また、日本は東部シベリアと南洋諸島を支配しようとするためをなげければならぬと唱道した。自分が唱道する道は、必ず東洋と西洋との戦争をもたらすものであつて、その戦争においては、日本は東洋の戦士となるものであるとかれは豫言した。この計畫を唱道するについで、かれは日本の参謀本部の奨励と援助を受けた。この計畫の目的として述べられたものこそ、實質的には、われわれの定義した共同謀議の目的であつた。われわれは、事實の検討にあつて、この共同謀議の目的に關して、共同謀議者が後に行つた多くの言明に留意した。それらは、重疊を點ては、大川がさきに行つたこの言明と少しも違つていない。

一九二七年から一九二九年まで、田中が總理大臣であつたときすでに、軍人の一派は、大川やその他の官民の支持者とともに、日本は武力の行使によつて

E-1139

進出しなければならぬという、大川のこの政策を唱道して
た。ここにおいて、共同謀議が存在した。一九四五年の
日本の敗北まで、それは続いて存在した。田中が總
理大臣であつたときの當面の問題は、田中とその閣
僚が希望したように、日本は——滿洲を手初めに——
大陸における勢力拡大を平和的進出によつて試み
るべきか、それとも、共同謀議者が唱道したように、
必要とあれば、武力の行使によつて、その拡大を達
成すべきかということであつた。共同謀議者は、國
民の支持と國民に対する支配をもつことがせむとも
必要であつた。これが、武力によつて自己の目的を
達成することを主張した共同謀議者と、平和的手段
によつて、少くとも武力を行使する時を待つと慥
重に選んで、日本の拡大をはかることを主張した政
治家及び彼になつて官僚との、長い闘争の始まりで
あつた。この闘争が最高潮に達するに至つて、共同
謀議者は日本の政府の諸機關の支配を奪得し、共同
謀議の目的を達成するために計畫された侵略戦争に
向つて、國民の精神と物的資源を準備し、組織統帥
することになつた。反對を押し切るために、共同謀
議者はまつたく非立憲的な、ときにはまつたく殘酷
な手段を用いた。宣傳と説得が多くの者をかれらの
一方に引き入れたが、内閣の承認しない、または内
閣の拒否を無視したところの、國外における軍事行
動、反對派の指導者の暗殺、かれらと協力しようとし
ない内閣を武力によつて倒そうという陰謀、首都
を占據し、政府を倒そうと企てた軍事的反亂さえも、

共同謀議者が結局は日本の政治組織を支配するに至るために用いた戦術の一部であつた。

共同謀議者が国内の反對を押し切るに充分な力があると考えられたつて、そして、後になつて、かれらがついにこのような反對をまったく押し切つてしまつたときに、日本が極東を支配しなければならぬといふ、かれらの究極の目的を達成するためには、必要攻撃を、かれらは次から次へと遂行していつた。一九三一年には、かれらは中國に對する侵略戦争を開始し、滿洲と熱河を占領した。一九三四年までに、かれらはすでに華北への侵襲を開始し、その地方に駐兵し、かれらの目的に役立つように組織された傀儡諸政府を樹立していつた。一九三七年から以後には、大規模に中國に對する侵略戦争を続け、中國の大部分を侵略し、占領し、上述の形式に倣つた傀儡諸政府を樹立し、日本の軍事上の必要と一般的に必要とに充てるために、中國の經濟と天然資源の開発を行つた。

E-1140
その間に、ソビエト連邦に對して行おうと企てていつた侵略戦争を、すでに長期間にわたつて、かれらは計登し、準備しつゝあつた。その意圖は、都合のよい機會があつたら、同國の極東諸領土を占據することであつた。かれらの東アジアの開発と西及び西南太平洋の島々に對する企圖とは、脅威を受ける自國の權益と領土を保護しようとするアメリカ合衆國、イギリス、フランス及びオランダとの紛争に、かれらを引きこむであらうといふことも、早くから認識していつた。これらの國々に對する戦争について

も、かれらは計登し、準備した。

共同謀議者は、日本とドイツ及びイタリアとの同盟をもたらしめた。これらの兩國の政策は、かれら自身のものと同様に、侵略的であつた。かれらの中國における侵略的行動のために、日本は國際連盟の非難を招き、世界の外交界で友を失つていたので、外交の分野でも軍事の分野でも、かれらは兩國の支持を希望したのである。

E-1141

かれらがソビエト連邦に對して企てていた攻撃は、種々の理由のために、とまどぎ延擱された。その理由の中には、次のものがあつた。(一)意外に多量の軍需物資を販収する中國の戦争で、日本は手いづばいであつたこと、(二)一九三九年に、ドイツがソビエト連邦と不可侵條約を結び、これによつて、當分の間、ソビエト連邦がその西部國境に攻撃を受ける脅威を免れ、もし日本が同國を攻撃したならば、東部諸領土の防衛のために、その兵力の大部分を割くことができなかつたことである。ついで、一九四〇年には、ドイツがヨーロッパ大陸で大きな軍事的成功を収めた。しほらくの間、イギリス、フランス及びオランダは、極東における自己の利益と領土に對して、充分な保護を與える力になかつた。合衆國の軍事的準備は、初期の段階にあつた。共同謀議者には、かれらの目的のうちで、西南アジアと、西及び西南太平洋やインド洋における島々とを、日本が支配するようになしよとする部分を実現するため、このような好意は容易に再び來るものでないと思われた。アメリカ合衆國との長い

間の交渉で、中國に對する長略戦争の結果として手に入れた收獲の重要な部分をすこしも手放そうとしないが、その交渉の後、一九四一年十二月七日に、共同謀議者は、合衆國とイギリス連邦に對して、長略戦争を開始した。それより前に、一九四一年十月七日の〇〇、〇〇時から日本とオランダとの間に戦争状態が存在すると述べた命令を、かれらはすでに發していた。かれらは佛印に軍隊を無理に進駐させることによつて、すでに前から、フィリッピン、マレー及びオランダ領東インドに對する攻撃の進地を確保していた。右の進駐は、もしその便宜が拒絶されたならば、軍事行動に出るといふ威嚇によつて得たものであつた。オランダは戦争状態の存在を認めためたので、また、これらの共同謀議者が長い間計費し、今やそれを實行に移そうとしていたオランダ領の極東領土への長略といふ差し迫つた脅威に直面したので、自衛上日本に宣戦を布告した。

E-1142

侵略戦争を遂行するための、これらの廣範な諸計費と、これらの長略戦争に對する長期の、複雑な準備及びこれらの戦争の遂行は、一人の人間の仕事ではなかつた。それらは、共通の目的を達成するため、共通の計畫を遂行しようとして行動した多くの指導者の仕事であつた。その共通の目的は、侵略戦争を準備し、遂行することによつて、日本による支配を確保しようといふことであつて、犯罪的な目的であつた。長略戦争を遂行する共同謀議、または侵略戦争を遂行することよりも、いつそ重大な犯罪は、まことに想像することができない。なぜなら、

その共同謀議は世界の人民の安全を脅かし、その遂行はこの安全を破壊するからである。このような共同謀議からおそらく生ずる結果、またその遂行から必ず生ずる結果は、数知れぬ人間の上に、死と苦悶とが襲いかかるということである。

本裁判所は、訴因第一に附属した細目に明記されているところの、条約、協定及び誓約に違反した戦争を遂行する共同謀議が存在したかどうかを考慮する必要を認めない。侵略戦争を遂行する共同謀議は、すでに最高度において犯罪的なものであつた。

本裁判所は、すでに述べた目的に關する制限を附した上で、訴因第一に主張されている侵略戦争を遂行する犯罪的共同謀議が存在したことは立證されているものと認定する。

全被告またはそのうちのどれかがこの共同謀議に参加したかどうかという問題は、各個人の件を取扱うときに考慮することにする。

E-1143
この共同謀議は、多年の期間にわたつて存在し、また遂行されたものである。これらの共同謀議者、すべてが最初に参加したわけではなく、また参加した者の一部は、それが終らないうちに、その遂行についての活動をすでにやめていた。どの時期にしても、この犯罪的共同謀議に参加した者、またはどの時期にしても、罪であることを知りながら、その遂行に加担した者は、すべて訴因第一に含まれた起訴事實について有罪である。

訴因第一について、われわれが認定したところにかんがみて、訴因第二と第三、または第四を取扱う

必要はない。訴因第二と第三は、われわれが訴因第一について立証されていると認定した共同謀議よりも、いつそう限られた目的をもつた共同謀議の立案または遂行を訴追するものであり、訴因第四は、訴因第一における共同謀議と同じものを、いつそう明細に訴追するものだからである。

訴因第五は、訴因第一で訴追された共同謀議よりも、いつそう廣範圍の、さらにいつそう誇大な目的をもつた共同謀議を訴追している。われわれの意見としては、共同謀議者のうちのある者は、これらの誇大な目的の達成を明らかに希望していたけれども、訴因第五に訴追された共同謀議が立証されているという認定を正當化するには、證據が不充分である。この判決の前の部分で挙げた理由によつて、われわれは訴因第六ないし第二十六と、第三十七ないし第五十三とについては、なんの宣告も下す必要がないと考える。従つて、残るのは訴因第二十七ないし第三十六、第五十四及び第五十五だけである。これらの訴因について、われわれはここで認定を興えることにする。

訴因第二十七ないし第三十六は、これらの訴因に挙げられた諸國に對して、侵略戦争並びに國際法、條約、協定及び誓約に違反する戦争を遂行したという罪を訴追している。さきほど終つた事實圖表において、フィリッピン國（訴因第三十）とタイ王國（訴因第三十四）を除いて、それらの國のすべてに對して、侵略戦争が行われたものとわれわれは認定した。フィリッピンについては、われわれがこれまで述べて

きたように、この國は戰爭中完全な主權國ではなかつたし、國際關係に關する限り、アメリカ合衆國の一部であつた。さらに、侵略戰爭がフィリッピンで行われたことは疑う余地がないとわれわれは述べたが、理論的正確を期するため、フィリッピンにおける侵略戰爭はアメリカ合衆國に對して行われた侵略戰爭の一部であるとわれわれは考へることにする。

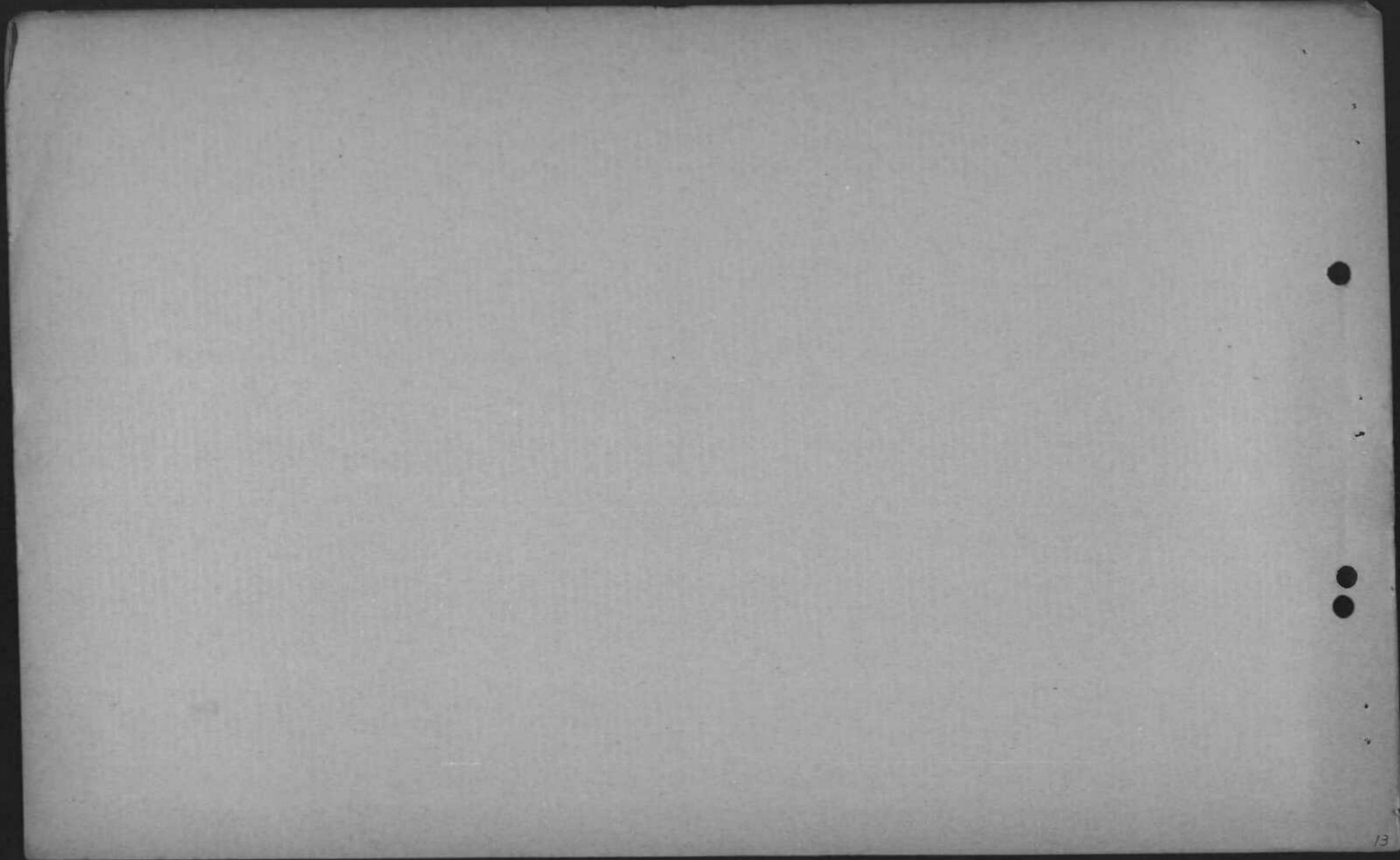
訴因第二十八は、訴因第二十七に於けられた期間よりも短い期間に、中華民國に對して、侵略戰爭を行つたことを訴退している。われわれは、訴因第二十七に含まれたところの、さらに完全な起訴事實が立證されていると認めるから、訴因第二十八については、なんの宣告も下さないことにする。

E-1144

侵略戰爭が立證されたのであるから、それ以外の點で、それらの戰爭が國際法にも違反し、または條約、協定及び誓約にも違反した戰爭であつたかどうかを考慮することは、不必要である。従つて、本裁判所は、侵略戰爭が訴因第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第三十三、第三十五及び第三十六に主張されているように遂行されたということは、立證されているものと認定する。

訴因第五十四は、通例の戰爭犯罪の遂行を命令し、授けし、許可したことを訴退している。訴因第五十五は、捕虜と一般人抑留者に關する條約と戰爭法規の遵守を確保し、その違反を防ぐために、充分な措置をとらなかつたことを訴退している。われわれは、これらの兩方の訴因に含まれた犯罪が立證されている事例があつたと認定する。

以上の認定の結果として、われわれは、個々の被告に對する起訴事實は、次の訴因だけについて、考
慮しようとするものである。すなわち、第一、第二
十七、第二十九、第三十、第三十一、第三十二、第三十三、
第三十五、第三十六、第五十四及び第五十五である。



裏
面
白
紙

23-11-12
C-10

JUDGMENT, I.M.T.F.E.
PART C, CHAPTER X
[Japanese Translation by
Language Division, IMPE]

極東國際軍事裁判所

判決

第十章部

判定

英文 一四五一二二二頁
一九四八年十一月一日

裏面白紙

判	第	〇
定	十	〇
	章	部

本裁判所は、これから、個々の被告の件について、
 判定を下すことにする。

裁判所條例第十七條は、判決にはその基礎となつて
 いる理由を附すべきことを要求している。これらの
 理由は、いま朗讀を終つた事實の敘述と認定の記
 述との中に述べられてゐる。その中で、本裁判所は、
 係争事項に関して、關係各被告の活動を詳細に検討
 した。従つて、本裁判所は、これから朗讀する判定
 の中で、これらの判定の基礎となつてゐる多數の個
 人の認定を繰返そうとするものではない。本裁判所
 は、各被告に關する認定については、その理由を一
 般的に説明することにする。これらの一般的理由
 は、すでに擧げた敘述の中における個々の記述と認
 定とに基いてゐるものである。

荒木貞夫

被告荒木貞夫は、訴因第一で、侵略戦争と国際法、
 條約、協定及び誓約に違反する戦争とを遂行する共
 同謀議について訴追されている。かれは、また、こ
 のような戦争の遂行について、訴因第二十七、第二
 十九、第三十一、第三十二、第三十三、第三十五、
 及び第三十六でも訴追されている。訴因第五十四と
 第五十五では、中国において犯された戦争犯
 罪の責任について訴追されている。すべての重要な
 期間において、かれは高級の陸軍將校であつた。一
 九二七年に中將、一九三三年に大將になつた。全期
 間を通じて、かれは陸軍の階級組織の下で、顕著な
 人物であつた。

かれは、国内では政治的支配、国外では軍事的侵
 略という陸軍の政策の熱心な提唱者であつた。實際
 において、かれは陸軍のこの運動の顕著な指導者の
 一人であり、またそう認められていた。いろいろな
 内閣の關係として、日本の青年の好戦的精神を鼓舞
 したり、戦争に備えて日本の物的資源を動員したり、
 演説や新聞統制を通じて、日本の國民を戦争へと信
 動し、準備したりすることによつて、侵略戦争の準
 備をすゝめる陸軍の政策を促進した。政治的な地位に就
 いているときも、就いていないときも、隣國を犠牲
 にして、日本を豊かにしようとする軍部派の政策の
 立案を助け、その強力な唱道者であつた。滿洲と熱
 河を中國から政治的に分離させ、日本の支配する政

E-1147

府を樹立し、その經濟を日本の支配下に置こうとして、日本の陸軍が右の地域でとつた政策をかれは承認し、積極的に支持した。本裁判所は、かれが訴因第一に述べられている共同謀議の指導者の一人であつたと認定し、同訴因について、かれを有罪と判定する。

荒木は、滿洲で中華民國に對する侵略戦争が開始された後、一九三一年十二月に、陸軍大臣に就任した。一九三四年一月まで、かれは引續き陸軍大臣であつた。その期間を通じて、滿洲と熱河でとられた軍事的と政治的の諸政策の進展と實行について、かれは顯著な役割を演じた。中國の領土のその部分を占領するため、相ついでとられた軍事的措置に對して、かれはできる限りの支持を與えた。一九三八年五月から一九三九年八月まで、荒木は文部大臣であり、その資格において、中國の他の部分における軍事作戦を承認し、それに協力した。中國における戦争は、一九三一年以後、侵略戦争であつたものとわれわれは認定した。そして、この被告はその戦争の遂行に参加したものと認定する。従つて、われわれは、訴因第二十七について、かれを有罪と判定する。

訴因第二十九、第三十一、第三十二、第三十三、第三十五及び第三十六に擧げられている戦争に、かれが積極的に参加したという證據はない。われわれは、これらのすべての訴因について、かれを無罪と判定する。戦争犯罪については、かれにこのような犯罪に對して責任があるという證據はない。

従つて、われわれは、訴因第五十四と第五十五によつ
いて、かれを無罪と判定する。

土肥原賢二

被告土肥原賢二は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第三十三、第三十五、第三十六、第五十四及び第五十五で訴追されている。ここで取扱つてゐる期間の初めに、土肥原は日本陸軍の大佐であり、一九四一年四月には將官の階級に達してゐた。滿洲事變の前に、約十八年間中國にいたことがあり、陸軍部内で中國に關する専門家と見做されるようになってゐた。かれは、滿洲で遂行された中國に對する侵略戦争の開始及び進展と、その後における、日本に支配された滿洲國の建設とに、密接に關係してゐた。中國の他の地域でも、日本の軍部派の侵略政策がとられるにつれて、土肥原は、政治的の謀略と、武力による威嚇と、武力の行使とによつて、それを進展させることに顯著な役割を演じた。

土肥原は、東アジアと東南アジアを日本の支配下に置こうとして、軍部派の他の指導者がその計畫を立案、準備及び遂行するにあつて、かれらと密接に連絡して行動した。

中國についてのかれの特別な知識と、中國において謀略を行うかれの能力とがもう必要でなくなつたときに、現地の將官として用いられ、自分が参畫してゐた共同謀議の目的の達成に當つた。かれは、中國に對してばかりでなく、ソビエト連邦に對しても、また、一九四一年から一九四五年まで日本が侵

F-1149

略戦争を行つた諸國のうち、フランス共和國を除いて、その他の諸國に對しても、侵略戦争の遂行に參加した。一九三八年と一九三九年に、ソビエト連邦に對して遂行された戦争については、土肥原は參謀本部附の中將であり、この參謀本部はハサン湖の戦團について最高の指揮権をもつていたものであつた。ノモンハンでは、かれの指揮下にあつた陸軍の諸部隊が戦團に參加した。

フランス共和國に對する戦争の遂行（訴因第三十三）については、この戦争の遂行の決定は、一九四五年二月に、最高戦争指導會議によつて行われた。被告はこの決定に參加していなかつたのであり、かれがこの戦争の遂行に參加したことを證據は立證していない。

われわれは、訴因第一における侵略戦争遂行の共同謀議と、訴因第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第三十五及び第三十六で訴追されている侵略戦争の遂行とについて、かれを有罪と判定する。訴因第三十三については、かれは無罪である。

土肥原は、一九四四年四月から一九四五年四月まで、第七方面軍の指揮官であつた。この指揮権には、マレー、スマトラ、ジャワ及び一時はボルネオが含まれていて、かれの指揮する地区内の捕虜を、殺害と拷問から保護することに對するかれの責任の範囲については、證據が矛盾している。少くともかれらに食物と醫藥品を供給することについて、かれは責任があつた。これらの供給に關して、かれらにはなはだしく虐待されたといふことは、證據によつて明

E-1150

かである。捕虜は食物を充分に與えられず、栄養不良と食餌の不足による病氣とに基く死亡が驚くべき率で発生した。これらの状態は、捕虜にだけあてはまつたことであり、かれらを捕えた者の間には起らなかつた。辯護のために、これらの地區における日本の戦局が悪くなり、交通が絶えたので、捕虜に對するいつそうよい補給を維持することができなくなつたといふことが主張された。證據の示すところでは、食物と醫藥品とは手に入れることができたのである、それを捕虜の悉るべき状態を緩和するため用いることができたはずである。これらの補給は、土肥原がその責任を負うべき方針に基いて差止められた。これらの事實の認定に基いて、土肥原の犯罪は、訴因第五十五よりも、むしろ訴因第五十四に該當する。従つて、訴因第五十四について、かれを有罪と判定し、訴因第五十五については、われわれはなんらの判定も下さない。

橋本欣五郎

橋本は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第五十四及び第五十五で訴追されている。

かれは陸軍將校であつて、早くから共同謀議に参加した。それ以來、かれのできる限りの手段を盡して、その目的の達成を助長した。共同謀議者のうちで、かれほど極端な見解をもつていた者はない。これらの見解を述べるにあつて、かれほど露骨であつた者はない。初めには、かれは、武力で滿洲を占據することによる日本の對外進出を唱えた。時がたつにつれて、共同謀議者の目的を達成するため、日本のすべての隣國に對する武力の使用を唱えた。かれは、軍の獨裁制による政治の熱烈な稱讃者であつた。かれは政黨をひどくきらつていた。政黨は日本の政治においてある程度の役割を演じ、共同謀議者が實行しようとしていた征服の計畫に反對していたのである。共同謀議者がついに日本における民主主義的分子の反對を彈壓し、政府の支配を還るに至つた諸活動において、かれは多くの場合に、首謀者の一人であつた。この支配がなければ、かれらの侵略的計畫は達成することができなかつたであらう。このようにして、たとえば、かれは一九三一年の三月と十月の陰謀の首謀者の一人であつた。これらの陰謀は、そのときの内閣をくつがえし、それに代つて共同謀議者を支持する内閣をつくらう

E-1152

としたものであつた。かれは一九三二年五月の陰謀にも加参した。その陰謀の目的と結果は、民主主義を擁護し、共同謀議考の政策に反対したところの、總理大臣犬養の暗殺であつた。かれの著作と、かれが創立または後援した団体の活動とが主として目標としたのは、民主主義を破壊することと、日本の對外進出の達成を目的として、戦争に訴えるのに、いつそう都合のよい政治体制を確立することとであつた。

奉天事件の發生を計画し、それによつて、滿洲を占據する口實を陸軍に與えるようにするについても、かれはある程度の役割を演じた。滿洲の占據と日本の國際連盟脱退とについて、ある程度の力があつたと、かれはみずから主張した。

共同謀議の初期の數年が過ぎてから、それを遂行する上において、かれが目立っていたのは、主として宣傳者としてであつた。かれは多作の政治評論家であつた。日本の隣國の領土を手に入れたいという日本國民の欲望を刺激したり、これらの領土を獲得するため、戦争を行うように、日本の世論を煽つたり、同じような對外進出計画に専念していたドイツ及びイタリアとの同盟を唱道したり、共同謀議の目的であつた領土擴大の計画を行わないことを、諸條約によつて日本が約束していたのに、その條約を非難したり、日本が武力によつて、または武力を用いるという威嚇によつて、これらの目的を達成することができると、日本の軍備の大擴張を要求する運動を熱烈に支持したりすることによつて、かれは共同謀議の成功に貢献した。

E-1153

かれは共同謀議の成立について首謀者であり、その遂行に大いに貢献した。

訴因第二十七については、かれは最初に武力による満洲の占據を齎策した後、満洲占據の口實となるように、奉天事件を計畫するについて、ある程度の役割を演じた。このように、中國に對する戦争が侵略戦争であることを充分に知っており、またこの戦争をもたらそうと共同謀議した者の一人であつたから、その成功をもたらすために、かれは自分の力のできる限りのことを行つた。しばらくの間、かれは實際に現地の軍隊の指揮官であつた。それによつて、訴因第二十七で訴追されている中國に對する侵略戦争をかれは遂行した。

訴因第二十九、第三十一、第三十二、第五十四または第五十五で訴追されている犯罪のどれにも、橋本を直接に結びつける證據はない。本裁判所は、これらの訴因については、かれを無罪と判定する。

本裁判所は、訴因第一と第二十七について、橋本を有罪と判定する。

畑は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第三十五、第三十六、第五十四及び第五十五で訴追されている。

一九三九年八月、阿部内閣が成立したときに、畑は陸軍大臣に就任し、一九四〇年七月に、米内内閣が瓦解するときまで、引續いてその職にあつた。閣僚の地位にあつたのは一年足らずであつたが、侵略的諸計畫の立案と実行に實質的な貢献をした。かれは陸軍大臣として、政府の政策に相當な影響を及ぼした。中國における戦争は、勢力を新たにして遂行され、汪精衛政府が南京に樹立され、佛印を支配する計畫が進められ、オランダ領東インドに關する事項について、オランダとの交渉が行われた。

畑は、東アジアと南方諸地域を日本が支配することに賛成した。この目的を達成するために、たとえば、政黨を廢止し、これに代えて、大政翼賛會を設けることに賛成し、また他の高級の軍當局者と協力し、これらと協議した上で、米内内閣の瓦解を急に早め、それによつて、ドイツとの完全な同盟と、日本において事實上の全体主義國家を確立することとのために道を開いた。

その後、一九四一年三月から、中國における派遣軍の總司令官として、一九四四年十一月まで、同國で引續き戦争を遂行した。

かれは、日本陸軍部内における現役軍人の最高地

E-1155

位の一つであつた教育總監として、中國と西洋諸國に對して、引續き戦争を遂行した。

ハサン湖の敵對行爲が起つたときには、畑は華中にいた。ノモンハン事件のときには、侍從武官長であり、この事件が終る一週間と少し前に、陸軍大臣になつた。本裁判所は、このいずれの戦争の遂行にも、畑は参加しなかつたという意見である。

戦争犯罪

一九三八年に、また一九四一年から一九四四年まで、畑が中國における派遣軍を指揮していたときに、かれの指揮下の軍隊によつて、極悪行爲が大規模に、しかも長期間にわたつて行われた。畑は、これらのことを知つていながら、その發生を防止するため、かんらの措置もとらなかつたか、それとも、無關心であつて、捕虜と一般人を人道的に取扱う命令が守られてゐるかどうかを知るために、なんらの方法も講じなかつたかである。どちらの場合にしても、訴因第五十五で訴追されてゐるようには、かれは自己の義務に違反したのである。

本裁判所は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二及び第五十五について、畑を有罪と判定する。訴因第三十五、第三十六及び第五十四については、かれは無罪である。

E-1156

平沼騷一郎

平沼は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第三十三、第三十五、第三十六、第五十四及び第五十五で起訴されている。かれが共同謀議の一員となつたのは、その當初においてであつても、その後間もなくであつた。かれは逓密顧問官であり、一九三六年から、一九三九年に總理大臣になるまで、逓密院議長であつた。その後、第二次と第三次の近衛内閣で、相ついで無任所大臣と内務大臣をつとめた。

逓密顧問官であつた平沼は、軍閥の侵略的計畫を實施することに關連して、同院に提出された種々の方策をかれは支持した。總理大臣として、また大臣として、かれはこれらの計畫を引續いて支持した。

一九四一年十月十七日から一九四五年四月十九日まで、被告は重臣の一人であつた。西洋諸國と平和か戦争かという問題について、天皇に進言するため、一九四一年十一月二十九日に開かれた重臣會議で、被告は、戦争は避けられないという意見を容認し、長期戦の可能性に對して、世論を強化することを勸告した。

一九四五年四月五日に開かれた重臣會議で、被告は、講和のためのどのようを申入をすることにも強く反對し、日本は最後まで戦わなければならぬと主張した。

E-1157

起訴状に擧げられた全期間において、平沼は、必要とあれば、武力によつても日本が東アジアと南方を支配するという政策の支持者であつたばかりではなく、共同謀議の指導者の一人であり、その政策を推進することについて、積極的を参加者であつた。この政策を實行するについて、かれは中國、アメリカ合衆國、イギリス連邦諸國、オランダ、及び一九三九年にはソビエト連邦に對して戦争を遂行した。本裁判所は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二及び第三十六について、被告平沼を有罪と判定する。

訴因第三十三、第三十五、第五十四及び第五十五で訴追されている犯罪に、かれを直接に結びつける證據はない。従つて、われわれは、これらの訴因について、かれを無罪と判定する。

廣田 弘毅

廣田は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第三十三、第三十五、第五十四及び第五十五で起訴されている。

廣田は、一九三三年から、一九三六年三月に總理大臣になるまで、外務大臣であつた。一九三七年二月に、かれの内閣が倒れてから四カ月の間、公職に就いていなかった。一九三八年五月まで、第一次近衛内閣において、再び外務大臣であつた。それ以後は、かれと公務との關係は、ときどき重臣會議に出席し、總理大臣の任命とその他同會議に提出された重要な問題について勸告することに限られていた。一九三三年から一九三八年まで、廣田がこれらの高い職務に就いていたときに、滿洲で日本が獲得したものは、その基礎を固められ、日本のために利用されつつあつた。また、華北の政治經濟生活は、中國の政治經濟生活を日本が支配する準備として、華北を中國の他の地域から分離するため、指導し、されつつあつた。一九三六年に、かれの内閣は、採アジアと南方地域における進出の國策を立案し、採用した。廣範な影響のあるこの政策は、ついには一九四一年の日本と西洋諸國との間の戦争をもたらすことになつた。やはり一九三六年に、ソビエト連邦に関する日本の侵略的政策が繰返され、促進されて、その結果が防共協定となつた。

中國における戦争が再び始められた一九三七年七月七日から、廣田の在任期間を通じて、中國にお

E-1159

る軍事作戦は、内閣の全面的支持を受けた。一九三八年の初めにも、中國に對する眞の政策が明らかになり、中國を征服して、中國國民政府を廢止し、その代りに、日本が支配する政府を樹立するため、あらゆる努力が拂われた。

一九三八年の初めに、人的資源、産業資源、潜在的資源及び天然資源を動員する計畫と法令が可決された。この計畫は、要點ではほとんど變更されないで、その後の数年間を通じて、中日戦争を繼續し、さらにいつその侵略戦争を遂行する準備の基礎となつた。廣田はこれらの計畫と活動をすべて充分に知つており、そしてこれを支持した。

廣田は、非常に有能な人物であり、また強力な指導者であつたらしく、このように、在任期間を通じて、軍部といろいろの内閣とによつて採用され、實行された侵略的計畫について、ある時には立業者であり、またある時には支持者であつた。

辯護側は、最終辯論において、廣田のために、これが平和と紛争問題の平和的すなわち外交的交渉を終始主張したことを裁判所が考慮するように要望した。廣田は外交官としての訓練に忠實であつて、紛争をまず外交機關を通じて解決するようにつとめることを終始主張したことは事實である。しかし、そうするにあつて、日本の近隣諸國の犠牲において、すでに待られたか、待られると期待されることゝ、利得または期待利得のどれをも、犠牲にすることを絶対に喜ばなかつたこと、もし外交交渉で日本の要求が満たされるに至らないときは、武力を行

使することに終始賛成していたことは、十二分に明らかである。従つて、本裁判所は、この點について申立てられた辯護を、この被告に罪を免れさせるものとして、受理することはできない。

従つて、本裁判所は、少くとも一九三三年から、廣田は侵略戦争を遂行する共謀の計畫または共同謀議に参加したと認定する。外務大臣として、かれは中國に對する戦争の遂行にも参加した。

E-1160

訴因第二十九、第三十一及び第三十二についていえば、重臣の一人として一九四一年における廣田の態度と進言は、かれが西洋諸國に對する敵對行爲の開始に反對していたことと、よく首尾一貫している。かれは一九三八年以後は公報に就かず、これらの訴因で述べられている戦争の指導については、このような役割も演じなかつた。提出された證據は、これらの訴因について、かれの有罪を立證しないと本裁判所は認定する。

訴因第三十三と第三十五については、ハサン湖における、または一九四五年の佛印における軍事作戦に、廣田が参加し、またはこれを支持したという證據はない。

戦争犯罪については、訴因第五十四に主張されているような犯罪の遂行を、廣田が命令し、授権し、または許可したという證據はない。

訴因第五十五については、かれをそのような犯罪に結びつける唯一の證據は、一九三七年十二月と一九三八年一月及び二月の南京における殘虐行爲に関するものである。かれは外務大臣として、日本軍の

E-1161

南京入城直後に、これらの残虐行為に關する報告を受け取つた。辯護側の證據によれば、これらの報告は信用され、この問題は陸軍省に照會されたということである。陸軍省から、残虐行為を中止させるといふ保證が受取られた。この保證が與えられた後も、残虐行為の報告は、少くとも一カ月の間、引續いてはいつてきた。本裁判所の意見では、残虐行為をやめさせるために、直ちに措置を講ずることを關議で主張せず、また同じ結果をもたらすために、かれがとることができた他のどのような措置もとらなかつた。ということとて、廣田は自己の義務に怠慢であつた。何百という殺人、婦人に對する暴行、その他の残虐行為が、毎日行われていたのに、右の保證が實行されていなかつたことを知つていた。しかも、かれはその保證にたよるだけで満足していた。かれの不作爲は、犯罪的な過失に達するものであつた。

本裁判所は、訴因第一、第二十七及び第五十五について、廣田を有罪と判定する。訴因第二十九、第三十一、第三十二、第三十三、第三十五及び第五十四については、かれは無罪である。

E-1162

星野直樹

星野は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第三十三、第三十五、第五十四及び第五十五で訴追されている。

被告星野は、一九三二年に滿洲へ行くまで、日本の大蔵省に勤務していた。かれは滿洲國財政部と滿洲國總務廳の高級官吏になるために、日本の政府によつて滿洲へ派遣された。一九三六年までに、かれは滿洲國財政部次長と滿洲國國務院總務廳長になつていた。これらの地位において、かれは滿洲國の經濟に深く勢力を及ぼすことができたし、滿洲國の商工業の發展を日本が支配するようになり、この勢力を實際に用いた。かれは、滿洲國の事實上の支配者であつた。關東軍司令官と、緊密に協力して活動した。名目上はともあれ、實際には、かれは、滿洲國の資源を日本の軍事上の目的に役立たせることを目標とする經濟政策をとつていた關東軍の職員であつた。

E-1163

名目上は滿洲國政府の官吏であり、八年間そのであつたが、一九四〇年に無任所大臣と企畫院總裁になるために、日本へ呼びもとされた。この地位において、當時中國において遂行されつつあつた侵略戦争の繼續と、東アジアに屬地をもつ他の諸國を目標として當時企てられていた侵略戦争とに對して、日本の用意を整えるために、當時とられていた特別な措置について、かれは指導者であつた。

かれが内閣を去つた一九四一年四月から、戦争準備に關連するかれの公けの任務は減つたが、全然な

くなつたわけではなかつた。

被告東條が一九四一年十月に總理大臣として就任すると、星野は内閣書記官長になり、やがて企畫院參兵になつた。このときから、かれは、一九四一年十二月に日本が攻撃した諸國に對して、すでに決定され、今や間もなく遂行されることになつていた侵略戦争のためのすべての準備に、密接な關係があつた。

一九三二年から一九四一年までの全期間を通じて、かれは起訴狀の訴因第一に擧げられてゐる共同謀議で活躍した一員であり、従つて、この訴因について、有罪と判定される。かれは侵略戦争遂行の共同謀議をしたばかりでなく、かれの次々に占めた公的地位において、訴因第二十七、第二十九、第三十一及び第三十二に述べられてゐる侵略戦争の遂行に直接參加した。これらの訴因全部についても、かれは有罪と判定される。

かれは、訴因第三十三と第三十五で訴追されてゐる戦争に参加したといふことは立證されてゐないもので、これらについては、無罪と判定される。

かれを訴因第五十四と第五十五で訴追されてゐる犯罪に結びつける證據はないので、これらについても、かれは無罪と判定される。

板垣征四郎

被告は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第三十三、第三十五、第三十六、第五十四及び第五十五で訴追されている。

一九三一年になると、當時大佐で關東軍參謀部にいた板垣は、日本が武力によつて滿洲を占據するといふことを、その當時は直接の目的としていた共同謀議に参加していた。かれはこの目的を支持する偽勳を行い、軍事行動の口實として、いわゆる「滿洲事變」を引き起すことに協力し、この軍事行動を防止しようとするいくつかの企てを抑壓し、この軍事行動を承認し、指導した。

次に、虚偽の滿洲獨立運動を助長し、その結果として偽滿洲國が樹立されるに至つた陰謀において、かれは主要な役割を演じた。

かれは一九三四年十二月に關東軍參謀副長となり、それから後は、内蒙古と華北で偽政權を樹立することに活躍した。かれは、ソビエト連邦の領土に對する脅威となるように、日本の軍事占領を外蒙古にまで擴大したいと思つていた。かれは、日本の華北侵略の口實とするために、「反共」という言葉を、つくり出した者の一人であつた。

E-1165
一九三七年七月に、蘆溝橋で戦鬪が起つたときに、かれは日本から中國に派遣され、師團長として戦鬪に参加した。かれは中國で侵略地域が擴がることに賛成した。

一九三八年五月に、かれは近衛内閣の陸軍大臣となつた。かれのもとで、中國に對する攻撃は激しくなり、擴大した。中國の國民政府を打倒し、その代りに、傀儡政權を樹立しようと試みることを決定した。重要な閣議にかれは參加した。ついで、汪精衛の傀儡政權の樹立をもたらした準備工作について、かれは大いに責任があつた。日本のために、中國の占領地域を開発する取極めにかれは參加した。

平沼内閣の陸軍大臣として、かれは再び中國に對する戦争の遂行と日本の軍備擴張とについて責任があつた。國內では、かれは日本、ドイツ、イタリア間の無制限軍事同盟の強力な主唱者であつた。

陸軍大臣として、かれは、ハサン湖におけるソビエト連邦に對する武力の行使について、策略によつて天皇の同意を得ようとした。その後、五相會議で、かれはこのような武力行使の承認を得た。ノモンハンにおける戦闘中も、かれはまだ陸軍大臣であつた。

かれは、東アジアと南方における日本のいわゆる「新秩序」の實現の強力な支持者であつた。新秩序を建設しようとする企ては、これらの地域のそれぞれが領地を防衛しようとするソビエト連邦、フランス及びイギリスとの戦争を引き起す結果となるに違いないといふことを、かれは認識していた。

一九三九年九月から一九四一年七月まで、支那派遣軍の參謀長として、かれは中國に對する戦争を遂行した。

一九四一年七月から一九四五年四月まで、かれは

E-1166

朝鮮軍の司令官であつた。

一九四五年四月から降伏の日まで、かれはシンガポールに司令部のあつた第七方面軍を指揮した。かれの指揮する軍隊は、ジャワ、スマトラ、マレー、アンダマン及びニコバル諸島、ボルネオを防衛した。かれは、中国、アメリカ合衆國、イギリス連邦、オランダ及びソビエト連邦に對して侵略戦争を遂行する共同謀議を行い、これらの戦争が侵略戦争であることを知りながら、その遂行に積極的で重要な役割を演じた。

本裁判所は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第三十五及び第三十六について、板垣を有罪と判定する。訴因第三十三については、かれは無罪である。

戦争犯罪

一九四五年四月から降伏まで、板垣が指揮していた地域は、ジャワ、スマトラ、マレー、アンダマン及びニコバル諸島、ボルネオを包含していた。右の期間中、何千という捕虜と抑留者がこれらの地域の收容所に收容されていた。

かれが提出した証言によれば、これらの收容所は、シンガポールにあるものを除いて、かれの直接の指揮下にはなかつたが、かれはこれらの收容所に食糧、醫藥品及び醫療設備を供給する責任をもつていた。

E-1167
この期間中、これらの收容所における状態は、言葉でいえないほど悪かつた。食糧、醫藥品及び醫療設備の供給は、はなはだしく不充分であつた。榮養

不足による病気がはびこり、その結果として、毎日多くの者が死亡した。降伏の日まで生き残つた者は、哀れな状態にあつた。降伏後に、收容所が視察されたときは監視員の間には、そのような状態は見られなかつた。

E-1168

捕虜と抑留者とのこの残虐な取扱いに對する板垣の辯解は、日本の船舶に對する連合國の攻撃によつて、これらの地域への補給物資の輸送がはなはだ困難になつたこと、手もとにあつた補給物資で、かれはできるだけのことをしたということである。しかし、降伏後には、食糧と醫藥品の補給は、板垣の軍隊によつてシンガポール、ボルネオ、ジャワ及びスマトラの收容所の使用に當てることができた。板垣のための證據及び辯論として申立てられた説明では、日本側は長期戦を予想し、補給品を使わないで保存していたというのである。このことは、板垣が捕虜と抑留者をはなはだしく非人道的に取扱つたのは、當時の一般的な事情からすれば、正當な理由があつたと主張するに等しい。本裁判所は、躊躇なく、この辯護を却下する。板垣は、何千という捕虜と抑留者への補給について責任があつたのであるから、その補給が將來維持できないとわかつたならば、戰爭法規に基くかれの義務としては、手もとにある補給品を分配し、その間に、上官に對して、將來捕虜と抑留者を扶養するため、必要とあれば、連合國に連絡して、手配をしなければならぬと通告することであつた。かれのとつた方針によつて、かれは、自分が適當に扶養すべき義務のあつた何千という人

人の死亡または苦痛に對して責任がある。
本裁判所は、訴因第五十四について、坂垣を有罪
と判定する。土肥原の場合と同じく、本裁判所は、
訴因第五十五については、判定を行わない。

裏面白紙

E-1169

賀屋興直

被告賀屋は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第五十四及び第五十五で訴追されている。

賀屋は文官であつた。

一九三六年に、かれは對滿事務局參與に任命され、一九三七年二月に、大蔵次官になつた。一九三七年六月に、第一次近衛内閣の大蔵大臣に任命され、一九三八年五月まで、この地位を占めていた。一九三八年七月に、大蔵省顧問になつた。一九三九年七月に、興亞委員會の委員に、またその年の八月に、北支那開發會社の總裁に任命され、一九四一年十月に東條内閣の大蔵大臣になるまで、その地位に留まつていた。一九四四年二月に、大蔵大臣を辭職したが、再び大蔵省顧問になつた。

これらの地位において、かれは、日本の侵略的な諸政策の樹立と、それらの政策の遂行のための日本の財政上、經濟上、産業上の準備とに参加した。

この期間を通じて、特に第一次近衛内閣と東條内閣との大蔵大臣として、また北支那開發會社總裁として、かれは、中國における侵略戦争と西洋諸國に對する侵略戦争との準備と遂行とに積極的に従事した。かれは、訴因第一に主張されている共同謀議の積極的な一員であり、この訴因について、有罪と判定される。

賀屋は、かれが占めたいろいろの地位において、

E-1170

起訴状の訴因第二十七、第二十九、第三十一及び第三十二に主張されている侵略戦争の遂行に、主要な役割を果した。従つて、これらの訴因について、これは有罪と判定される。

戦争犯罪に對して、賀屋に責任があることを、證據は示していない。従つて、訴因第五十四及び第五十五については、かれは無罪と判定される。

裏面白紙

木戸 幸一

被告木戸幸一は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第三十三、第三十五、第三十六、第五十四、及び第五十五で訴追されている。一九三〇年から一九三六年まで、木戸は内大臣の秘書官長として、官中の職員であつた。この期間中、かれは補給における軍事上と政治上の企ての眞の性質を知つていた。しかし、このときには、軍部とその支持者によつて始められた共同謀議には、かれは關係がなかつた。

一九三七年に、木戸は文部大臣として第一次近衛内閣に加わり、また一時厚生大臣であつた。一九三九年に、平沼が総理大臣になると、木戸は内務大臣に任命され、一九三九年八月まで、引續いて關係があつた。一九三七年から一九三九年までのこの期間に、木戸は共同謀議者の見解を採り、かれらの政策のため、一意専心努力した。中國における戦争は、その第二の段階にいつていた。木戸はこの戦争の遂行に熱意をもち、中國と妥協することによつて、戦争を早く終らせようとする参謀本部の努力に對して、反抗さえしたほどであつた。かれは中國の完全な軍事的と政治的の支配に懸命であつた。

このようにして、木戸は、中國における共同謀議者の計畫を支持したばかりではなく、文部大臣として、日本における強い好戰的精神の發展に力を盡した。

E-1172

一九三九年八月から、一九四〇年六月に内大臣に
なるまで、木戸は近衛とともに、近衛を總裁とし、
木戸を副總裁とする単一政黨によつて、既成政黨に
代える計畫を進めることに活動した。この一黨制度
は、日本に全体主義的な制度を興え、それによつて、
共同謀議者の計畫に對する政治的な抵抗を除くもの
と期待された。

内大臣として木戸は、共同謀議を進めるのに、特
に有利な地位にあつた。かれのおもな任務は、天皇
に進言することであつた。かれは政治上の出來事
に密接な接觸を保つており、これに最も關係の深い人
々と政治的にも個人的にも親密な關係にあつた。か
れの地位は、非常に勢力のあるものであつた。かれ
はこの勢力を天皇に對して用いたばかりでなく、政
治的策略によつて共同謀議の目的を促進するよう
も用いた。中國及び全東アジアとともに、南方の諸
地域の支配を含むところの、これらの目的にかれも
共鳴していた。

西洋諸國に對する戦争開始のときが近づくにつれ
て、完全な成功については、海軍部内で疑念が抱か
れていたために、木戸はある程度の躊躇を示した。
このように氣おくれしている状態でも、木戸は中國
に對する侵略戦争の遂行を決意していたし、もう確
信が薄らいでいたにもかかわらず、イギリスとオラ
ンダに對して、また必要となれば、アメリカ合衆國
に對して企てられていた戦争に、力を盡した。海軍
の疑念が除かれると、木戸の疑念も除かれたようであ
る。かれは再び共同謀議の全目的の達成を信じて

E-1173

始めた。そのときまで、西洋諸國と直ちに戦争することをおくまで主張していた東條を、總理大臣の地位に就かせることに、かれは主として力があつた。その他の方法でも、かれはその地位を利用して、このような戦争を支持し、またはそれを阻止するおそれのある行動を故意に避けた。最後のときにも、またもつと有効であつたはずの初期においても、かれは天皇に對して、戦争に反對の態度をとるよう進言することをしなかつた。

檢察側は、訴因第三十三、第三十五と第三十六で述べられている戦争に對して、木戸の有罪を示す證據を提出していない。

戦争犯罪に關しては、南京において残虐行為が行われた際に、木戸は關係があつた。それを防止しなかつたことに對する責任をかれに負わせるには、證據が充分でない。一九四一年の西洋諸國に對する戦争中とその後には、木戸の地位は、犯された残虐行為に對して、かれに責任があるとするのできないようのものであつた。

訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一及び第三十二における起訴事實について、木戸は有罪と判定され、訴因第三十三、第三十五、第三十六、第五十四及び第五十五については、無罪と判定される。

木村兵太郎

木村は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第五十四及び第五十五で起訴されている。

陸軍將校である木村は、審理の対象となつてゐる期間の大部分を通じて、陸軍省で行政的な事務に秀であつてゐたが、最後には、一九四一年四月に陸軍次官になつた。その後、企畫院參與と總力戰研究所顧問に任命された。一九四三年三月に、陸軍次官の任を解かれ、一九四四年八月に、ビルマ方面軍司令官になり、一九四五年に日本が降伏するまで、この任にあつた。

陸軍次官として勤務してゐた間、かれはほとんど毎日陸軍大臣とその他の大臣、次官及び局長と接し、合衆國との重大な交渉の間における政府の決定と措置のすべてを知る地位にあり、實際にいつも充分に知らされてゐた。太平洋戦争と中國における敵對行爲との計畫と準備とについて、かれは完全な知識をもつてゐた。全期間を通じて、かれは侵略的な計畫に全幅の支持を與え、かれの廣い経験に基いて時々進言を行つて、陸軍大臣及び他の省と提携し、協力した。

指導者ではなかつたが、かれは、かれ自身によつて發意されたか、參謀本部または他の機關によつて提案され、かれによつて承認され、支持された政策の樹立と進展に參加した。このようにして、侵略戦

争を遂行する共同謀議において、かれは重實を協力者または共犯者であつた。

E-1175

共同謀議者の一人としてのかれの活動と相伴つて、一九三九年と一九四〇年には師團長として、次には關東軍参謀長として、後には陸軍次官として、かれは中露における戦争と太平洋戦争との遂行に目立つた役割を果たした。太平洋戦争の不法性について、完全な知識をもつていたがら、一九四四年八月に、かれはビルマ方面軍の司令官となり、降伏の時まで、引續いてその地位にあつた。

かれは多くの場合に捕虜を作業に使用することを承認したが、その作業は、戦争法規によつて禁止されている作業と、何千という捕虜の最大の艱難と死亡をもたらした状態における作業とであつて、この點で、かれは戦争法規の違反に積極的な形で参加した一人である。後者の場合の一例は、泰緬鐵道の建設における捕虜の使用であつて、これに對する命令は、木村によつて承認され、傳達されたものである。さらば、すべての戦争地域で、日本軍がどんな程度の殘虐行為を行つたかを知つていながら、一九四四年八月に、木村はビルマ方面軍の指揮を引續いだ。かれがラングーンの司令部に到着した日から、後に司令部がモールメインに移されたときまで、殘虐行為は少しも衰えることのない程度で、引續いて行われた。かれの指揮の下にある軍隊が殘虐行為を行うのを防ぐために、かれは懲戒措置または他の手段を全然とらなかつた。

木村の辯護として、かれがビルマに到着したとき

E-1176

に、かれはその部隊に對して、正しい軍人らしい行動をとり、捕虜を虐待することを慎むように命令したということが主張された。多くの場合に、かれの司令部から數マイル以内のところ、大規模に行われた捕虜虐待の性質と範圍にかんがみて、本裁判所は木村が戦争法規を實施すべきかれの義務に怠慢であつたと判定する。このような事柄のもとにおける軍の司令官の義務は、たとい型通りの命令が實際出されたとしても、そのような命令を出すだけで果されるものではない。かれの義務は、その後戦争犯罪が行われるのを防ぐような措置をとり、そのような命令を發すること、その命令が實行されていることをみずから確かめることである。これをかれは怠つた。このようにして、戦争法規の違反を防ぐために、充分な措置をとるべき法律上の義務を、かれは故意に無視したのである。

本裁判所は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第五十四及び第五十五について、木村を有罪と判定する。

E-1177

小磯國昭

小磯は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第三十六、第五十四及び第五十五で訴追されている。

かれは一九三一年に共同謀議に参加した。それは、かれが三月事件に指導者の一人として参加したからである。この事件の目的は、濱口内閣を倒し、満洲の占領に都合のよい内閣を就任させることであつた。その後、一九三二年八月に、關東軍参謀長に任命されてから、かれは日本の對外進出計畫の進展に指導的な役割を演じた。

一九三二年八月から一九三四年三月まで、關東軍参謀長として、日本政府によつて採用された共同謀議者の方針による満洲國の政治的と經濟的の組織のために陸軍省を通じて政府に提出された提案と計畫をかれは作成し、またはこれに同意した。かれの辯護として、提案と計畫を東京に送付するについては、單に参謀長としてそうしたのであつて、このような措置は、かれ一個人の同意を意味したものでないといふことが主張された。日本の侵略的計畫をかれが知つていたことにかんがみて、本裁判所は、この抗辯を容認することができない。これらの計畫を促進するため、政治的と經濟的の事項について進言したことによつて、かれは一参謀長としての通常の職務の範圍を越えたのである。

侵入と滿洲における新しい戦闘が起つた。

E-1178
その後、平沼内閣と米内内閣の拓務大臣として、小磯は、中國における戦争の指導と、佛印占領の開始と、オランダ領東インドから讓歩を得るための、ついにはこれを経済的に支配するための交渉とを支持し、これに参加した。

同じ期間に、かれは日本が「すべての方向に進出する」という計畫を唱道した。

一九四四年七月に、小磯は朝鮮總督の任を解かれて、總理大臣になつた。この資格において、かれは西洋諸國に對する戦争の遂行を主張し、また指導した。日本が戦争に敗北したことが明らかになつた一九四五年四月に、かれは總理大臣を辭して、鈴木内閣成立の途を開いた。

ノモンハンにおける戦闘を組織するとか、指導するとかによつて、かれがこの戦闘になんらかの役割を演じたという證據はない。

戦争犯罪

小磯が一九四四年に總理大臣になつたときには、各戦争地域で日本軍が犯しつづつた殘虐行爲とその他の戦争犯罪はよく知れ渡つていたのであるから、これらの悪評が廣まつていたことによつてか、各省間の通信からして、小磯のような地位にいた者が充分に知つていなかつたといふことは、ありそうもないことである。この事柄は、一九四四年十月に、小磯が出席した最高戦争指導會議の會合で、外務大臣

取扱いは「大いに改善の余地がある」と報ぜられて
いると報告した事實によつて、疑いの余地のなにも
のとなつてゐる。外務大臣は、さらに、日本の國際
的な評判と將來の國交という観点から、これは重要
な事項であると述べた。かれは、これらの事項が充
分に協議されるように、主管當局者に指令を發する
ことを要求した。その後、小磯は、總理大臣として
六カ月間在任したが、その間に、日本の捕虜と抑留
者の取扱いは、なんらの改善も見られなかつた。
これは、かれがその義務を故意に無視したことに相
當する。

本裁判所は、訴因第一、第二十七、第二十九、第
三十一、第三十二及び第五十五について、小磯を有罪と判
定する。訴因第三十六及び第五十四については、か
れは無罪である。

松井石根

被告松井は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第三十五、第三十六、第五十四及び第五十五で訴追されている。

松井は日本陸軍の高級將校であり、一九三三年に大將の階級に進んだ。かれは陸軍において廣い經驗をもつており、そのうちには、關東軍と參謀本部における勤務が含まれていた。共同謀議を考え出して、それを實行した者と緊密に連絡していたことからして、共同謀議者の目的と政策について、知っていたはずであるとも考えられるが、裁判所に提出された證據は、かれが共同謀議者であつたという認定を正當化するものではない。

一九三七年と一九三八年の中國におけるかれの軍務は、それ自体としては、侵略戦争の遂行と見做すことはできない。訴因第二十七について有罪と判定することを正當化するためには、檢察側の義務として、松井がその戦争の犯罪的性質を知つていたという推論を正當化する證據を提出しなければならなかつた。このことは行われなかつた。

一九三五年に、松井は退役したが、一九三七年に、上海派遣軍を指揮するため、現役に復した。ついで、上海派遣軍と第十軍とを含む中支那方面軍司令官に任命された。これらの軍隊を率いて、かれは一九三七年十二月十三日に南京市を攻略した。南京が落ちる前に、中國軍は撤退し、占領された

E-1181

のは無抵抗の都市であつた。それに續いて起つたのは、無力の市民に對して、日本の陸軍が犯した最も恐ろしい殘虐行爲の長期にわたる連続であつた。日本軍人によつて、大量の虐殺、個人に對する殺害、強姦、掠奪及び放火が行われた。殘虐行爲が廣く行われたことは、日本人證人によつて否定されたが、いろいろな國籍の、また疑いのない、信憑性のある中立的證人の反對の證言は、壓倒的に有力である。この犯罪の修羅の騒ぎは、一九三七年十二月十三日に、この都市が占據されたときに始まり、一九三八年二月の初めまでやまなかつた。この六、七週間の期間において、何千という婦人が強姦され、十万以上の人々が殺害され、無数の財産が盗まれたり、焼かれたりした。これらの恐ろしい出來事が最高潮にあつたときに、すなわち十二月十七日に、松井は同市に入城し、五日ないし七日の間滞在した。自分自身の觀察と幕僚の報告とによつて、かれはどのようなことが起つていたかを知つていたはずである。憲兵隊と領事館員から、自分の軍隊の非行がある程度あつたと聞いたことをかれは認めてゐる。南京における日本の外交代表者に對して、これらの殘虐行爲に關する日々々の報告が提出され、かれらはこれを東京に報告した。本裁判所は、何が起つていたかを松井が知つていたという充分な證據があると認める。これらの恐ろしい出來事を緩和するため、かれは何もしなかつたか、何かしたにしても、効果のあることは何もしなかつた。同市の占領の前に、かれは自分の軍隊に對して、行動を嚴正にせよという命令を確かに出し、

その後さらに同じ趣旨の命令を出した。現在わかっているように、またかれが知っていたはずであるように、これらの命令はなんの効果もなかつた。かれのために、當時かれは病氣であつたということが申し立てられた。かれの病氣は、かれの指揮下の作戦行動を指導できないというほどのものでもなく、またこれらの殘虐行為が起つている間に、何日も同市を訪問できないというほどのものでもなかつた。これらの出来事に對して責任を有する軍隊を、かれは指揮していた。これらの出来事をかれは知っていた。かれは自分の軍隊を統制し、南京の不幸な市民を保護する義務をもつていたとともに、その權限をもつていた。この義務の履行を怠つたことについて、かれは犯罪的責任があると認めなければならぬ。本裁判所は、被告松井を訴因第五十五について有罪、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第三十五、第三十六及び第五十四について無罪と判定する。

南は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第五十四及び第五十五で訴追されている。一九三一年には、南は陸軍大將であり、四月から十二月まで陸軍大臣であつた。すでに奉天事件以前に、軍國主義と、日本の對外進出と、滿洲を「日本の生命線」とすることを唱道する共同謀議者と、かれは關係をもつていた。事件が起りそうであるといふことを、かれは前もつて知らされていた。それを防止するようになり、かれは命令された。かれはそれを防止する充分な手段をとらなかつた。事件が起つたときに、かれは陸軍の行動を「正當な自衛」と稱した。内閣は直ちに事件を擴大してはならないと決定し、南は内閣の政策を實行することに同意したが、作戰地域は日一日と擴大し、南は陸軍を抑制する充分な手段をとらなかつた。爾後で、かれは陸軍のとつた手段を支持した。日本が中國でとつた行動に、國際連盟が反對するならば、日本は連盟から脱退すべきだとかれは早くから唱へた。内閣は滿洲を占領したり、軍政をしいたりすべきではないと決定した。陸軍がこれらの指圖を南方とも實行する手段をとりつつあることを南は知つていたが、それをやめさせるために、なにもしなかつた。陸軍を統制する手段をとつて、總理大臣と外務大臣を支持することをかれがしなかつたので、内閣は瓦解するに至つた。その後、日本は滿洲と蒙古の防衛を引受けらるべきであるとか

E-1184

れは唱えた。滿洲に新しい國家が建設されなければならぬと、かれはすでに唱えていた。

一九三四年十二月から一九三六年三月まで、かれは關東軍司令官であり、滿洲の征服を完了し、日本は關東軍司令官のこの部分を開發利用することを助けた。軍事行動の威嚇のもとに、華北と内蒙古に傀儡政權を樹立することに對して、かれは責任があつた。ソビエト連邦に對する攻撃の基地として、滿洲を開發したことに對しても、このような攻撃の計畫について、かれは一部分責任があつた。

一九三六年に、かれは朝鮮總督となり、一九三八年には、かれが「聖戰」と呼んだ中國に對する戦争の遂行と、中國國民政府の打倒とを支持した。

本裁判所は、訴因第一と第二十七について、南を有罪と判定する。訴因第二十九、第三十一、第三十二、第五十四及び第五十五に含まれている起訴事實については、かれは無罪である。

武藤章

被告は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第三十三、第三十六、第五十四及び第五十五で起訴されている。

かれは軍人であつて、陸軍省軍務局長の重要な職に就くまでは、高等政策の立案に關係のある職務にはついていなかった。その上に、軍務局長になる前の時期において、單獨または他の者とともに、かれが高等政策の立案に影響を與えようと試みたという證據はない。

軍務局長になつたときに、かれは共同謀議に加わつた。この職とともに、一九三九年九月から一九四二年四月まで、かれはほかの多数の職を兼ねていた。この期間において、共同謀議者による侵略戦争の計画、準備及び遂行は、その絶頂に達した。これらの一切の活動において、かれは首謀者の役割を演じた。かれが軍務局長になつたときに、ノモンハンの戦闘は終つていた。この戦争の遂行には、かれは關係がなかつた。

一九四五年三月に、日本が佛印でフランスを攻撃したときに、かれはフィリッピンにおける参謀長であつた。この戦争をすることには、かれは關係がなかつた。

本裁判所は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一及び第三十二について、武藤を有罪と判定する。訴因第三十三及び第三十六については、かれは

無罪である。

戦争犯罪

武藤は、一九三七年十一月から一九三八年七月まで、松井の参謀將校であつた。南京とその周辺で、驚くべき残虐行為が松井の軍隊によつて犯されたのは、この期間においてであつた。多くの週間にわたつて、これらの残虐行為が行われていたことを、松井が知つていたと同じように、武藤も知つていたことについて、われわれはなんら疑問ももつていない。かれの上官は、これらの行為をやめさせる充分な手段をとらなかつた。われわれの意見では、武藤は、下僚の地位にいたので、それをやめさせる手段をとることができなかつたのである。この恐ろしい事件については、武藤は責任がない。

一九四二年四月から一九四四年十月まで、武藤は北部スマトラで近衛第二師團を指揮した。この期間において、かれの軍隊が占領していた地域で、残虐行為が廣く行われた。これについては、武藤は責任者の一人である。捕虜と一殺人抑留者は食物を充分に與えられず放置され、拷問され、殺害され、没住民は虐殺された。

一九四四年十月に、フィリッピンにおいて、武藤は山下の参謀長になつた。降伏まで、かれはその職に就いていた。このときには、かれの地位は、いわゆる「南京暴虐事件」のときに、かれが占めていた地位とは、まったく異なつていた。このときには、かれは方針を左右する地位にあつた。この参謀長の

戦に就いていた期間において、日本軍は連続的に虐殺、拷問、その他の残虐行爲を一般住民に對して行つた。捕虜と一般人抑留者は、食物を充分に與えられず、拷問され、殺害された。戦争法規に對するこれらのはなはだしい違反について、武蔵は責任者の一人である。われわれは、これらの出來事について、まつたく知らなかつたというかれの辯護を却下する。これはまつたく信じられないことである。本裁判所は、訴因第五十四と第五十五について、武蔵を有罪と判定する。

A-1167

岡 敏 純

岡は、起訴状の訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第五十四及び第五十五で訴追されている。

岡は日本海軍の將校であつた。一九四〇年十月に、海軍少將に追級し、海軍省軍務局長になつた。

一九四〇年十月から一九四四年七月まで、軍務局長としての職にあつた間、岡は共同謀議の積極的な一員であつた。この職において、かれは、日本の政策の大部分を決定した連絡會議の有力な一員であつた。中國と西洋諸國に對する侵略戦争を遂行する政策の樹立と實行に、かれは參加した。

戦争犯罪

岡のいた海軍省は、捕虜の福祉に關係していたので海軍の兵員が捕虜に對して戦争犯罪を犯しつゝあつたことを、かれは知つていたか、知つてゐるべきであつたといふことを示すような、いくらかの證據はある。しかし、刑事事件において、有罪と判定することを正當化する證據の標準には、それは達してゐない。

本裁判所は、訴因第五十四と第五十五について、岡を無罪と判定し、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一及び第三十二について、有罪と判定する。

E-1188

大島浩

大島は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第五十四及び第五十五で起訴されている。

大島は陸軍の將校であつたが、ここで取扱つている期間中、外交の分野で勤務してゐた。最初はベルリンの日本大使館附陸軍武官であり、後には大使の地位に進んだ。一九三九年から約一年間は、外交官としての地位をもたなかつたが、その後大使としてベルリンに歸り、日本の降伏まで、そこに留まつた。大島は、ヒットラー政権の成功を信じていた者であつて、最初にベルリン在勤を命ぜられたときから、日本の軍部の計畫を促進するために、全力を盡した。日本をドイツとの全面的軍事同盟に引き入れようとつとめて、ときには大使を差しおいて、フオン・リッペンとロツプと直接に折衝した。大使に任命されると、西洋諸國に對抗して、日本をドイツ及びイタリア側に立たせ、こうして廣田政策を實行に移す途を開くところの條約を、むりやりに日本に受諾させようとする努力を續けた。軍部派の侵略政策を促進するため、いく度も、かれの外務大臣の政策に反對し、またこれを無視する政策をとつた。

獨・ソ中立條約は、一時かれの企てを阻止した。そこで、かれは東京に歸り、新聞や雜誌の論説によつて、またドイツの大使と緊密に協力することによつて、戦争を主唱する者を支援した。

大島は主要な共同謀議者の一人であり、終始一貫して、おもな共同謀議の目的を支持し、助長した。中国における戦争または太平洋戦争の指導には、かれは参加しなかつたし、捕虜に關する任務または責任を伴うような地位には、一度も就いたことがなかつた。

大島の特別な辯護は、かれのドイツにおける行動について、かれが外交官の特権によつて保護されており、訴追を免除されるというのである。外交官の特権は、法律上の責任の免除を意味するものではなく、単に大使の駐在する國の裁判所による裁判の免除を意味するだけである。いづれにしても、この特権は、管轄權をもつ裁判所に對して、國際法に違反する犯罪として訴追されたものには、まったく關係がない。本裁判所は、この特別な辯護を却下する。本裁判所は、訴因第一について、大島を有罪と判定する。訴因第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第五十四及び第五十五については、かれは無罪である。

E-1190

佐藤賢了

被告佐藤賢了は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第五十四及び第五十五で訴追されている。

一九三七年に當時軍務局の局員であつた佐藤は、陸軍中佐の階級に昇進した。その年に、かれは企鵝島の調査官に任命された。その後、軍務局における任務に加えて、ほかの任務もつていた。すなわち、一時専務官として勤務した企鵝島ばかりでなく、中国における日本の戦争と他の諸國に對して日本が企圖していた戦争とに、多かれ少かれ關係のある他の機關においても、任務をもつていたのである。

近衛内閣は、一九三八年二月に総動員法を議會に提出した。佐藤は「説明員」として用いられ、この法案を支持する演説を議會で行つた。

一九四一年二月に、佐藤は軍務局軍務課長に任命された。一九四一年十月に、陸軍少將に進級した。一九四二年四月に、日本陸軍において、彼はただ重安な地位である軍務局長になつた。一九四四年まで、かれはこの地位に留まつた。同時に、主として政府の他の省と關係をもつていたいろいろの職を兼ね、これらの省の業務と陸軍省の業務との連絡の任にあつていた。

このようにして、一九四一年になつて初めて、佐藤は、その地位自体からして、政策の樹立を左右し得るような地位に就いたのである。

E-1191

つて、それ以前に、政策の立案に影響を與えようとする策謀にふけつたという證據は提出されていない。決定的な問題は、そのときまでに、日本の企圖が犯罪的であつたといふことをかれが知るようになつていたかどうかといふことである。なぜなら、その後、自分のできる限り、かれはこれらの企圖の進展と遂行を促進したからである。

このことは、一九三八年八月に佐藤が行つた演説によつて、合理的な疑問の余地のないものとなつてゐる。かれは中國における戦争について陸軍の見解を述べてゐる。日本が中國に對する戦争の解決の基礎とする用意のあつた詳細な條件、しかも中國には決して示されなかつたものを、かれはよく知つていたことを現わしてゐる。これらの條件が一見して明らかになつてゐたものは、中國の正當な政府を廢止すること、このころまでには、その資源の大部分が日本の利益になるように開發されてゐた滿洲國といふ傀儡國家を承認すること、日本の利益になるように中國經濟を組織統制すること、これらの不法な利益が失われなことを保證するために、日本軍隊を中國に駐屯させることである。華北は完全に日本の支配下に置かれることになつており、その資源は國防のために、すなわち、日本の軍事的準備を助けるために、開發されることになつてゐるとかれは述べてゐる。日本はソビエト連邦と戦争を行つてゐると予言したが、日本はその軍備と生産が振充されるときに、時機を逸ぶであろうといつてゐる。

辯護側では、中國における日本の行動は、中國における日本の正當な權益を確實に保護したいという希望に基いたものであるとわれわれに信じさせようとしているが、この演説によると、佐藤はそうは信じていなかったことがわかる。それどころか、中國に對する日本の攻撃の動機は、隣國の富を手収めることであるということを知っていた。われわれの意見では、そのように犯罪であることを知っていた佐藤は、一九四一年から後、明らかに共同謀議の一員であつたのである。

その後、政府における重要な職において、また軍の指揮官として、かれは訴因第二十七、第二十九、第三十一及び第三十二で訴追されている侵略戦争を遂行した。

E-1192

戦争犯罪

日本の軍隊の行動に對する多くの抗議について、佐藤が知っていたこと、疑いがない。なぜなら、これらの抗議は、かれの局に送られ、陸軍省の局長の二週間ごとの會合で論議されたからである。これらの會合を主宰した者は東條であつて、かれこそ、これらの抗議に關して、措置をとるかたらないかを決定したのであり、かれの部下であつた佐藤は、自分の上官の決定に反對して、みずから進んで予防的措置をとることではできなかった。

本裁判所は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一及び第三十二について、佐藤を有罪と判定する。訴因第五十四及び第五十五については、かれは無罪である。

被告は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第三十三、第三十五、第五十四及び第五十五で訴追されている。

訴因第一については、かれが一九三一年と一九三二年に中國駐在公使であつたとき、對滿事務局參與であつたとき、一九三六年から一九三八年までソビエト連邦駐在大使であつたとき、一九三八年から一九四一年までイギリス駐在大使であつたとき、並びに一九四二年と一九四三年に中國駐在大使であつたときの、かれの行動が訴追されている。對滿事務局參與として、政策の樹立に、かれがなにかの役割を演じたという證據はない。そのほかについては、公使及び大使として、重光はこれらの官職の正當な任務を越えたことは一度もなかつたと、われわれは認定する。上に述べた年の間、かれは共同謀議者の一人ではなかつた。實際において、かれは、外務省に對して共同謀議者の政策に反對する進言をくり返し與えていたのである。

かれが外務大臣になつた一九四三年までには、一定の侵略戦争を遂行するという共同謀議者の政策はすでに定つており、かつ實行されつつあつた。その後、この政策がそれ以上に樹立されたことも、發展させられたこともなかつた。

本裁判所は、訴因第一について、重光を無罪と判定する。

一九四三年に、日本は太平洋における戦争を行つていた。日本に關する限り、この戦争が侵略戦争であることを、かれは充分に知つていた。なぜなら、かれはこの戦争を引き起した共同謀議者の政策を知つており、實にしばしばこの政策を實行に移すべきではないと進言していたからである。それにもかかわらず、今や、一九四五年四月十三日に辭職するまで、かれはこの戦争の遂行に主要な役割を演じたのである。

E-1194
本裁判所は、訴因第二十七、第二十九、第三十一、第三十二及び第三十三について、重光を有罪と判定する。訴因第三十五については、かれは無罪である。

戦争犯罪

重光が外務大臣であつた一九四三年四月から一九四五年四月までの期間を通じて、利益保護國は日本の外務省に對して、連合國から受取つた抗議を次々に傳達した。これらは、責任ある國家機關によつて利益保護國に送られた重大な抗議であつて、多くの場合に、きわめて詳細な具体的事實が添えてあつた。抗議の内容となつてゐる問題は、次の通りであつた。

(一) 捕虜の非人道的な取扱ひ、 (二) 利益保護國に對して、少数の例外を除いては、すべての捕虜收容所の視察を許可することを拒絶したこと、 (三) 利益保護國の代表者に對して、日本人立會人の臨席なしに、捕虜と面會するのを許可することを拒絶したこと、 (四) 捕虜の氏名と抑留地に關する情報の提供を怠つたこと。これらの抗議は、まず外務省で處理さ

一九四三年に、日本は太平洋における戦争を行つていた。日本に關する限り、この戦争が停戦戦争であることを、かれは充分に知つていた。なぜなら、かれはこの戦争を引き起した共同謀議者の政策を知つており、實にしばしばこの政策を實行に移すべきてはないと進言していたからである。それにもかかわらず、今や、一九四五年四月十三日に辭職するまで、かれはこの戦争の遂行に主要な役割を演じたのである。

E-1194
 本裁判所は、訴因第二十七、第二十九、第三十一、第三十二及び第三十三について、重光を有罪と判定する。訴因第三十五については、かれは無罪である。

戦争犯罪

重光が外務大臣であつた一九四三年四月から一九四五年四月までの期間を通じて、利益保護國は日本の外務省に對して、聯合國から受取つた抗議を次々に傳達した。これらは、責任ある國家機關によつて利益保護國に送られた重大な抗議であつて、多くの場合に、きわめて詳細な具体的事實が添えてあつた。抗議の内容となつている問題は、次の通りであつた。

(一) 捕虜の非人道的な取扱ひ、
 (二) 利益保護國に對して、少數の例外を除いては、すべての捕虜收容所の視察を許可することを拒絶したこと、
 (三) 利益保護國の代表者に對して、日本人立會人の臨席なしには、捕虜と面會するのを許可することを拒絶したこと、
 (四) 捕虜の氏名と抑留地に關する情報の提供を怠つたこと。これらの抗議は、まず外務省で處理さ

れた。必要な場合には、他の省に送られ、外務大臣がこれに回答することのできるような資料が求められた。

日本の外務省と利益保護國との間の長い期間にわたる往復文書を読んで、だれしも疑わないておられないことは、日本の軍部がこれらの抗議に對する満足な回答を外務省に提供しなかつたのには、悪質の理由があつたのではないかということ、または少くとも、問題にされているような行動をした軍部ではなく、その他の機關によつて、獨立の調査を行うべきであつたのではないかということである。抗議に次ぐ抗議は、未回答のままであつたか、遅延の理由を説明しないで、何カ月も遅れてようやく回答されたかであつた。利益保護國による次々の督促も、顧みられなかつた。回答された抗議は、例外なしに、苦情をいうべきことは何もないと否定された。

ところで、責任のある人々によつて行われ、そのときの事情と具体的事實とを添えられた苦情が、とごとく不當なものであるということは、ほとんどあり得ないことであつた。その上に、收容所の視察の許可を軍部が拒絶したこと、利益保護國の代表者に對して、日本人立會人の臨席なしには、捕虜と面會するのを許可することを軍部が拒絶したこと、自己の手中にある捕虜について、詳細な事項を知らせるのを怠つたことは、軍部が何か隠すべきことをもつていたという疑いを起させるものであつた。

重光は、かれの承知していたこれらの事情からして、捕虜の取扱いが正當に行われていないという疑

いを起したものとわれわれが認定しても、かれに對して不當なことにはならない。實際のところ、ある證人は、かれのために、この趣旨の證言をしたのである。ところが、閣僚として、捕虜の福祉について、かれは全般的な責任を負つていたにかかわらず、問題を調査させる充分な措置をとらなかつた。かれは責任が果されていないのではないかと疑つていたのであるから、この責任を解除されるために、問題を強く押し進め、必要ならば、辭職するところまで行くべきであつた。

重光が戦争犯罪または人道に對する罪の遂行を命令し、授権し、または許可したという證據はない。裁判所は、訴因第五十四については、重光を無罪と判定する。

裁判所は、訴因第五十五について、重光を有罪と判定する。

E-1196
刑の輕減として、われわれは次のことを考慮に入れる。重光は、共同謀議の成立には、少しも關係していなかつたこと、一九四三年四月に外務大臣になるまで、かれは侵略戦争を遂行しなかつたのであつて、この時期には、すでに日本がその將來に致命的な影響を及ぼす戦争に深く卷きこまれていたこと、戦争犯罪の問題については、かれが外務大臣であつたときには、軍部が完全に日本を支配していたので、軍部を非難するには、どのような日本人にとつても、大きな決意が必要であつたであらうということである。

嶋田 葵 太郎

被告は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十
一、第三十二、第五十四及び第五十五で訴追されて
いる。

一九四一年十月まで、嶋田は、自己の任務をその
ままに遂行する海軍將校の役割を行っていたにすぎ
なかつたのであり、そのときまでは、共同謀議に参
加していなかつた。

一九四一年十月には、海軍大臣に送られる資格の
ある高級海軍將校であつた。東條内閣でかれは海軍
大臣になり、一九四四年八月までその職にあつた。
また、一九四四年二月から八月までの六カ月の間、
海軍軍令部総長であつた。

東條内閣の成立から、一九四一年十二月七日に日
本が西洋諸國を攻撃するまで、この攻撃を計畫し開
始するについて、かれは共同謀議者によつてなされ
たすべての決定に参加した。この行動をとつた理由
として、凍結令が日本の首を絞めつつあり、日本の
戦闘能力を除々に弱めることになるものであつたこ
と、日本に對する経済的と軍事的の「包圍」があつ
たこと、アメリカ合衆國が交渉において非同情的で
非妥協的であつたこと、連合國によつて中國に與え
られた援助が日本で悪感情を引き起していたことを
かれは挙げた。この辯護が勘定に入れていないこと
は、かれが戦いによつて持ち続けようと決意してい
た利得は、かれの知つていた通り、日本が多年の停

略戦争で手に入れた利得であつたという事實である。本裁判所は、この辯護をすでに充分に検討し、これを却下した。

宣戦が布告された後、この戦争の遂行にあつて、かれは主要な役割を演じた。

本裁判所は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一及び第三十二について、嶋田を有罪と判定する。

E-1198

戦争犯罪

最も恥すべき捕虜の虐殺と殺害のうちには、日本海軍の人員によつて、太平洋諸島において、また雷撃された艦船の生存者に對して行われたものがある。直接に責任のあつた者には、將官もいたし、それ以下の階級にもわたつていた。

しかし、嶋田がこれらの事項に對して責任があるということ、かれが戦争犯罪の遂行を命令し、授權し、または許可したということ、または、これらの犯罪が行われていたことを知りながら、將來においてその遂行を防止するに充分な手段をとらなかつたということを認定するのが正當であるとするには、證據が不十分である。

本裁判所は、訴因第五十四と第五十五について、嶋田を無罪と判定する。

白鳥敏夫

被告は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十
一及び第三十二で起訴されている。

一九一四年に、かれは日本の外交官になつた。かれが最初の名を現わしたのは、外務省の情報部長としてであつて、一九三〇年十月から一九三三年六月まで、その職にあつた。この地位にあつて、かれは世界の報道機関に対して、日本の滿洲占領を辯護した。かれがそうするよりに命令されたことは疑いもないが、その當時でも、その後でも、被告の活動の特徴は、そのときの任務が何であるにせよ、かれはそれを果すだけで満足しなかつたといふことである。こうして、早くから、かれは政策問題に関する意見を發表して来た。その意見は、上層部で考慮を受けていた。かれは早くから日本は國際運盤から脱退すべきであると唱えた。かれは滿洲に傀儡政權を樹立することを支持した。共同謀議の目的に對するかれの支持は、この時期から始まつている。この支持は、長年にわたつて、またかれのできる限りの手段によつて、かれが引續いて與えたものである。

一九三三年六月から一九三七年四月まで、かれはスエーデン駐在公使であつた。かれの手紙のあるものは、この當時のかれの見解を示している。かれの意見によれば、ロシアの勢力は、必要ならば武力によつて、またロシアが強くなつて攻撃ができなくなる前に、極東から驅逐しなければならぬといふ

裏面白紙

であつた。さらに、日本の利益に害かあると思われ
るような外國の勢力は、中國から除かねばならぬと
いうこと、日本の外交官は、軍國主義者の政策を支
持すべきであるということがかれの意見であつた。
かれはみずから侵略戦争を衷心から可とする者であ
ることを示した。

日本に歸つて、かれは日本が全体主義的政府をつ
くるべきこと、日本、ドイツ及びイタリアは對外進
出政策をとるべきことを唱える論説を發表した。

E-1200

日本、ドイツ及びイタリア間の同盟の交渉が開始
されてから、一九三八年九月に、かれはローマ駐在
大使に任命された。この交渉において、右の諸國間
の一般的軍事同盟を固執した共同謀議者を支持して、
かれは當時ベルリン駐在大使であつた被告大島と協
力した。いつそう制限された條約だけを希望した外
務大臣の訓令に従うことを、かれは拒絶することま
でした。かれと大島は、共同謀議者の希望が容れら
れなければ、辭職すると感嘆した。

日本があまり長く時間を延ばして、ドイツがソビ
エツト連邦と不可侵條約を結んだときに、日本の世
論は一般にこれを防共協定の違反と見做したために、
この交渉は行きつまつた。白鳥は日本に歸つて、宣
傳を行つた。その宣傳の意圖は、ドイツの行動の申
譯を行い、ドイツ及びイタリアとの一般的軍事同盟
をもたらず準備をすることであり、この同盟をかれ
は依然として日本の對外進出主義的な目標を支える
ために必要であると考へていた。かれはいろいろなる
機會に、その宣傳で、共同謀議者の目的のすべてを

唱道した。すなわち、日本は中國を攻撃すべきこと、日本はロシアを攻撃すべきこと、日本はドイツ及びイタリアと同盟すべきこと、日本は西洋諸國に對して斷固たる行動をとるべきこと、日本は「新秩序」を建設すべきこと、日本はヨーロッパ戦争によつて與えられた南方進出の機會をとらえるべきこと、日本はシンガポールを攻撃すべきこと、その他である。この宣傳は、かれが外務省の顧問であつた一九四〇年八月から一九四一年七月まで続けられた。

一九四一年四月に、かれは病氣になり、その年の七月に、外務省顧問の職を辭した。その後、いろいろの出來事、重要な役割を演じなかつた。本裁判所は、訴因第一について白鳥を有罪と判定する。

E-1201

かれが侵略戦争を遂行したと認定することを正當化するような地位を、かれは占めたことがない。本裁判所は、訴因第二十七、第二十九、第三十一及び第三十二について、白鳥を無罪と判定する。

鈴木貞一は、起訴状の訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第三十五、第三十六、第五十四及び第五十五で訴追されている。

鈴木は軍人であつた。一九三二年に、陸軍中佐及び陸軍軍務局の職員として、かれは共同謀議の積極的な一員であつた。一九三二年五月における總理大臣大 養の暗殺の後、かれは、新しい内閣が政黨の指導のもとに組織されたならば、同じような暴力行為が起るであろうといひ、連立内閣を組織することに賛成した。かれの目的は、中國に對する共同謀議者の企てを支持すると思われる内閣を立てることであつた。

軍務局に勤務中、ソビエト連邦が日本の絶對の敵であると主張し、この國に對して侵略戦争を遂行するため、當時行われていた準備に協力した。ハサン湖におけるソビエト連邦に對する戦争の遂行に、鈴木が参加したといふ證據はなく、ノモンハンにおけるソビエト連邦または蒙古人民共和國に對する戦争の遂行に、かれが参加したといふ證據もない。

一九三七年十一月に、鈴木は陸軍少將になつた。かれは興亞院の組織者の一人であり、その政治及び行政部門の長であつた。この地位で、かれは日本によつて占領された中國の諸地域の開發利用を積極的に促進した。

E-1203

軍部による日本の支配を完全にし、南方への進出
を實行するため、第二次近衛内閣が組織されたと
きに、鈴木は無任所大臣になり、總力戦研究所の参
與の一人になつた。星野の代りに、鈴木を近衛は企
畫院の總裁とした。一九四四年七月十九日に京橋内
閣が瓦解するまで、鈴木はこの地位に留まつた。
企畫院總裁及び無任所大臣として、鈴木は、實際
上日本の政策をつくり出す機關であつた連絡會議に
常例的に出席した。連合國に對する侵略戦争の開始
と遂行を引き起した重要な會議の大部分に、鈴木は
出席した。これらの會議で、かれは積極的に共同謀
議を支持した。

被告が強虐行為の犯行に責任があつたという證據
はない。

われわれは、訴因第一、第二十七、第二十九、第
三十一及び第三十二で訴追されているように、鈴木
を有罪と判定し、訴因第三十五、第三十六、第五十
四及び第五十五については、無罪と判定する。

東郷 茂徳

被告東郷は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第三十六、第五十四及び第五十五で起訴されている。

東郷に對して訴追されている犯罪とかれのおもな關係は、一九四一年十月から、一九四二年九月にかれが辭職するまで、東條内閣の外務大臣として、その後再び、一九四五年の鈴木内閣の外務大臣としてである。かれが辭職してから再び任命されるまでの中間には、かれは公生活になんらの役割を演じなかつた。

かれの第一回の任命の日から、太平洋戦争の勃發まで、かれはその戦争の計畫と準備に参加した。かれは閣議や會議に出席し、採用された一切の決定に同意した。

外務大臣として、戦争勃發直前の合衆國との交渉において、かれは指導的な役割を演じ、戦争を主張した者の計畫に力を盡した。この交渉で用いられた欺瞞については、すでに論じた。

太平洋戦争の勃發後、その指導について、また中國における戦争の遂行について、かれは他の閣僚と協力した。

日本は包圍され、経済的に首を絞められていたという、被告のすべてに共通な辯護については、すでに他の箇所でも論じたが、それに加えて、東郷が特に主張したことは、合衆國との交渉を成立させるため

E-1205

に、あらゆる努力を拂うてであろうという保證のもとに、東條内閣に加わつたということである。さらに、就任した日から陸軍に反対し、かれが交渉を繼續するに必要な譲歩を陸軍から勝ち得たとかれは述べている。しかし、交渉が失敗に終り、戦争が避けられなくなつたときに、かれは反対して辭職しようとはせず、むしろ、そのまま職に留まつて、その戦争を支持した。それ以外のことをすることは卑怯であつたとかれはいつた。しかし、かれのその後の行動は、この抗辯をまつたく無効にするものである。一九四二年九月に、占領諸國の取扱いについて起つた陸内の紛争のために、かれは辭職した。われわれは、かれの行動と誠意とを判断するにあつて、一つの場合についても、他の場合についても、同じ考慮に従うつもりである。

訴因第三十六で主張されている犯罪的行爲のどれかが東郷にあつたという證據はない。この訴因に關係のあるかれの唯一の役割は、滿洲と外蒙古との國境を確定したところの、ソビエト連邦と日本との最後協定を調印したことであつた。

戦争犯罪

一九四二年に辭職するまで、東郷は戦争法規が遵守されることにつとめたように見える。かれは自分のところに来た抗辯を調査のために同付し、數個の場合には、改善の措置がとられた。かれが辭職したときには、日本軍によつて犯された殘虐行爲は、かれがそれを知つていたという推論を許すほどに、知

れ渡つてはいなかつた。

一九四五年の春、かれが再び外務大臣になつたときは、抗議が山積していたが、かれはそれを關係當局に回付した。本裁判所の意見では、戦争犯罪に關して、東郷が義務を怠つたということについて、充分な證據はない。

本裁判所は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一及び第三十二について、東郷を有罪と判定する。訴因第三十六、第五十四及び第五十五については、かれは無罪である。

被告は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第三十三、第三十六、第五十四及び第五十五で訴追されている。

東條は一九三七年六月に關東軍參謀長となり、それ以後は、共同謀議者の活動のほとんどすべてにおいて、首謀者の一人として、かれらと結託していた。かれはソビエト連邦に對する攻撃を計畫し、準備した。ソビエト連邦に對して企てられた攻撃において、日本陸軍をその背後の不安から解放するために、中國に對してさらに攻撃を加えることをかれは勧めた。この攻撃のための基地として、滿洲を組織することをかれは助けた。それ以後、どの時期においても、もし好機が訪れたならば、そのような攻撃を開始するという意圖を、かれは一度も捨てたことがなかった。

一九三八年五月に、かれは陸軍次官になるために、現地から呼びもどされた。この職務のほかに、かれは多數の任務をもち、これによつて、戦争に對する日本の國民と經濟の動員の、ほとんどすべての部分において、重要な役割を演じた。このとき、かれは中國との妥協による和平の提案に反對した。一九四〇年七月に、かれは陸軍大臣になつた。それ以後におけるかれの經歷の大部分は、日本の近隣諸國に對する侵略戦争を計畫し、遂行するため、共同謀議者が相次いでとつた手段の歴史である。というの、これらの計畫を立てたり、これらの戦争

を行つたりするにあつて、かれは首謀者の一人だつたからである。かれは巧みに、斷固として、おぼり強く、共同謀略の目的を唱道し、促進した。

一九四一年十月に、かれは總理大臣になり、一九四四年七月まで、その職に就いていた。

E-1207
陸軍大臣及び總理大臣として、中國國民政府を征服し、日本のために中國の資源を開發し、中國に對する戦争の成果を日本に確保するため、中國に日本軍を駐屯させるといふ政策を、終始一貫して支持した。

一九四一年十二月七日の攻撃に先だつ交渉において、かれが斷固としてとつた態度は、中國に對する侵略の成果を日本に保持させ、日本による東アジアと南方地域の支配を確立するのに役立つような條件を、日本は確保しなければならぬといふのであつた。かれの大きな勢力は、ことごとくこの政策の支持に注ぎこまれた。この政策を支持するため、戦争を行うといふ決定を成立させるにあつて、かれが演じた指導的役割の重要さは、どのよう大きく評價しても、大き過ぎるということはない。日本の近隣諸國に對する犯罪的攻撃に對して、かれは主要な責任を負つてゐる。

この裁判において、かれはこれらの攻撃が正當な自衛の措置であつたと主張し、厚かましくもそのすべてを辯護した。この抗辯については、われわれはすでに十分に論じつくした。それはまづたく根據のないものである。

訴因第三十六については、訴因第三十六で訴追さ

れている一九三九年の戦争に對して、東條に責任を負わせるような公報を、かれが占めていたという證據はない。

本裁判所は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二及び第三十三について、東條を有罪と判定し、訴因第三十六について、無罪と判定する。

戦争犯罪

東條は、戦争地域内における捕虜及び一般人抑留者の保護と、かれらに對する宿舍、食物、醫藥品及び醫療設備の提供とを擔當していた陸軍省の最高首腦者であつた。また、日本國內における一般人抑留者に對して、同じような義務を擔當していた内務省の最高首腦者であつた。さらに何よりも、捕虜及び一般人抑留者の保護に對して、継続的責任を負つていた政府の最高首腦者であつた。

捕虜及び抑留者の野蠻な取扱いは、東條によくわかつていた。かれは、連反者を處罰し、將來同じような犯罪が犯されるのを防止する充分な手段をとらなかつた。バターン死の行進に對するかれの態度は、これらの捕虜に對するかれの行爲を明らかなにするべきを與えるものである。一九四二年には、かれはこの行進の状態についていくらか知っており、これらの状態の結果として、多数の捕虜が死亡したことを知つていた。この事件について、かれは報告を求めなかつた。一九四三年に、フィリッピンにいたとき、なかれはこの行進について形式的な調査をしたが、な

んの措置もとらなかつた。處罰された者は一人もなかつた。かれの説明では、現地の日本軍の指揮官は、與えられた任務の遂行について、東京から一々具体的に命令を受ける必要はないというのである。このようにして、日本政府の最高首脳者は、日本政府に課せられていたところの、戦争法規の遵守を勵行するといふ義務の履行を意圖的に故意に拒んだのである。

もう一つの著しい例を挙げらば、戰略目的のために企てられた泰緬鐵道の敷設に捕虜を使用すべきであるとかれは報告した。捕虜に宿舍と食物を與えるために、または、この苦しい氣候の中で病氣にたつた者を手當するため、かれは適當な手配をしなかつた。かれはこの工事に使われている捕虜の悪い状態を知つて、調査のために將校を送つた。この鐵道の沿線の多くの收容所において、その調査官が発見したに違いない恐るべき状態をわれわれは知つている。この調査の結果としてとられた唯一の措置は、捕虜の虐待に對して、一中隊長を裁判することだけであつた。状態を改善するためには、何もなされなかつた。栄養不足による病氣と飢餓によつて、この工事が終るまで、捕虜は引續いて死んでいつた。捕虜收容所における栄養不良とその他の原因による高い死亡率に關する統計は、東條の主宰する會議で討論された。東條内閣が倒れた一九四四年における捕虜の恐るべき状態と、食糧及び醫藥品の缺乏のため死亡した捕虜の龐大な数とは、東條が捕虜の保護のために適當な措置をとらなかつたことに對し

て、決定的な證據である。

われわれは、中國人捕虜に對する日本陸軍の態度について、すでに述べた。日本政府は、この「事變」を戦争とは認めていなかったから、戦争法はこの戦いには適用されないこと、捕えられた中國人は、捕虜の身分と權利を與えらる資格がないと主張された。東條はこの恐るべき態度を知っており、しかもそれに反對しなかつた。

働かさざる捕虜は食うべからずという指令について、かれは責任がある。病人や負傷者がむりやりに働かされたり、その結果として、苦痛と死亡を生じたりするようになったのは、大部分において、東條がこの指令の實行をくり返し主張したためであるということを、われわれはすこしも疑わない。

捕虜の虐待が外國に知られるのを防ぐためにとられた措置については、われわれはすでに充分に述べた。これらの措置に對して、東條は責任がある。

本裁判所は、訴因第五十四について、東條を有罪と判定する。われわれは、訴因第五十五については、いかなる判定も下さない。

梅津 美治 郎

被告梅津は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一、第三十二、第三十六、第五十四及び第五十五で訴追されている。

梅津は陸軍の將校であつた。一九三四年から一九三六年まで、かれが華北における日本軍の指揮をとつていた間、中國の北部諸省に對して日本の侵略を續け、親日地方政權を立てまた武力を用いるという威嚇のもとに、一九三五年六月の何應欽、梅津協定を結ぶよように中國側を強制した。これはしばらくの間中國の正當政府の權力に制限を加えるものであつた。

一九三六年三月から一九三八年五月まで、梅津は陸軍次官であつた。この期間に、一九三六年の國策の話し合と一九三七年の重要産業についての計畫が決定された。これらは陸軍の計畫であり、太平洋戦争の主要な原因の一つであつた。

一九三七年一月に、新しい内閣を組織せよという天皇の命令が陸軍大將宇垣に與えられたときに、陸軍が宇垣を廣田の後繼者として承諾するのを拒絶したことについて、梅津は重要な役割を演じた。この反對のために、宇垣は内閣を組織することができなかつた。

一九三七年七月に、蘆溝橋において、中國における戦闘が再び起つたときに、この被告は、戦争を續けるといふ共同謀議者の計畫を知つており、またそれらを是認した。梅津は、内閣企畫の一員であるとして

ともに、共同謀議者の侵略的な計画の立案と、これらの計画の實行に必要な準備とに大いに寄與したところの、その他の多数の部局や委員會の一員でもあつた。

E-1211

一九三七年十二月に、關東軍參謀長として東條は、梅津にあてて、ソビエツト連邦に對する攻撃の準備の諸計画を、またその後、關東軍を増強する諸計画と内蒙古における施設についての諸計画を送つた。これらの計画は、ソビエツト連邦に對する戦争の準備についても、中國に對する戦争に關しても、缺くことのできない重要なものであると東條は述べていた。一九三九年から一九四四年まで、梅津が關東軍司令官であつた間、かれは引續いて滿洲の經濟を日本の役に立つよう指導した。その期間に、ソビエツトの領土の占領計画がつくられ、占領されることになつていたソビエツト地域の軍政に關する計画も立てられ、さらに、南方の占領地域における軍政を研究するために將校が同地域に送られた。この研究の目的は、こうして手に入れた資料をソビエツト領土で利用するためであつた。

被告が共同謀議の一員であつたという證據は、歴倒的に有力である。

訴因第三十六についていえば、ノモンハンにおける戦闘は、かれが關東軍の指揮をとる前に始まつていた。戦闘の終るわずか数日前に、かれは司令官になつた。

一九四四年七月から降伏まで、梅津は參謀總長であつた。これによつて、かれは中國と西洋諸國に對

する戦争の遂行に主要な役割を演じた。

戦争犯罪

梅津が残虐行為の遂行に對して責任があつたといふことの、充分な證據はない。

本裁判所は、訴因第一、第二十七、第二十九、第三十一及び第三十二について、梅津を有罪と判定する。訴因第三十六、第五十四及び第五十五については、かれは無罪である。

23-11-12
ALWAL

條約
司法
規課

裏
面
白
紙

JUDGMENT, I.M.T.F.E.
ANNEXES (A)
(Japanese Translation by
Language Division, IMTFE)

極東國際軍事裁判所

判決
附屬書

(A
ノ
部)

裏面白紙

JUDGMENT I.M.T.F.E.
ANNEXES ((A))
Table of Contents

附屬書番號	主 題	英文頁
A 1 1	「ボツダム」宣言	一
A 1 1	日本國政府條件附受諾	四
A 1 1	日本國政府條件附受諾	七
A 1 1	ニ對スル國務長官回答	九
A 1 1	日本國ノ最後の受諾	一五
A 1 1	降伏文書	一六
A 1 1	「モスコ」會議協定	一九
A 1 1	極東國際軍事裁判所設置ニ關スル特別宣言	二九
A 1 1	極東國際軍事裁判所條例	一九
A 1 1	起訴狀	二九

目 次

裏 面 白 紙

裏面白紙

E-1

極東國際軍事裁判所判決

附屬書A11

「ポツダム」宣言

一九四五年七月二十六日

「アメリカ合衆國、イギリス聯合王國及ビ中華民國ノ三國政府首班ニヨル宣言」

- (一) 吾等合衆國大統領、中華民國政府主席及ビ「グレート・ブリテン」國總理大臣ハ、吾等ノ數億ノ國民ヲ代表シ、協議ノ上日本國ニ對シ、今次ノ戰爭ヲ終結スルノ機會ヲ與フルコトニ意見一致セリ。
- (二) 合衆國、「イギリス」帝國及ビ中華民國ノ巨大ナル陸、海、空軍ハ、西方ヨリ來レル其ノ陸軍及空軍ニ依リテ幾倍ニ増強セラレ、日本國ニ對シ最後ノ打撃ヲ加フルノ態勢ヲ整ヘタリ。右ノ軍事力ハ日本國ガ抵抗ヲ終止スルニ至ル迄同國ニ對シ戰爭ヲ遂行セントスル全聯合國ノ決意ニ依リ支持セラレ且ツ鼓舞セラレ居ルモノナリ。
- (三) 歐起セル世界ノ自由ナル人民ノ力ニ對スル「ドイツ」國ノ無益且ツ無意義ナル抵抗ノ結果ハ、日本國國民ニ對シ極メテ明白ニ範例ヲ示スモノナリ。現在日本國ニ對シ集結サレツツアル力ハ、抵抗セル「ナチス」ニ對シ使用セラレタル時、全「ドイツ」國人民ノ土地、産業及ビ生活様式ヲ必然的ニ荒

E-2

瘡ト化セシメタルカヨリハ、測リ知レザル程強大ナルモノナリ。吾等ノ決意ニ依リ支持セララル吾等ノ軍事力ノ最高度ノ使用ハ、日本國軍隊ノ不可避且ツ完全ナル壊滅ヲ意味スベク、又同様不可避的ニ日本國本土ノ完全ナル荒廢ヲ意味スベシ。

(四) 無分別ナル打算ニ依リ日本帝國ヲ滅亡ノ縁ニ至ラシメタル我儘ナル軍國主義的助言者ニ依リ日本國ガ引續キ支配セララルベキカ又ハ日本國ガ理性ノ經路ヲ歩ムベキカラ日本國ガ決定スベキ時期ハ到來セリ。

(五) 吾等ノ條件ハ左ノ如シ。

吾等ハ右條件ヨリ離脱スルコトナカルベシ。右ニ代ル條件存在セズ。吾等ハ遲延ヲ認メズ。

(六) 無責任ナル軍國主義ガ世界ヨリ驅逐セラレザレバ、平和、安全及ビ正義ノ新秩序ガ生ジ得ザルコトヲ吾等ハ主張スルモノナルヲ以テ、日本國國民ヲ欺瞞シ誤導シテ世界征服ノ舉ニ出デシメタル者ノ權力及ビ勢力ハ、永久ニ除去セラレザルベカラズ。

(七) 右ノ如キ新秩序ガ建設セラレ、且ツ、日本國ノ戰爭ヲ惹起シ遂行スル能力ガ破碎セラレタルコトノ確證アルニ至ル迄ハ、聯合國ノ追ツテ指定スベキ日本國領域内ノ諸地點ハ、吾等ガ茲ニ指示スル根本的目的ノ達成ヲ確保スル爲占領セララルベシ。

(八) 「カイロ」宣言ノ條項ハ履行セララルベク、又日本國ノ主權ハ本州、北海道、九州及ビ四國竝ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セララルベシ。

(九) 日本國軍隊ハ完全ニ武装ヲ解除セラレタル後各自ノ家庭ニ復歸シ平和的且ツ生産的ナル生活ヲ營

E-3

ムノ機會ヲ得シメラルベシ。

(十) 吾等ハ日本人ヲ民族トシテ奴隸化セントシ、又ハ國民トシテ滅亡セシメントスルノ意圖ヲ有スルモノニ非ザルモ、吾等ノ俘虜ヲ虐待セル者ヲ含ム一切ノ戰爭犯罪人ニ對シテハ峻嚴ナル正義ニ基キ處罰ヲ加フベシ。日本國政府ハ日本國國民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ對スル一切ノ障礙ヲ除去スベシ。言論、宗教及ビ思想ノ自由竝ニ基本的人權ノ尊重ハ確立セラルベシ。

(十一) 日本國ハ其ノ經濟ヲ支ヘ且ツ公正ナル實物賠償ノ取立ヲ可能ナラシムルガ如キ產業ヲ維持スルコトヲ許サルベシ。但シ日本國ヲシテ戰爭ノ爲メ再軍備ヲナスコトヲ可能ナラシムル虞アル如キ產業ハ此ノ限ニ在ラズ。右目的ノ爲メ、原料ノ支配ハ之ヲ許サザルモ、ソノ入手ハ許可セラルベシ。日本國ハ將來世界貿易關係ヘノ参加ヲ許サルベシ。

(十二) 前記諸目的ガ達成セラレ、且ツ日本國國民ノ自由ニ表明セル意思ニ從ヒ平和的傾向ヲ有シ、且ツ責任アル政府ガ樹立セラルトキハ、聯合國ノ占領軍ハ直ニ日本國ヨリ撤收セラルベシ。

(十三) 吾等ハ日本國政府ガ直ニ全日本國軍隊ノ無條件降伏ヲ宣言シ、且ツ右ノ行動ニ於ケル同政府ノ誠意ニ付適當且ツ充分ナル保證ヲ提供センコトヲ同政府ニ對シ要求ス。右以外ニ日本國ニ殘サレタル途ハ迅速且ツ完全ナル破壊アルノミトス。

E-4

極東國際軍事裁判所判決

附屬書 A 1-1 a

日本國政府條件附受諾

在「ワシントン」・D・C・「スイス」公使館

一九四五年八月十日

謹啓 日本國政府ヨリノ訓令ニ基キ在「スイス」日本公使ガ「スイス」國政治局ニ對シ左記事項ヲ「アメリカ」合衆國ニ傳達スルコトヲ依頼シ來リタルヲ通告スルノ光榮ヲ有シ候。

「常ニ世界平和ノ大義ヲ高揚セント切望シ、コレ以上ノ戰爭ノ繼續ニ因リテ齎ラサルル災害ヨリ人類ヲ救フヘントノ御思召ヨリ、敵對行爲ノ速カナル終焉ヲ熱望シ給フ天皇陛下ノ御命令ニ從ヒ、日本政府ヘ、數週間以前當時中立關係ニ在リタル「ソ」聯政府ニ對シ、敵國トノ和平回復ノ爲メノ周旋ヲ依頼セリ。不幸ニシテ之等和平ノ爲メノ努力ハ失敗シタルヲ以テ、日本政府ハ、一般的平和ノ回復ヲ庶幾セラルル天皇陛下ノ聖旨ニ從ヒテ、且ツ戰爭ノ齎ス無限ノ苦難ヲ可及的速ヤカニ終熄セシメント欲シテ、以下ノ事項ヲ決定セリ

「日本政府ハ、米英及ビ中華民國ノ首腦者達ニ依リ、一九四五年七月二十六日「ボツダム」ニ於テ發セラレ、其ノ後「ソ」聯國ノ署名ヲ得タル共同宣言ニ列擧セラルル諸條件ヲ、該宣言ガ君主トシテノ統治者タル天皇ノ大權ヲ侵害スル如何ナル要

E-5

求ヲモ包含セザルモノトノ了解ノ下ニ、受諾スルノ用意アリ
「日本政府ハ此了解ガ保證セララルル事ヲ眞實希望シ、且ツ其ノ旨ノ明白ナル指示ガ遠カニ與ヘラレシコトヲ熱望スレ」

右「メツセー」ノ通達ニ當リ、日本公使ハ日本政府ト米國政府ガ「スイ」國ヲ通ジテ其ノ回答ヲ送達セララルコトヲ要請スルモノナル旨附言シ居リ候。同様ノ請願ガ「ソ」聯政府並ニ「イギリス」政府ニ對シテハ「スエーデン」國ヲ通ジ、中華民國ニ對シテハ「スイ」國ヲ通ジテ通達中ニ御座候。在「ベルン」中華民國公使ハ、「スイ」國政治局ヲ經テ、既ニ前記通達ヲ接受致シ候。
尙本件ニ關シ、米國政府ノ回答ヲ接受シ、且ツ之ヲ本使ノ本國政府ニ通達スル爲メ、何時ニテモ貴命ニ應ズベキ用意アルコトヲ何卒御承知置被下度候。

記-6

願クバ閣下本使ノ深甚ナル敬意ヲ再ビ御確認アラシコトヲ

グラスリー

「スイ」國臨時代理公使

國務長官

ジエームス・P・バーンズ閣下

E-7

極東國際軍事裁判所判決

附屬書A1-1D

日本國政府條件附受諾ニ對スル國務長官

回答

一九四五年八月十一日

謹啓

八月十日附貴翰ノ受領ヲ確認致シ、之ガ回答トシテ、「アメリカ」合衆國大統領ノ指示ニ依リ、「アメリカ」合衆國、「イギリス」聯合王國、「ソビエツト」社會主義共和國聯邦、中國ノ諸政府ノ爲メニ、貴政府ニヨリ左記通告ヲ日本政府宛通達セラルベク、貴下ニ御送附致スコトヲ御通知申上グル光榮ヲ有シ候。

「ポツダム」宣言ノ諸條件ヲ受諾シ、但シ「該宣言ガ君主トシテノ統治者タル天皇ノ大權ヲ侵害スル如何ナル要求ヲモ包含セザルモノトノ了解ノ下ニ」トノ申立ヲ含メタル日本政府ノ「メツセージ」ニ關シテ、吾々ノ立場ハ左ノ如シ。

「降伏ノ瞬間ヨリ、天皇及ビ日本政府ノ國家統治ノ權能ハ、降伏條項ヲ實施スルタメ適當ト認ムル措置ヲ執ル聯合國軍最高司令官ノ權力下ニ服セシメラルルモノトス。

E-8
「天皇ハ「ポツダム」宣言ノ諸規定ヲ實施スルニ必要ナル降伏條項ヲ日本政府並ニ日本大本營ニヨリ署名スルノ權限ヲ與ヘ、且ツ之ヲ保證スルコトヲ要求セララルベク、又凡テノ日本ノ陸海空軍當局並ニソノ所在ノ何處タルヲ問ハズ、コレガ支配下ニアル凡

テノ部隊ニ對シ作戰行動ヲ中止シ武器ヲ引渡スベキ旨ノ天皇自ラノ命令ヲ發スベク、且ツ最高司令官ガ降伏條項ヲ實行スルニ必要ナリトスルソノ他ノ命令ヲ發スルコトヲ要求セラルモノトス。

「降伏ト同時ニ、日本政府ハ俘虜及ビ一般抑留者ヲ指令通り聯合國輸送船ニ乗船セシメ得ル安全ナル場所ニ移送スルモノトス。」

「日本ノ最終ノ政治形態ハ、「ボツダム」宣言ニ從ヒ、日本國民ノ自由ニ表明セル意志ニヨリ確立サルモノトス。」

「「ボツダム」宣言ニ述べラレタル諸目的ガ達成サルルマデ、聯合國軍ハ日本ニ駐屯スルモノトスル貴下ニ對シ、改メテ深甚ナル敬意ヲ表シ申候。」

「スイス」國臨時代理公使

マツクス・グラスリー殿

極東國際軍事裁判所判決

附屬書 A 1-10

日本國ノ最後の受諾

在「ワシントン」D・C・「スイス」公使館

一九四五年八月十四日

謹啓、本使ハ茲ニ八月十日ノ弊通牒ヲ以テ御通報申シ上ゲ置キ候日本政府ヨリノ通告ニ對スル「アメリカ」合衆國、「イギリス」聯合王國、「ソビエツト」社會主義共和國聯邦並ニ中華民國ノ諸政府ノ回答ヲ本使ノ本國政府ニ傳達方御依頼ノ八月十一日ノ貫通牒ニ關シ申シ上グルノ光榮ヲ有シ候。

本日二〇時一〇分（スイス時間）「スイス」國駐劄日本國公使ハ「スイス」國政府ニ下記書面ヲ送達シ來リ、四同盟國政府ニ對スル之ガ傳達方ヲ求メ申シ候。

「アメリカ」合衆國、「グレート・ブリテン」國、「ソビエツト」聯邦及「ビ」中華民國ノ諸政府宛一九四五年（昭和二十年）八月十四日附日本國政府ノ通告。

「ボツダム」宣言ノ諸條項ノ受諾ニ關スル八月十日ノ日本國政府ノ覺書、並ニ八月十一日附ヲ以テ「バインズ」米國々務長官ニヨリ送付セラレタル「アメリカ」合衆國、「グレート・ブリテン」國、「ソビエツト」聯邦、及「ビ」中華民國ノ諸政府ノ回答ニ關シ、日本國政府ハ左ノ如ク右四カ國政府ニ通告スルノ光榮ヲ有シ申シ候。

「一、天皇ハ「ポツダム」宣言ノ諸條項ノ日本ノ受諾ニ關シ詔勅ヲ發布致サレ候。

「二、天皇ハ「ポツダム」宣言ノ諸條項ヲ實行スルニ必要ナル諸條項ヲ其ノ政府並ニ大本營ニヨリ署名スルノ權限ヲ與ヘ且ツ之ヲ保證スルノ用意ヲ有シ申シ候。天皇ハ亦、凡テノ日本ノ陸、海、空軍當局並ニ所在ノ何處タルヲ問ハズ其ノ支配下ニアル凡テノ部隊ニ其ノ作戦行動ヲ停止スベキ旨ノ命令ヲ發シ、武器ヲ引渡シ、且ツ上述ノ諸條項遂行ノ爲メ、聯合軍最高司令官ヨリ要求セララルル其ノ他ノ命令ヲ發スルノ用意ヲ有シ申シ候。」

閣下ニ對シ茲ニ重ネテ深甚ナル敬意ヲ表シ申シ候。

「スイス」國臨時代理公使

グラスリ

「スイス」國臨時代理公使

グラスリ 殿

E-11

極東國際軍事裁判所判決

附屬書A-1-2

降伏文書

下名ハ茲ニ合衆國、中華民國及ビ「グレイト・ブリテン」國ノ政府ノ首班ガ五四五年七月二十六日「ボツダム」ニ於テ發シ、後ニ「ソビエツト」社會主義共和國聯邦ガ參加シタル宣言ノ條項ヲ日本國天皇、日本國政府及ビ日本帝國大本營ノ命ニ依リ且ツ之ニ代リ受諾ス。右ノ四國ハ以下之ヲ聯合國ト稱ス。

下名ハ茲ニ日本帝國大本營竝ニ何レノ位置ニ在ルヲ問ハズ一切ノ日本國軍隊及ビ日本國ノ支配下ニ在ル一切ノ軍隊ノ聯合國ニ對スル無條件降伏ヲ布告ス。下名ハ茲ニ何レノ位置ニ在ルヲ問ハズ一切ノ日本國軍隊及ビ日本國臣民ニ對シ敵對行爲ヲ直ニ終止スルコト、一切ノ船舶、航空機竝ニ軍用及ビ非軍用財産ヲ保存シ之ガ毀損ヲ防止スルコト、及ビ聯合國最高司令官又ハ其ノ指示ニ基キ日本國政府ノ諸機關ガ課スベキ一切ノ要求ニ應ズルコトヲ命ズ。

E-12
下名ハ茲ニ日本帝國大本營ガ何レノ位置ニ在ルヲ問ハズ一切ノ日本國軍隊及ビ日本國ノ支配下ニ在ル一切ノ軍隊ノ指揮官ニ對シ自身及ビ其ノ支配下ニ在ル一切ノ軍隊ガ無條件ニ降伏スベキ旨ノ命令ヲ直ニ發スルコトヲ命ズ。

下名ハ茲ニ一切ノ官廳、陸軍及ビ海軍ノ職員ニ對シ、聯合國最高司令官ガ本降伏實施ノ爲メ適當ナリト

認メテ自ラ發シ又ハ其ノ委任ニ基キ發セシムル一切ノ布告、命令及ビ指示ヲ遵守シ且ツ之ヲ施行スルコトヲ命ジ竝ニ右職員ガ聯合國最高司令官ニ依リ又ハ其ノ委任ニ基キ特ニ任務ヲ解カレザル限リ各自ノ地位ニ留リ且ツ引續キ各自ノ非戰國的任務ヲ行フコトヲ命ズ。

下名ハ茲ニ「ポツダム」宣言ノ條項ヲ誠實ニ履行スルコト、竝ニ右宣言ヲ實施スル爲メ、聯合國最高司令官又ハ其ノ他特定ノ聯合國代表者ガ要俵スルコトアルベキ一切ノ命令ヲ發シ、且ツ斯ル一切ノ措置ヲ執ルコトヲ天皇、日本國政府及ビ其ノ後繼者ノ爲ニ約ス。下名ハ茲ニ日本帝國政府及ビ日本帝國大本營ニ對シ現ニ日本國ノ支配下ニ在ル一切ノ聯合國俘虜及ビ被抑留者ヲ直ニ解放スルコト、竝ニ其ノ保護、手當、給養及ビ指示セラレタル場所ヘノ即時輸送ノ爲ノ措置ヲ執ルコトヲ命ズ。

E-13

天皇及ビ日本國政府ノ國家統治ノ權限ハ、本降伏條項ヲ實施スル爲メ適當ト認ムル措置ヲ執ル聯合國最高司令官ニ服セシメラルモノトス。
一九四五年九月二日午前九時四分日本國東京灣上ニ於テ署名ス。

大日本帝國天皇陛下及ビ日本國政府ノ命ニ依リ且ツ其ノ名ニ於テ

重光葵

日本帝國大本營ノ命ニ依リ且ツ其ノ名ニ於テ

梅津美治郎

一九四五年九月二日午前九時八分日本國東京灣上ニ於テ合衆國、中華民國、聯合王國及ビ「ソビエツト」社會主義共和國聯邦ノ爲ニ竝ニ日本國ト戰爭狀態ニ在ル他ノ聯合諸國家ノ利益ノ爲ニ受諾ス。

聯合國最高司令官　ダグラス・マツクアーサー

合衆國代表者　　O・W・ニミツツ

中華民國代表者　徐永昌

聯合王國代表者　ブルース・フレージャー

「ソビエツト」社會主義共和國聯邦代表者　中將クズマ・N・ヂエレヴィヤンコ

「オーストラリア」聯邦代表者　T・A・ブレイミー

「カナダ」自治領代表者　L・ムーア・コスグレイン

「フランス」共和國臨時政府代表者　ジャック・ル・クレルク

「オランダ」王國代表者　O・E・L・ヘルフリツヒ

「ニュージーランド」自治領代表者　レオナルド・M・イシツト

E-14

日本國天皇ノ布告

詔書

朕ハ昭和二十年七月二十六日米、英、支各國政府ノ首班ガ「ボツダム」ニ於テ發シ後ニ「ソ」聯邦ガ參加シタル宣言ノ掲グル諸條項ヲ受諾シ、帝國政府及ビ大本營ニ對シ聯合國最高司令官ガ提示シタル降伏文書ニ朕ニ代リ署名シ、且ツ聯合國最高司令官ノ指示ニ基キ陸海軍ニ對スル一般

裏面白紙

命令ヲ發スベキコトヲ命ジタリ。朕ハ朕ガ臣民
ニ對シ敵對行爲ヲ直ニ止メ、武器ヲ措キ、且ツ
降伏文書ノ一切ノ條項竝ニ帝國政府及ビ大本營
ノ發スル一般命令ヲ誠實ニ履行セムコトヲ命ズ。

御名御璽

昭和二十年九月二日

内閣總理大臣
各國務大臣

（譯者註）判決附屬書A第十四頁には右布告は引用符をして「布告」として掲載されているが、その日本文は、自明の理由に基いて、降伏當時の日本政府が公表した儘を引用符に入れて採録した。なお英文には「御名御璽」以下、各國務大臣の副署までは省略されているが、これも右と同様理由で採録した。

極東國際軍事裁判所判決

附屬書 A-1-3

「モスコイ」(外相)會議協定

「ソビエツト」社會主義共和國聯邦、「イギリス」聯合王國及「アメリカ」合衆國ノ各外務大臣乃至國務長官ハ「ベルリン」會議ニ於テ再確認セラレタル決定即チ右三國外務大臣ハ定期的ニ協議スベシトノ「クリミア」會議ノ決定ニ基キ一九四五年十二月十六日ヨリ十二月二十六日ニ至ル期間「モスコイ」ニ會合セリ。是等三國外務大臣ノ會合ニ於テ非公式且ツ瀟踏ミ的基礎ノ下ニ討議ガ行ハレシ結果、次ノ諸問題ニ關シ、協定成立ヲ見ルニ至レリ。

×××(中略)×××

五 最高司令官ハ日本降伏條項ノ履行、同國ノ占領及ビ管理ニ關スル一切ノ命令並ニ之ガ補充的指令ヲ發スベシ。總テノ場合ニ於テ實行行爲ハ聯合國側ノ日本ニ於ケル唯一ノ執行權力タル最高司令官ノ指揮ノ下ニ、且ツ同司令官ヲ通ジ、遂行サルベシ。最高司令官ハ重要ナル事項ニ關スル命令ヲ發スルニ先チ(聯合國對日)理事會ト協議ヲ爲シ且ツ其ノ助言ヲ受クベシ。事態緊急ナル場合最高司令官ハ之等重要ナル事項ニ關シ決定ヲ爲スコトヲ得ルモノトス。

×××(以下略)×××

極東國際軍事裁判所判決

附屬書 A 一四

特別宣言書

極東國際軍事裁判所ノ設定

樞軸諸國家ノ不法ナル侵略戦争ニ反抗セル合衆國並ニ之ガ聯合諸國家ハ戦争犯罪人ハ裁判ニ附セラレベキモノナリトノ意圖ノ宣言ヲ隨時爲シ來リタルガ故ニ

日本ト戦争状態ニアリタル聯合國ノ諸政府ハ一九四五年七月二十六日「ポツダム」ニ於テ降伏條項ノ一トシテ吾等ノ捕虜ヲ虐待セル者ヲ含ム一切ノ戦争犯罪人ニ對シテハ峻嚴ナル正義ニ基キ處罰ヲ加フベキコトヲ宣言シタルガ故ニ

一九四五年九月二日日本東京灣ニ於テ調印サレタル日本ノ降伏文書ニ依リ、日本側調印者ハ、天皇並ニ日本政府ノ命ニ基キ且ツ之ヲ代表シテ、「ポツダム」ニオケル右宣言ニ規定サレタル條項ヲ受諾シタルガ故ニ

右降伏文書ニ依リ、日本國家ヲ統治スル天皇並ニ日本政府ノ權能ハ、降伏條項ヲ實施スルタメ適當ト認ムル指直ヲ執ル權能ヲ附與セラレタル聯合國最高司令官ノ權力下ニ服セシメラルルニ至レルガ故ニ
下名ハ聯合國ニ依リ日本軍隊ノ全面的降伏ヲ遂行スベキ聯合國最高司令官トシテ指名セラレタルガ故ニ

裏面白紙

合衆國、グレート・ブリテン及北の聯邦ハ、一
九四五年十二月二十六日「モスコ山會議ニ於テ、日本
ニ依ル降伏條項ノ履行ニツキ考究シタル上、中華民
國ノ同意ヲモ得テ、最高司令官ガ降伏條項ヲ實施セ
シムルタメノ一切ノ命令ヲ發スベキコトヲ合意シタ
ルガ故ニ

然ルガ故ニ茲ニ聯合國最高司令官タル本官「ダグ
ラス・マツクアーサー」ハ本官ニ附與サレタル權限ニ
因リ戰爭犯罪人ニ對シ峻嚴ナル正義ニ基キ處罰ヲ加
フベキ事ヲ要求スル降伏條項遂行ノタメ左ノ通り命
令シ規定ス

第一條 平和ニ對スル罪又ハ平和ニ對スル罪ヲ含ム
犯罪ニ付キ訴追セラレタル個人又ハ團體員又ハ其
ノ双方ノ資格ニ於ケル人々ノ審理ノタメ、極東國
際軍事裁判所ヲ設置ス

第二條 本裁判所ノ構成、管轄及ビ任務ハ本官ニヨ
リ本日承認セラレタル極東國際軍事裁判所條例中
ニ規定セラレタル所ニ依ルモノトス

第三條 本命令中ノ如何ナル事項モ戰爭犯罪人ノ審
理ノタメ日本又ハ日本ガ戰爭狀態ニアリタル聯合
國ノ如何ナル領土内ニ設置セラレ又ハ設置セラル
ベキ他ノ如何ナル國際、國內若クハ占領地法廷、
委員會又ハ其他ノ裁判所ノ管轄ヲモ妨グルコトナ
キモノトス

本、一九四六年一月十九日 東京ニ於テ
本官ノ署名ノ下ニ之ヲ發ス

聯合國最高司令官

陸軍元帥

ダグラス・マツクアーサー

極東國際軍事裁判所判決

附屬書 A 一五

極東國際軍事裁判所條例

第一章 裁判所ノ構成

第一條 裁判所ノ設置

極東ニ於ケル重大戦争犯罪人ノ公正且ツ迅速ナル
審理及ビ處罰ノ爲メ茲ニ極東國際軍事裁判所ヲ設
置ス。

裁判所ノ常設地ハ東京トス。

第二條 裁判官

本裁判所ハ降伏文書ノ署名國並ニ「インド」、「フ
イリッピン」國ニヨリ申出テラレタル人名中ヨリ
聯合國最高司令官ノ任命スル六名以上十一名以内
ノ裁判官ヲ以テ構成ス。

第三條 上級職員及ビ書記局

(イ) 裁判長 聯合國最高司令官ハ裁判官中ノ一
名ヲ裁判長ニ任命ス。

(ロ) 書記局

(一) 裁判所書記局ハ聯合國最高司令官ノ任命
ニ係ル書記長ノ外必要員數ノ副書記長、書記、
通事其ノ他ノ職員ヲ以テ構成ス。

(二) 書記長ハ書記局ノ事務ヲ編成シ之ヲ指揮
ス。

(三) 書記局ハ本裁判所ニ宛テラレタル一切ノ

文書ヲ受理シ、裁判所ノ記録ヲ保管シ、裁判所及ビ裁判官ニ對シ必要ナル書記事務ヲ提供シ、其ノ他裁判所ノ指示スル職務ヲ遂行ス。

第四條

開廷及ビ定足數、投票及ビ缺席
(イ) 開廷及ビ定足數 裁判官六名ガ出廷セル時右裁判官ハ裁判所ノ正式開廷ヲ宣スルコトヲ得。全裁判官ノ過半數ノ出席ヲ以テ定足數ノ成立要件トス。

(ロ) 投票 有罪ノ認定及ビ刑ノ量定其ノ他本裁判所ノ爲ス一切ノ決定並ニ判決ハ、出席裁判官ノ投票ノ過半數ヲ以テ決ス。贊否同數ナル場合ニ於テハ裁判長ノ投票ヲ以テ之ヲ決ス。

(ハ) 缺席 裁判官ニシテ萬一缺席スルコトアルモ爾後出席シ得ルニ至リタル場合ニ於テハ、其ノ後ノ凡テノ審理ニ參加スベキモノトス。但シ、公開ノ法廷ニ於テ其ノ缺席中行ハレタル審理ニ遁脱セザルノ理由ニヨリ、自己ノ無資格ヲ宣言シタル場合ニ於テハ、此ノ限りニ非ズ。

E-21

第二章 管轄及ビ一級規定

第五條

人並ニ犯罪ニ關スル管轄
本裁判所ハ、平和ニ對スル罪ヲ包含セル犯罪ニ付個人トシテ又ハ團體員トシテ訴追セラレタル極東戰爭犯罪人ヲ審理シ處罰スルノ權限ヲ有ス。
左ニ掲グル一又ハ數個ノ行爲ハ個人責任アルモノトシ本裁判所ノ管轄ニ屬スル犯罪トス。

(イ) 平和ニ對スル罪 即チ、宣戰ヲ布告セル又

ハ布告セザル侵略戰爭、若ハ國際法、條約、協定又ハ誓約ニ違反セル戰爭ノ計畫、準備、開始、又ハ遂行、若ハ右諸行為ノ何レカヲ達成スル爲メノ共通ノ計畫又ハ共同謀議ヘノ參加。

(ロ) 避例ノ戰爭犯罪 即チ、戰爭ノ法規又ハ慣例ノ違反。

(ハ) 人道ニ對スル罪 即チ、戰前又ハ戰時中爲サレタル殺人、殲滅、奴隷の虐使、追放、其ノ他ノ非人道的行為、若ハ犯行地ノ國內法違反タルト否トヲ問ハズ、本裁判所ノ管轄ニ屬スル犯罪ノ遂行トシテ又ハ之ニ關聯シテ爲サレタル政治的又ハ人種的理由ニ基ク迫害行為。上記犯罪ノ何レカヲ犯サントスル共通ノ計畫又ハ共同謀議ノ立案又ハ實行ニ參加セル指導者、組織者、教唆者及ビ共犯者ハ、斯カル計畫ノ遂行上爲サレタル一切ノ行為ニ付、其ノ何人ニ依リテ爲サレタルトヲ問ハズ、責任ヲ有ス。

E-22

第六條 被告人ノ責任

何時タルトヲ問ハズ被告人ガ保有セル公務上ノ地位、若ハ被告人ガ自己ノ政府又ハ上司ノ命令ニ從ヒ行動セル事實ハ、何レモ夫レ自體右被告人ヲシテ其ノ起訴セラレタル犯罪ニ對スル責任ヲ免レシムルニ足ラザルモノトス。但シ斯カル事情ハ本裁判所ニ於テ正義ノ要求上必要アリト認ムル場合ニ於テハ、刑ノ輕減ノ爲メ考慮スルコトヲ得。

第七條 手續規定

本裁判所ハ本條例ノ基本規定ニ準據シ手續規定ヲ制定シ又ハ之ヲ修正スルコトヲ得。

第八條 檢察官

(イ) 主席檢察官 聯合國最高司令官ノ任命ニ係ル主席檢察官ハ、本裁判所ノ管轄ニ屬スル戰爭犯罪人ニ對スル被疑事實ノ調査及ビ訴追ヲ爲スノ職責ヲ有スルモノトシ、且ツ右ノ最高司令官ニ對シテ適當ナル法律上ノ助力ヲ爲スモノトス。

(ロ) 參與檢察官 日本ト戰爭狀態ニ在リシ各聯合國ハ、主席檢察官ヲ補佐スル爲メ、參與檢察官一名ヲ任命スルコトヲ得。

第三章 被告人ニ對スル公正ナル審理

E-23

第九條 公正ナル審理ノ爲メノ手續

被告人ニ對スル公正ナル審理ヲ確保スル爲メ、左記ノ手續ヲ遵守スベキモノトス。

(イ) 起訴狀 起訴狀ニハ平易、簡單且ツ適切ニ各起訴事實ノ記載ヲ爲スベキモノトス。
各被告人ハ防禦ノ爲メ十分ナル時期ニ於テ、被告人ガ諒解シ得ル國語ヲ以テ記載セラレタル起訴狀及ビ其ノ修正文並ニ本條例ノ各寫ヲ交付セラルベキモノトス。

(ロ) 用語 審理並ニ之ニ關聯セル手續ハ英語及ビ被告人ノ國語ヲ以テ行ハルベキモノトス。
文書其ノ他ノ書類ノ翻譯文ハ必要ナル場合請求ニ應ジ提供セラルベキモノトス。

(ハ) 被告人ノ爲メノ辯護人 各被告人ハ其選擇ニカカル辯護人ニ依リ代理セララルル權利ヲ有ス。但シ本裁判所ハ何時ニテモ右辯護人ヲ否認スルコトヲ得。被告人ハ本裁判所ノ書記長ニ其ノ辯護人ノ氏名ヲ届出ヅベシ。若シ被告人ガ辯護人ニ依リ代理セララルコトナク、且ツ公開ノ法廷ニ於テ辯護人ノ任命ヲ要求セシトキハ、本裁判所ハ右被告人ノ爲メニ辯護人ヲ選任メベシ。斯カル要求ナキ場合ニ於テモ、本裁判所ハ、若シ斯カル任命ガ公正ナル裁判ヲ行フニ付キ必要ナリト認ムルトキハ、被告人ノ爲メニ辯護人ヲ選任スルコトヲ得。

(ニ) 防禦ノ爲メノ證據 被告人ハ自ら又ハ辯護人ニ依リ(但シ兩者ニ依ルヲ得ズ)凡テノ人證ヲ訊問スル權利ヲ含メテ防禦ヲ爲スノ權利ヲ有ス。但シ當裁判所ガ定ムルトコロノ適當ナル制限ニ從フモノトス。

(ホ) 防禦ノ爲メノ證據ノ顯出 被告人ハ本裁判所ニ對シ書面ヲ以テ人證又ハ文書ノ顯出ヲ申請スルコトヲ得。右申請書ニハ人證又ハ文書ノ存在スト思料セララル場所ヲ記載スベシ。尙右申請書ニハ人證又ハ文書ニ依リ立證セントスル事實並ニ斯カル事實ト防禦トノ關聯性ヲ記載スベシ。

本裁判所ガ右申請ヲ許可シタル場合ニ於テハ、本裁判所ハ右證據ノ顯出ヲ得ルニ付情況上必要トスル助力ヲ與ヘラルベキモノトス。

第十條 審理前ニ於ケル申請又ハ動議 審理ノ開始

ニ先立チ本裁判所ニ對シテ爲サルル動議、申請其
ノ他ノ請求ハ總テ書面ヲ以テ爲サルベキモノトシ
且ツ本裁判所ノ處置ヲ仰グ爲メ之ヲ本裁判所書記
長ニ提出スベキモノトス。

第四章 裁判所ノ權限及ビ審理ノ執行

第十一條 權限

本裁判所ハ左記ノ權限ヲ有ス。

- (イ) 人證ヲ召喚シ、其ノ出廷及ビ證言ヲ命ジ、
且ツ之ヲ訊問スルコト。
- (ロ) 各被告人ヲ訊問シ、且ツ被告人ガ訊問ニ對
スル答辯ヲ拒否シタル場合ニ於テ、右拒否ニ關
スル(訴訟關係人ノ)論評ヲ許可スルコト。
- (ハ) 文書其ノ他ノ證據資料ノ提出ヲ命ズルコト。
- (ニ) 各人證ニ對シ宣誓、誓言、又ハ其ノ本國ノ
慣習ニ依ル宣誓ヲ爲スベキコトヲ命ジ、且ツ
宣誓ヲ執行スルコト。
- (ホ) 本裁判所ノ指示スル事務ヲ遂行スル爲メノ
職員ヲ任命スルコト、コレニハ囑託ニヨル證
據入手ノ權限ヲ含ム。

第十二條 審理ノ執行

本裁判所ハ左記ノ各項ヲ遵守スベシ。

(イ) 審理ヲ起訴事實ニヨリ生ジタル争點ノ迅速
ナル取調ニ嚴格ニ限定スルコト。

(ロ) 不當ニ審理ヲ遅延セシムルガ如キ行爲ヲ防
止スル爲メ嚴重ナル手段ヲ執リ、且ツ其ノ如
何ナル種類タルトヲ問ハズ、起訴事實ニ關聯ナ

キ争點及ビ陳述ヲ排除スルコト。

(ハ) 審理ニ於ケル秩序ノ維持ヲ圖リ、法廷ニ於ケル不服従行爲ニ付之ヲ即決シ、且ツ爾後ノ審理ノ全部又ハ一部ニ付被告人又ハ其ノ辯護人ノ出廷ヲ禁ズル等適當ナル制裁ヲ課スルコト。但シ之ガ爲メ起訴事實ノ判定ニ偏頗ナル影響ヲ及ボスコト無キヲ要ス。

(ニ) 被告人ニ付審理ニ應ズベキ精神的及ビ肉體的的能力ノ有無ヲ決定スルコト。

第十三條 證據

(イ) 證據能力 本裁判所ハ證據ニ關スル専門技術的規則ニ拘束セラルルコトナシ。本裁判所ハ迅速且ツ適宜ノ手續ヲ最大限度ニ採用且ツ適用スベク、本裁判所ニ於テ證明力アリト認ムル如何ナル證據ヲモ受理スルモノトス。被告人ノ爲シタルモノト稱セラルル容認又ハ陳述ハ總テ證據トシテ受理スルコトヲ得。

(ロ) 證據ノ關聯性 本裁判所ハ證據ノ關聯性ノ有無ヲ判定スル爲メ、證據ノ提出前其ノ性質ニ付説明ヲ復スルコトヲ得。

(ハ) 受理シ得ベキ具體的證據ノ例示特ニ左ニ掲グルモノハ證據トシテ受理スルコトヲ得。但シ前記ノ一般原則ノ範圍ヲ何等制限スルモノニアラズ。

(一) 機密上ノ區分如何ニ拘ラズ、且ツ發行又ハ署名ニ關スル證明ノ有無ヲ問ハズ、何レカノ政府ノ官吏、官廳、機關又ハ軍ノ構成員ノ發行又ハ署名ニ係ルモノト本裁判所ニ於テ認

メラルル文書。

(二) 報告書ニシテ、國際赤十字社又ハ其ノ社員、醫師又ハ醫務従事者、調査員又ハ情報官、其ノ他右報告書ニ記載セラレタル事項ヲ直接、知得セリト本裁判所ニ認メラルル者ノ署名又ハ發行ニ係ルモノト本裁判所ニ於テ認メラルルモノ。

(三) 宣誓口供書、供述書、其ノ他署名アル陳述書。

(四) 本裁判所ニ於テ起訴事實ニ關係アル資料ヲ包含スト認メラルル日記、誓狀又ハ宣誓若ハ非宣誓陳述ヲ含ム其ノ他ノ文書。

(五) 原本ヲ即時提出シ得ザル場合ニ於テハ、文書ノ寫、其ノ他原本ノ内容ヲ第二次的ニ證明スル證據物。

(三) 裁判所ニ顯著ナル事實 本裁判所ハ公知ノ事實、又ハ何レカノ國家ノ公文書及ビ報告書ノ眞實性若ハ何レカノ聯合國ノ軍事機密又ハ其ノ他ノ機密ノ作製ニ係ル調査、記録及ビ判定書ノ眞實性ニ付テハ其ノ立證ヲ要求セザルモノトス。

(ホ) 記録、證據物及ビ文書 審理記録ノ謄本、法廷證、及ビ裁判所ニ提出セラレタル文書ハ本裁判所ノ書記長ニ付託セラレ、法廷記録ノ一部ヲ構成スルモノトス。

第十四條 裁判ノ場所

最初ノ裁判ハ東京ニ於テ之ヲ行フベク、爾後行ハルルコトアルベキ裁判ハ本裁判所ノ決定スル場所ニ於テ之ヲ行フモノトス。

第十五條 裁判手續ノ進行

本裁判ニ於ケル手續ハ左記ノ過程ヲ經ベキモノトス。

(イ) 起訴狀ハ法廷ニ於テ朗讀セララルベシ。但シ被告入全員ガ其ノ省略ニ同意シタル場合ハ此ノ限ニアラズ。

(ロ) 裁判所ハ各被告者人ニ對シ「有罪」ヲ認ムルヤ又ハ「無罪」ヲ主張スルヤヲ質スベシ。

(ハ) 檢察官並ニ各被告人(代理セラレ居ル場合ハ辯護人ニ限り)ハ簡單ナル冒頭陳述ヲ爲スコトヲ得。

(ニ) 檢察官及ビ辯護人ハ證據ノ提出ヲ爲スコトヲ得ベク、裁判所ハ右證據ノ受理如何ニ付決定スベシ。

(ホ) 檢察官並ニ各被告人(代理セラレ居ル場合ハ辯護人ニ限り)ハ各人證及ビ證言ヲ爲ス各被告人ヲ訊問スルコトヲ得。

(ヘ) 被告人(代理セラレ居ル場合ハ辯護人ニ限り)ハ裁判所ニ對シ陳述ヲ爲スコトヲ得。

(ト) 檢察官ハ裁判所ニ對シ陳述ヲ爲スコトヲ得。(チ) 裁判所ハ判決ヲ下シ、刑ヲ宣告ス。

第五章 判決及ビ刑ノ宣告

第十六條 刑罰

本裁判所ハ有罪ノ認定ヲ爲シタル場合ニ於テハ、被告人ニ對シ死刑又ハ其ノ他本裁判所ガ正當ト認ムル刑罰ヲ課スル權限ヲ有ス。

第十七條 判決及ビ審査

判決ハ公開ノ法廷ニ於テ宣告セラルベク、且ツ之ニ判決理由ヲ附スベシ。裁判ノ記録ハ聯合國最高司令官ノ處置ヲ仰グ爲メ直ニ同司令官ニ送付セラレベシ。刑ハ聯合國最高司令官ノ命令ニ從ヒ執行セラレベシ。聯合國最高司令官ハ何時ニテモ刑ニ付之ヲ輕減シ又ハ其ノ他ノ變更ヲ加フルコトヲ得。但シ刑ヲ加重スルコトヲ得ズ。

マツクアーサー元帥ノ命令ニ依リ

(米陸軍)參謀團員・陸軍少將

參謀長 リチャード・J・マーシャル

正 書

(米陸軍)軍務局員・陸軍代將

軍副官部主任 ビー・M・フィッチ

裏面白紙

(起訴狀目次)

(主要項目主題)

起訴狀(序言)

(判決附屬書A英文頁)

第一類 平和ニ對スル罪 二九

訴因 第一 三三

第二 三三

第三 三三

第四 三四

第五 三五

第六 三六

第七 三七

第八 三七

第九 三八

第十 三八

第十一 三九

第十二 三九

第十三 三九

第十四 四〇

第十五 四〇

第十六 四〇

第十七 四〇

第十八 四一

第十九 四一

第二十 四二

第二十一 四二

第二十二 四三

第二十三 四三

(一部被告)

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
五	四	四	四	四	四	四	四	四	三	三	第	三	三	三	三	三	二	二	二	二	二	二	二	二	第
十	九	八	七	六	五	四	三	二	一	〃	第三十七	十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八	七	六	五	四	第二十四
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	人	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
					(一)	(全)				(一)	〃	〃	(一)	〃	〃	〃	〃	〃	〃	(全)	〃	〃	(一)		
					部	被				部	.	.	部	被	.	.	部	
					告	告)				告	.	.	告	告	.	.	告	
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	
六	五	五	四	四	四	三	三	二	二	一	一	〇	八	八	八	七	七	七	七	六	六	六	五	四	

裏面白紙

訴因	第五十一	(一部被告)	五六
訴因	五十二	"	五六
第三類	通例ノ戦争犯罪及ビ人道ニ		
	對スル罪		五七
訴因	第五十三	(一部被告)	五七
"	五十四	"	五九
"	五十五	"	五九
(關係檢察官氏名)			
附屬	A		六〇
第一節	滿洲ニ於ケル軍事的侵略		六二
"	中華民國ノ他ノ部分ニ於ケル		六四
"	軍事的侵略		六四
"	中華民國並ニ大東亞ニ於ケル		六五
"	經濟的侵略		六五
"	中華民國及ビ他ノ占領地ニ於		六六
"	ケル腐敗化及ビ強制ノ方法		六六
"	戦争ニ對スル一般の準備		六八
"	日本ノ政治及ビ世論ノ戦争ヘ		七〇
"	ノ總成替		七〇
"	日本、「ドイツ」及ビ「イタ		七一
"	リア」間ノ協力、佛印及ビ		七一
"	「タイ」國ニ對スル侵略		七一
"	「ソビエツト」聯邦ニ對スル		七六
"	侵略		七六
"	日本、「アメリカ」合衆國、		七九
"	「フィリッピン」國及ビ全		七九
"	「イギリス」聯邦		七九

第十節	日本、「オランダ」王国、	
	「ポルトガル」共和国	八三
附 屬 書	B	八五
	國際紛争 平和的處理條約（一八九九年）	八五
	同右（一九〇七年）	八五
	敵對行為ノ開始ニ關スル第三「ヘーグ」條約	八六
	「アメリカ」合衆國及ビ日本國間ニ於テ極東	
	ニ於ケル双方ノ政策ヲ表明セル公文ノ交換ニ	
	ヨリ成立セル合意	八六
	阿片及ビ其ノ他ノ麻薬濫用防止ニ關スル條約	八七
	及ビ最終議定書	八七
	「ヴェルサイユ」條約	八七
	「ヴェルサイユ」條約ニ基ク國際聯盟ヨリノ	
	委任統治條項	九二
	英佛日米間ノ太平洋方面ニ於ケル其ノ島嶼タ	
	ル屬地及ビ島嶼タル領地ニ關スル條約	九三
	太平洋條約諸國ヨリ「オランダ」國政府ニ發	
	シタル同文通牒（一九二二年二月四日）	九三
	同右「ポルトガル」政府ニ對スル通牒（一九	
	二二年二月六日）	九四
	中國ニ關スル九國條約	九四
	ワシントン條約	九七
	第二回阿片會議條約	九七
	パリ―（不戰）條約	九八
	パリ―（不戰）條約第一條ニ關スル日本帝國	
	政府宣言	九八
	麻薬ニ關スル條約（一九三一年於「ジュネー	
	ヴ」）	九九

友好關係及ビ相互ノ領土尊重ニ關スル日「タ イ」條約	九九
陸戰ノ場合ニオケル中立國及ビ中立國人ノ權 利義務ニ關スル條約	九九
ポーツマス條約	一〇〇
日本、「ソビエツト」聯邦間ノ基本條約	一〇一
日本、「ソビエツト」聯邦間ノ中立條約	一〇二
附 屬 書 C 日本ノ違反セル公式誓約 一覽表	一〇三
附 屬 書 D	一〇五
戰爭ノ法規及ビ慣例	一〇五
違反行爲ノ細目	一〇
附 屬 書 E (個人責任ニ關スル記述)	一一八
荒木、土肥原	一一九
橋本	一二〇
畑	一二一
平沼	一二一
廣田、星野、板垣	一二二
賀屋、木戸	一二三
木村、小磯、松井	一二四
松岡、南	一二五
武藤、永野、岡	一二六
大川、大島、佐藤	一二七
重光、島田	一二八
白鳥、鈴木、東郷	一二九
東條、梅津	一三〇

裏面白紙

E-29

極東國際軍事裁判所判決

附屬書A-1六

起訴狀

「アメリカ」合衆國、中華民國、「グレート・ブリテン」北「アイルランド」聯合王國、「ソビエト」社會主義共和國聯邦、「オーストラリア」聯邦、「カナダ」、「フランス」共和國、「オランダ」王國、「ニュージーランド」、「インド」及び「フィリピン」國

對

被告 1 荒木貞夫、土肥原賢二、橋本欣五郎、畑俊六、平沼騏一郎、廣田弘毅、星野直樹、板垣征四郎、賀屋興宣、木戸幸一、木村兵太郎、小磯國昭、松井石根、松岡洋右、南次郎、武藤章、永野修身、岡敬純、大川周明、大島浩、佐藤賢了、重光葵、嶋田繁太郎、白鳥敏夫、鈴木貞一、東郷茂徳、東條英機、梅津美治郎

起訴狀

E-30 以下本起訴狀ノ旨及セル期間ニ於テ日本ノ對内對外政策ハ犯罪的軍閥ニ依リ支配セラレ且指導セラレタリ斯ル政策ハ重大ナル世界的紛議及ビ侵略戦争ノ原

因タルト共ニ平和愛好諸國民ノ利益並ニ日本國民自身ノ利益ノ大ナル毀損ノ原因ヲナセリ
 日本國民ノ精神ハ「アジア」否全世界ノ他ノ諸民族ニ對スル日本ノ民族的優越性ヲ主張スル有害ナル思想ニ依リ組織的ニ毒セラレタリ日本ニ存シタル議會制度ハ廣汎ナル侵略ノ道具トシテ使用セラレ且當時「ドイツ」ニ於テ「ヒットラー」及ビ「ナチ」黨ニ依リ「イタリア」ニ於テ「ファシスト」黨ニ依リ確立セラレタルト同様ノ組織ガ導入セラレタリ日本ノ經濟的及ビ財政的資源ハ大部分戰爭目的ニ動員セラレ、爲メニ日本國民ノ福祉ハ阻害セララルルニ至レリ

被告間ニ於ケル共同謀議ハ他ノ侵略國即チ「ナチ・ドイツ」並ニ「ファシスト・イタリア」ノ統治者ノ參加ヲ得テ約定セラレタリ本共同謀議ノ主タル目的ハ侵略國家ニ依ル世界ノ他ノ部分ノ支配ト擄取トノ獲得及ビ本目的ノ爲メ本裁判所條例中ニ定義セラレタルガ如キ平和ニ對スル罪、戰爭犯罪並ニ人道ニ對スル罪ヲ犯シ又ハ犯スコトヲ獎勵スルニアリタリ新クテ自由ノ基本原則ト人格ニ對スル尊敬ヲ脅威シ毀損シタリ

E-31 該企圖ノ促進並ニ達成ニ對シ此等被告ハ其ノ權力、公職及ビ個人的聲望及ビ勢力ヲ利用シテ「アメリカ」合衆國、中華民國、「グレート・ブリテン」・北「アイスランド」聯合王國、「ソビエツト」社會主義共和國聯邦、「オーストラリア」聯邦、「カナダ」、「フランス」共和國、「オランダ」王國、「ニージー

E-32

ランドル、インド、フィリッピン」國及び他ノ平和的諸國家ニ對シ國際法並ニ神聖ナル條約上ノ誓約、義務及び保證ニ違反シテ侵略戦争ノ計畫、準備、開始又ハ遂行ヲ意圖シ且實行セリ該計畫ハ俘虜、一般收容者及び公海ニ在ル人ヲ殺害、毀傷及び虐待シ之等ニ對シ適當ナル食糧、收容所、衣服、醫療手當又ハ其ノ他ノ適當ナル處置ヲ與ヘズ此等ヲ非人道的條件下ノ強制勞役ニ服セシメ、且恥辱ヲ與ヘ以テ廣ク承認セラレタル戦争ノ法規慣例ノ侵犯ヲ企圖シ且之ヲ實行セリ又日本ノ利益ノ爲メニ被征服國民ノ人的及び經濟的資源ヲ擄取シ公私ノ財産ヲ掠奪シ、都市村落ニ對シ軍事上ノ必要以上濫リニ破壊ヲ加ヘ、蹂躪セラレタル諸國ノ無力ノ一般民衆ニ對シ大量殺害、凌辱、掠奪、劫掠、拷問其ノ他ノ野蠻ナル殘虐行爲ヲ加ヘ日本國政府ノ官吏及び諸機關ニ對スル陸海軍派閥ノ勢力及び制壓ヲ強メイハユル裏會等ヲ創設シ國家主義的膨脹政策ヲ教ヘ戦争宣傳物ヲ播布シ新聞及び「ラヂオ」ニ嚴格ナル統制ヲ加ヘ以テ日本國民ノ輿論ヲ動カシ以テ侵略戦争ニ對スル心理的準備ヲ整ヘシメ被征服諸國ニ「傀儡」政權ヲ樹立シ武力ニ依ル日本ノ膨脹計畫ヲ推進スル爲メ「ドイツ」及び「イタリア」ト軍事同盟ヲ締結セリ

故ニ上記諸國家ハ一九四五年（昭和二十年）七月二十六日ノ「ポツダム」宣言、一九四五年（昭和二十年）九月二日ノ降伏文書及び本裁判所條例ニ從ヒ、重大ナル戦争犯罪人ニ對スル被疑事實ノ調査及び之ガ訴追ニ付キ各自ノ政府ヲ代表スベク正當ニ任命セ

ラレタル下記署名ノ代表者ニ依リテ上記ノ凡テノ者
ヲ以下列舉ノ諸點ニ付キ本裁判所條例中ニ凡テ定義
セルガ如キ平和ニ對スル罪、戦争犯罪、人道ニ對ス
ル罪及ビ以上ノ罪ノ共通計畫又ハ共同謀議ノ罪アリ
トシテ茲ニ告訴シ此ノ故ニ本訴訟ニ於ケル被告トシ
且其ノ氏名ガ夫々記載セラレタル後述ノ訴因ニ據リ
起訴セラレタルモノトシテ指名ス

第一類 平和ニ對スル罪

下記諸訴因ニ付キテハ平和ニ對スル罪ヲ問フ
該罪ハ茲ニ記載セラレタル者及ビ其ノ夫々ガ極東國
際軍事裁判所條例第五條特ニ第五條(イ)及ビ(ロ)並ニ國
際法又ハ其ノ孰レカノ一ニヨリ個々ニ責任アリト主
張セラレ居ル行爲ナリ

E-33

訴因 第一

全被告ハ他ノ諸多ノ人々ト共ニ一九二八年(昭和三
年)一月一日ヨリ一九四五年(昭和二十年)九月二
日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ一個ノ共通ノ計畫又ハ共同
謀議ノ立案又ハ實行ニ指導者、教唆者又ハ共犯者ト
シテ參登シタルモノニシテ斯カル計畫ノ實行ニ付キ
本人自身ニヨリ爲サレタル他ノ何人ニヨリ爲サレ
タルトヲ問ハズ一切ノ行爲ニ對シ責任ヲ有ス

斯カル計畫又ハ共同謀議ノ目的ハ日本ガ東「アジア」
並ニ太平洋及ビ「インド」洋並ニ右地域内及ビ之ニ隣接セ

ル凡テノ國家及ビ島嶼ニ於ケル軍事的、政治的及ビ
經濟的支配ヲ獲得スルニ在リ而シテ其ノ目的ノ爲メ
獨力ヲ以テ、又ハ同様ノ目的ヲ有スル他ノ諸國ト共
同シテ、若クハ右計畫乃至共同謀議ニ誘致又ハ強制
的ニ加入セシメ得ル他ノ諸國ト共同シテ、其ノ目的
ニ反對スル國又ハ國々ニ對シ宣戰ヲ布告セル又ハ布
告セザル侵略戰爭並ニ國際法、條約、協定及ビ誓約
ニ違反スル戰爭ヲ行フニ在リ

附屬書Aノ細目、附屬書Bノ條約條項及ビ附屬書C
ノ誓約ノ各全部ハ本訴因ニ關係アリ

訴因 第二

全被告ハ他ノ諸多ノ人々ト共ニ一九二八年（昭和三
年）一月一日ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二
日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ一個ノ共通ノ計畫又ハ共同
謀議ノ立案又ハ實行ニ指導者、組織者、教唆者又ハ
共犯者トシテ參畫シタルモノニシテ斯カル計畫實行
ニ付キ本人自身ニヨリ爲サレタルト他ノ何人ニヨリ
爲サレタルトヲ問ハズ一切ノ行爲ニ對シ責任ヲ有ス

E-34

斯カル計畫又ハ共同謀議ノ目的ハ直接ニ又ハ日本ノ
支配下ニ別個ノ一國家ヲ建設スルコトニ依リ日本が
中華民國ノ一部タル遼寧、吉林、黑龍江、及ビ熱河
ノ各省ニ於ケル軍事的、政治的及ビ經濟的支配ヲ獲
得スルニアリ、而シテ其ノ目的ノ爲メ中華民國ニ對
シ宣戰ヲ布告セル又ハ布告セザル侵略戰爭並ニ國際

法、條約、協定及び誓約ニ違反スル戦争ヲ行フニアリ

附屬書Aノ細目全部、附屬書Bノ下記條約條項即チ第一乃至第六、第八乃至第十四、第二十二乃至第三十及び第三十二乃至第三十五並ニ附屬書Cノ下記誓約即チ第一乃至第八ハ本訴因ニ關係アリ

訴因 第三

全被告ハ他ノ諸多ノ人々ト共ニ一九二八年（昭和三年）一月一日ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ一個ノ共通ノ計畫又ハ共同謀議ノ立案又ハ實行ニ指導者、組織者、教唆者又ハ共犯者トシテ參畫シタルモノニシテ斯カル計畫實行ニ付キ本人自身ニヨリ爲サレタルト他ノ何人ニヨリ爲サレタルトヲ問ハズ一切ノ行爲ニ對シ責任ヲ有ス

E-35
新カル計畫又ハ共同謀議ノ目的ハ直接ニ又ハ日本ノ支配下ニ一又ハ數個ノ別個ノ國家ヲ建設スルコトニ依リ日本ガ中華民國ニ於ケル軍事的、政治的及び經濟的支配ヲ獲得スルニアリ而シテ其ノ目的ノ爲メ中華民國ニ對シ宣戰ヲ布告セル又ハ布告セザル侵略戦争並ニ國際法、條約協定及び誓約ニ違反スル戦争ヲ行フニアリ

附屬書Aノ細目全部並ニ訴因第二ニ於ケルト同一ノ條約條項及び誓約ハ本訴因ニ關係アリ

訴因 第四

全被告ハ他ノ諸多ノ人々ト共ニ一九二八年（昭和三年）一月一日ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ一箇ノ共通ノ計畫又ハ共同謀議ノ立案又ハ實行ニ指導者、組織者、教唆者又ハ共犯者トシテ参畫シタルモノニシテ斯カル計畫實行ニ付キ本人自身ニヨリ爲サレタルト他ノ何人ニヨリ爲サレタルトヲ問ハズ一切ノ行爲ニ對シ責任ヲ有ス

新カル計畫又ハ共同謀議ノ目的ハ日本ガ東「アジア」並ニ太平洋及ビ印度洋並ニ右地域内又ハ之ニ隣接セル凡テノ國家及ビ島嶼ニ於ケル軍事的、政治的及ビ經濟的支配ヲ獲得スルニ在リ而シテ其ノ目的ノ爲メ獨力ヲ以テ、又ハ同一ノ目的ヲ有スル他ノ諸國ト共同シテ、若クハ右計畫乃至共同謀議ニ誘致又ハ強制的ニ加入セシメ得ル他ノ諸國ト共同シテ、「アメリカ」合衆國、全「イギリス」聯邦（本起訴狀ニ於テ使用セル場合此ノ語ハ常ニ「グレート・ブリテン」及ビ北「アイルランド」聯合王國、「オーストラリア」聯邦、「カナダ」、「ニュージーランド」、南「アフリカ」聯邦、「インド」、「ビルマ」、「マレー」聯邦及ビ國際聯盟ニ於テ個々ニ代表セラレザル「イギリス」帝國ノ他ノ凡テノ部分ヲ含ムモノトス）、「フランス」共和國、「オランダ」王國、「中華民國」、「ポルトガル」共和國、「タイ」國、「フィリッピン」國及ビ「ソビエツト」社會主義共和國聯邦又ハ之等ノ内其ノ目的ニ反對スル諸國ニ對シ宣

E-36

戦ヲ布告セル又ハ布告セザル侵略戦争並ニ國際法、
條約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ行フニ在リ

附屬誓Aノ細目、附屬誓Bノ條約條項及ビ附屬誓C
ノ誓約ノ各全部ハ本訴因ニ關係アリ

訴因 第五

全被告ハ他ノ諸多ノ人々ト共ニ一九二八年（昭和三年）一月一日ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ一個ノ共通ノ計畫又ハ共同謀議ノ立案又ハ實行ニ指導者、組織者、教唆者又ハ共犯者トシテ参畫シタルモノニシテ斯カル計畫實行ニ付キ本人ニヨリ爲サレタルト他ノ何人ニヨリ爲サレタルトヲ問ハズ一切ノ行爲ニ對シ責任ヲ有ス

E-37
斯カル計畫又ハ共同謀議ノ目的ハ「ドイツ」、
「イタリア」及ビ日本ガ自己特有ノ國內ニ「日本ハ東ア
シア」、太平洋及ビ「インド」洋並ニ右地域内ノ又ハ之ニ
隣接セル凡テノ國家及ビ島嶼ニ「夫々特別支配ヲ有
スルコトニ依リ全世界ニ亘ル軍事的、政治的及ビ經
濟的支配ヲ獲得スベキコト、而シテ右三國ハ其ノ目
的ノ爲メ相倚リ相扶ケ以テ其ノ目的ニ反對スル諸國、
特ニ「アメリカ」合衆國、全「イギリス」聯邦、「フ
ランス」共和國、「オランダ」王國、中華民國、「ポ
ルトガル」共和國、「タイ」王國、「フィリッピン」
國及ビ「ソビエツト」社會主義共和國聯邦ニ對シ宣
戦ヲ布告セル又ハ布告セザル侵略戦争並ニ國際法、

條約、協定及び誓約ニ違反スル戦争ヲ行フニ在リ

附屬書Aノ細目、附屬書Bノ條約條項及び附屬書Cノ誓約ノ各全部ハ本訴因ニ關係アリ

訴因 第六

全被告ハ一九二八年（昭和三年）一月一日ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ中華民國ニ對シ侵略戦争並ニ國際法、條約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ計畫シ準備セリ

附屬書Aノ細目中下記節即チ第一乃至第六並ニ訴因第二ニ於ケルト同一ノ條約條項及ビ誓約ハ本訴因ニ關係アリ

訴因 第七

全被告ハ一九二八年（昭和三年）一月一日ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ「アメリカ」合衆國ニ對シ侵略戦争並ニ國際法、條約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ計畫シ準備セリ

E-38
附屬書Aノ細目中下記節即チ第三、第四、第五、第六、第七、第九及び第十、並ニ附屬書Bノ下記條約條項即チ第一乃至第十、第十七乃至第十九、第二十二乃至第三十五及び第三十七並ニ附屬書Cノ誓約全

部ハ本訴因ニ關係アリ

訴因 第八

全被告ハ一九二八年（昭和三年）一月一日ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ「グレート・ブリテン」及ビ北「アイルランド」聯合王國、及ビ全「イギリス」聯邦中本起訴狀ニ於ケル個々ノ訴因ノ主體タラザル凡テノ部分ニ對シ侵略戰爭並ニ國際法、條約、協定及ビ誓約ニ違反スル戰爭ヲ計畫シ準備セリ

附屬書Aノ細目中下記節即チ第三、第四、第五、第六、第七、第九、及ビ第十並ニ附屬書Bノ下記條約條項即チ第一、第二、第五、第十乃至第十九、第十二乃至第三十、第三十二乃至第三十五、第三十七及ビ第三十八並ニ附屬書Cノ誓約ノ全部ハ本訴因ニ關係アリ

訴因 第九

全被告ハ一九二八年（昭和三年）一月一日ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ「オーストラリア」聯邦ニ對シ侵略戰爭並ニ國際法、條約、協定及ビ誓約ニ違反スル戰爭ヲ計畫シ準備セリ

訴因第八ニ於ケルト同一ノ附屬書Aノ細目各節並ニ

右訴因ニ於ケルト同一ノ條約條項及ビ誓約ハ本訴因ニ關係アリ

E-39

訴因 第十

全被告ハ一九二八年（昭和三年）一月一日ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ「ニュージランド」ニ對シ侵略戰爭並ニ國際法、條約、協定及ビ誓約ニ違反セル戰爭ヲ計畫シ準備セリ

訴因第八ニ於ケルト同一ノ附屬誓Aノ細目各節並ニ右訴因ニ於ケルト同一ノ條約條項及ビ保證ハ本訴因ニ關係アリ

訴因 第十一

全被告ハ一九二八年（昭和三年）一月一日ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ「カナダ」ニ對シ侵略戰爭並ニ國際法、條約、協定及ビ誓約ニ違反スル戰爭ヲ計畫シ準備セリ

訴因第八ニ於ケルト同一ノ附屬誓Aノ細目各節並ニ右訴因ニ於ケルト同一ノ條約條項及ビ誓約ハ本訴因ニ關係アリ

訴因 第十二

全被告ハ一九二八年（昭和三年）一月一日ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ「インド」ニ對シ侵略戦争並ニ國際法、條約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ計畫シ準備セリ

訴因第八ニ於ケルト同一ノ附屬書Aノ細目各節並ニ右訴因ニ於ケルト同一ノ條約條項及ビ誓約ハ本訴因ニ關係アリ

E-40

訴因 第十三

全被告ハ一九二八年（昭和三年）一月一日ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ「フィリッピン」國ニ對シ侵略戦争並ニ國際法、條約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ計畫シ準備セリ

訴因第七ニ於ケルト同一ノ附屬書Aノ細目各節並ニ右訴因ニ於ケルト同一ノ條約條項及ビ誓約ハ本訴因ニ關係アリ

訴因 第十四

全被告ハ一九二八年（昭和三年）一月一日ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ「オランダ」王國ニ對シ侵略戦争並ニ國際法、條約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ計畫シ準備セリ

附屬書Aノ細目中下記節即チ第三、第四、第五、第六、第七、第九及ビ第十並ニ附屬書Bノ下記條約條項即チ第一乃至第五、第十乃至第十八、第二十、第二十二乃至第三十、第三十二乃至第三十五、第三十七及ビ第三十八並ニ附屬書Cノ下記誓約即チ第十乃至第十五ハ本訴因ニ關係アリ

訴因 第十五

全被告ハ一九二八年（昭和三年）一月一日ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ「フランス」共和國ニ對シ侵略戦争並ニ國際法、條約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ計畫シ準備セリ

B-41

附屬書Aノ細目中下記節即チ第二、第三、第四、第五、第六、第七、第九及ビ第十並ニ附屬書Bノ下記條約條項即チ第一乃至第五、第十乃至第十九、第二十二乃至第三十及ビ第三十二乃至第三十八並ニ附屬書Cノ下記誓約即チ第十四及ビ第十五ハ本訴因ニ關係アリ

訴因 第十六

全被告ハ一九二八年（昭和三年）一月一日ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ「タイ」王國ニ對シ侵略戦争並ニ國際法、條約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ計畫シ準備セリ

附屬書Aノ細目中下記節即チ第二、第三、第四、第五、第六、第七、第九及び第十並ニ附屬書Bノ下記條約條項即チ第三、第四、第五、第十及び第三十二乃至第三十八ハ本訴因ニ關係アリ

訴因 第十七

全被告ハ一九二八年（昭和三年）一月一日ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ「ソビエツト」社會主義共和國聯邦ニ對シ侵略戰爭並ニ國際法、條約、協定及び誓約ニ違反スル戰爭ヲ計畫シ準備セリ

附屬書Aノ細目中下記節即チ第一乃至第八並ニ附屬書Bノ下記條約條項即チ第一乃至第五、第十乃至第十八、第三十二乃至第三十五及び第三十九乃至第四十七並ニ附屬書Cノ誓約第十三ハ本訴因ニ關係アリ

E-42

訴因 第十八

被告荒木、土肥原、橋本、平沼、板垣、小磯、南、大川、重光、東條、梅津ハ一九三一年（昭和六年）九月十八日又ハ其ノ頃中華民国ニ對シ侵略戰爭並ニ國際法、條約、協定及び誓約ニ違反スル戰爭ヲ開始セリ

附屬書Aノ細目中第一節並ニ附屬書Bノ下記條約條項即チ第一乃至第五、第十一乃至第十四、第二十二、

第二十三、第二十五、第三十及び第四十乃至第四十三ハ本訴因ニ關係アリ

訴因 第十九

被告荒木、土肥原、橋本、畑、平沼、廣田、星野、板垣、賀屋、木戸、松井、武藤、鈴木、東條、藤津ハ一九三七年（昭和十二年）七月七日又ハ其ノ頃中華民国ニ對シ侵略戦争並ニ國際法、條約、協定及び誓約ニ違反スル戦争ヲ開始セリ

附屬書Aノ細目中第二節並ニ訴因第十八ニ於ケルト同一ノ條約條項並ニ附屬書Cノ下記誓約即チ第三、第四及び第五ハ本訴因ニ關係アリ

訴因 第二十

E-43
被告土肥原、平沼、廣田、星野、賀屋、木戸、木村、武藤、永野、岡、大島、佐藤、嶋田、鈴木、東郷、東條ハ一九四一年（昭和十六年）十二月七日又ハ其ノ頃「アメリカ」合衆國ニ對シ侵略戦争並ニ國際法、條約、協定及び誓約ニ違反スル戦争ヲ開始セリ

附屬書Aノ細目中第九節並ニ附屬書Bノ下記條約條項即チ第一乃至第九、第十九、第二十二乃至第三十、第三十三、第三十四及び第三十七並ニ附屬書Cノ誓約全部ハ本訴因ニ關係アリ

訴因 第二十一

訴因第二十二於ケルト同一ノ被告ハ一九四一年（昭和十六年）十二月七日又ハ其ノ頃「フィリッピン」國ニ對シ侵略戦争並ニ國際法、條約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ開始セリ

訴因第二十二於ケルト同一ノ細目、條約條項及ビ誓約ハ本訴因ニ關係アリ

訴因 第二十二

訴因第二十二於ケルト同一ノ被告ハ一九四一年（昭和十六年）十二月七日又ハ其ノ頃全「イギリス」聯邦ニ對シ侵略戦争並ニ國際法、條約、協定及ビ誓約ニ違反セル戦争ヲ開始セリ

附屬書Aノ細目中第九節並ニ附屬書Bノ各條約條項第一乃至第五、第十九、第二十二乃至第三十、第三十三及ビ第三十七並ニ附屬書Cノ誓約全部ハ本訴因ニ關係アリ

訴因 第二十三

被告荒木、土肥原、平沼、廣田、星野、板垣、木戸、松岡、武藤、永野、重光、及ビ京條ハ一九四〇年（昭和十五年）九月二十二日又ハ其ノ頃「フランス」共和國ニ對シ侵略戦争並ニ國際法、條約、協定及ビ誓

E-44

約ニ違反スル戦争ヲ開始セリ

訴因第十五ニ於ケルト同一ノ細目、條約條項及ビ誓約ハ本訴因ニ關係アリ

訴因 第二十四

訴因第二十ニ於ケルト同一ノ被告ハ一九四一年（昭和十六年）十二月七日又ハ其ノ頃「タイ」王國ニ對シ侵略戦争並ニ國際法、條約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ開始セリ

附屬書Aノ細目中第七節並ニ附屬書Bノ下記條約條項即チ第一乃至第五、第三十三、第三十四、第三十六、第三十七及ビ第三十八ハ本訴因ニ關係アリ

訴因 第二十五

被告荒木、土肥原、畑、平沼、廣田、星野、板垣、木戸、松岡、松井、重光及ビ鈴木ハ一九三八年（昭和十三年）七月、八月中ニ於テ「ハーサン」湖區域ニ於テ「ソビエツト」社會主義共和國聯邦ヲ攻撃スルコトニ依リ侵略戦争並ニ國際法、條約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ開始セリ

訴因第十七ニ於ケルト同一ノ細目、條約條項及ビ誓約ハ本訴因ニ關係アリ

E-45

訴因

第二十六

被告荒木、土肥原、畑、平沼、板垣、木戸、小磯、松井、松岡、武蔵、鈴木、東郷、東條及び梅津ハ一九三九年（昭和十四年）ノ夏朔中「ハルビン・ゴル」河區域ニ於テ蒙古人民共和國ノ領土ヲ攻撃スルコトニ依リ侵略戦争並ニ國際法、條約、協定及び誓約ニ違反スル戦争ヲ開始セリ

訴因第十七ニ於ケルト同一ノ編目、條約條項及び誓約ハ本訴因ニ關係アリ

訴因

第二十七

全被告ハ一九三一年（昭和六年）九月十八日ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ中華民國ニ對シ侵略戦争並ニ國際法、條約、協定及び誓約ニ違反スル戦争ヲ行ヘリ

訴因第二ニ於ケルト同一ノ編目、條約條項及び誓約ハ本訴因ニ關係アリ

訴因

第二十八

全被告ハ一九三七年（昭和十二年）七月七日ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ中華民國ニ對シ侵略戦争並ニ國際法、條約、協定及び誓約ニ違反スル戦争ヲ行ヘリ

裏面白紙

訴因第二ニ於ケルト同一ノ細目、條約條項及ビ誓約ハ本訴因ニ關係アリ

E-46
訴因 第二十九

全被告ハ一九四一年（昭和十六年）十二月七日ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ「アメリカ」合衆國ニ對シ侵略戰爭並ニ國際法、條約、協定及ビ誓約ニ違反スル戰爭ヲ行ヘリ
附屬卷Aノ細目中下記節即チ第四乃至第十並ニ訴因第二十ニ於ケルト同一ノ條約條項及ビ誓約ハ本訴因ニ關係アリ

訴因 第三十

全被告ハ一九四一年（昭和十六年）十二月七日ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ「フィリッピン」國ニ對シ侵略戰爭並ニ國際法、條約、協定及ビ誓約ニ違反スル戰爭ヲ行ヘリ
訴因第二十九ニ於ケルト同一ノ細目、條約條項及ビ誓約ハ本訴因ニ關係アリ

訴因 第三十一

全被告ハ一九四一年（昭和十六年）十二月七日ヨリ
一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間
ニ於テ全「イギリス」聯邦ニ對シ侵略戦争並ニ國際
法、條約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ行ヘリ
附屬書Aノ編目中下記節即チ第四乃至第十並ニ訴因
第二十二ニ於ケルト同一ノ條約條項及ビ誓約ハ本訴
因ニ關係アリ

E-47
訴因 第三十二

全被告ハ一九四一年（昭和十六年）十二月七日ヨリ
一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間
ニ於テ「オランダ」王国ニ對シ侵略戦争並ニ國際法、
條約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ行ヘリ

訴因第十四ニ於ケルト同一ノ編目、條約條項及ビ誓
約ハ本訴因ニ關係アリ

訴因 第三十三

被告荒木、土肥原、平沼、廣田、星野、板垣、木戸、
松岡、武藤、永野、重光及ビ東條ハ一九四〇年（昭
和十五年）九月二十二日及ビ其ノ後「フランス」共
和國ニ對シ侵略戦争並ニ國際法、條約、協定及ビ誓
約ニ違反スル戦争ヲ行ヘリ

訴因第十五ニ於ケルト同一ノ編目、條約條項及ビ誓

裏面白紙

約ハ本訴因ニ關係アリ

訴因 第三十四

全被告ハ一九四一年（昭和十六年）十二月七日ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ「タイ」王國ニ對シ侵略戦争並ニ國際法、條約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ行ヘリ

訴因第二十四ニ於ケルト同一ノ細目及ビ條約條項ハ本訴因ニ關係アリ

訴因 第三十五

E-48
訴因第二十五ニ於ケルト同一ノ被告ハ一九三八年（昭和十三年）ノ夏期中「ソビエツト」社會主義共和國聯邦ニ對シ侵略戦争並ニ國際法、條約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ行ヘリ

訴因第十七ニ於ケルト同一ノ細目、條約條項及ビ誓約ハ本訴因ニ關係アリ

訴因 第三十六

訴因第二十六ニ於ケルト同一ノ被告ハ一九三九年（昭和十四年）ノ夏蒙古人民共和國及ビ「ソビエツト」社會主義共和國聯邦ニ對シ侵略戦争並ニ國際法、條約、協定及ビ誓約ニ違反スル戦争ヲ行ヘリ

訴因第十七ニ於ケルト同一ノ細目、條約條項及ビ誓
約ハ本訴因ニ關係アリ

裏面白紙

裏面白紙

第二類 殺人

下記諸訴因ニ就キテハ殺人罪及ビ殺人ノ共同謀議ノ罪ニ問フ 該罪ハ茲ニ記載セラレタル者及ビ其ノ各自ガ個々ニ責任アリト主張セラレ居ル行為ナルト共ニ既述ノ裁判所條例第五條ノ全項、國際法及ビ日本ヲ含ム犯罪ノ行ハレタル國々ノ國內法又ハ其等ノ一若クハ二以上ニ違反シタル平和ニ對スル罪、通例ノ戰爭犯罪及ビ人道ニ對スル罪ナリ

訴因 第三十七

E-49
被告土肥原、平沼、廣田、星野、賀屋、木戸、木村、武藤、永野、岡、大島、佐藤、島田、鈴木、東郷及ビ東條ハ他ノ諸多人々ト共ニ一九四〇年（昭和十五年）六月一日ヨリ一九四一年（昭和十六年）十二月八日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ一個ノ共通ノ計畫又ハ共同謀議ノ立案又ハ實行ニ指導者、組織者、教唆者又ハ共犯者トシテ参畫シタルモノニシテ斯カル計畫ノ實行ニ付キ本人自身ニヨリ爲サレタルト他ノ何人ニヨリ爲サレタルトヲ問ハズ一切ノ行為ニ對シ責任ヲ有ス

斯カル計畫又ハ共同謀議ノ目的ハ「アメリカ合衆國、「フィリッピン」國、全「イギリス」聯邦、「オランダ」王國及ビ「タイ」王國ニ對シ不法ナル敵對行為ヲ開始シ且日本ガ上述國家ト平和状態ニアル時ニ於テ不法ニ是等諸國家又ハ其ノ或ルモノノ領土、

艦船並ニ航空機ノ攻撃ヲ日本軍ニ命ジ爲サシメ且許スコトニ因リ下記ノ人々ヲ不法ニ殺害シ殺戮セントスルニ在リタリ

殺害或ハ殺戮ノ目的トセラレタル者ハ凡テ上述諸國家ノ軍隊及ビ一般人中斯カル攻撃ノ際偶々其ノ地點ニ居合セタラン者ナリ

該敵對行爲及ビ攻撃ハ附屬書Bノ條約條項第五ニ違反セルガ故ニ不法ナリ從ツテ被告及ビ該日本軍ハ適法ナル交戦者トシテノ權利ヲ獲得シ得ザリシモノナリ

E-50

是等被告及ビ其ノ各自ハ右條約條項ニ違反シテ斯カル敵對行爲ヲ開始セント意圖シ又ハ該條約條項ニ違反スルヤ否ヤノ如キハ之ヲ介意セザリシモノナリ

訴 因 第三十八

被告土肥原、平沼、廣田、星野、賀屋、木戸、木村、松岡、武藤、永野、岡、大島、佐藤、嶋田、鈴木、東郷及ビ東條ハ他ノ諸多ノ人々ト共ニ一九四〇年(昭和十五年)六月一日ヨリ一九四一年(昭和十六年)十二月八日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ一個ノ共通ノ計畫又ハ共同謀議ノ立案又ハ實行ニ指導者、組織者、教唆者又ハ共犯者トシテ參畫シタルモノニシテ斯カル計畫ノ實行ニ付キ本人自身ニヨリ爲サレタルト他ノ何人ニヨリ爲サレタルトヲ問ハズ一切ノ行爲ニ對シ

責任ヲ有ス

斯カル計畫又ハ共同謀議ノ目的ハ「アメリカ」合衆國、「フイリツピン」國、全「イギリス」聯邦、「オランダ」王國及ビ「タイ」王國ニ對シ不法ナル敵對行爲ヲ開始シ且不法ニ是等諸國家又ハ其ノ或ルモノノ領土、艦船及ビ航空機ノ攻撃ヲ日本軍ニ命ジ爲サシメ且許スコトニ因リ下記ノ人々ヲ不法ニ殺害シ殺戮セントスルニ在リタリ

殺害或ハ殺戮ノ目的トセラレタル者ハ凡テ上述諸國家ノ軍隊及ビ一般人中斯カル攻撃ノ際偶々其ノ地點ニ居合セタラン者ナリ

E-51

該敵對行爲及ビ攻撃ハ附屬書Bノ條約條項第六、第七、第十九、第三十三、第三十四及ビ第三十六ニ違反セルガ故ニ不法ナリ從ツテ被告及ビ該日本軍ハ適法ナル交戦者トシテノ權利ヲ獲得シ得ザリシモノナリ

是等被告及ビ其ノ各自ハ右條約條項ニ違反シテ斯カル敵對行爲ヲ開始セント意圖シ又ハ該條約條項ノ全部又ハ一部ニ違反スルヤ否ヤノ如キハ之ヲ介意セザリシモノナリ

訴因

第三十九

訴因第三十八ニ於ケルト同一ノ被告ハ本件訴因第三

十七及び第三十八ニ於テ主張シタル情況ノ下ニ一九四一年（昭和十六年）十二月七日〇七五五時頃（眞珠灣時間）「ハワイ」準州眞珠灣ニ於テ日本ガ當時平和状態ニ在リシ「アメリカ」合衆國ノ領土、艦船及ビ航空機ニ對スル攻撃ヲ日本軍ニ命ジ爲サシメ且許スコトニ因リテ不法ニ「キッド」海軍少將ノ外目下其ノ氏名及ビ員數不詳ナル「アメリカ」合衆國陸海軍將兵約四千名及ビ一般入ヲ殺害シ殺戮シタリ

訴因 第四十

訴因第三十八ニ於ケルト同一ノ被告ハ本件訴因第三十七及び第三十八ニ於テ主張シタル情況ノ下ニ一九四一年（昭和十六年）十二月八日〇〇二五時頃「シンガポール」時間「ケランタン」州「コタバル」ニ於テ日本ガ當時平和状態ニ在リシ全「イギリス」聯邦ノ領土及ビ航空機ニ對スル攻撃ヲ日本軍ニ命ジ爲サシメ且許スコトニ因リテ不法ニ目下其ノ氏名及ビ員數不詳ナル全「イギリス」聯邦軍將兵ヲ殺害シ殺戮シタリ

E-52

訴因 第四十一

訴因第三十八ニ於ケルト同一ノ被告ハ本件訴因第三十七及び第三十八ニ於テ主張シタル情況ノ下ニ一九四一年（昭和十六年）十二月八日〇八〇〇時頃（香港時間）香港ニ於テ日本ガ當時平和状態ニ在リシ全「イギリス」聯邦ノ領土、艦船及ビ航空機ニ對スル

裏面白紙

攻撃ヲ日本軍ニ命ジ爲サシメ且許スコトニ因リテ不
法ニ目下其ノ氏名及ビ員數不詳ナル全「イギリス」
聯邦軍將兵ヲ殺害シ殺戮シタリ

訴因 第四十二

訴因第三十八ニ於ケルト同一ノ被告ハ本件訴因第三
十七及ビ第三十八ニ於テ主張シタル情況ノ下ニ一九
四一年（昭和十六年）十二月八日〇三〇〇時頃（上
海時間）上海ニ於テ日本ガ當時平和状態ニ在リシ全
「イギリス」聯邦ノ軍艦「ベトレル」號ニ對スル攻
撃ヲ日本軍ニ命ジ爲サシメ且許スコトニ因リテ不法
ニ目下其ノ氏名不詳ナル全「イギリス」聯邦海軍軍
人三名ヲ殺害シ殺戮シタリ

E-53 訴因 第四十三

訴因第三十八ニ於ケルト同一ノ被告ハ本件訴因第三
十七及ビ第三十八ニ於テ主張シタル情況ノ下ニ一九
四一年（昭和十六年）十二月八日〇〇〇時頃（「マ
ニラ」時間）「ダバオ」ニ於テ日本ガ當時平和状態ニ
在リシ「フィリッピン」國ノ領土ニ對スル攻撃ヲ日
本軍ニ命ジ爲サシメ且許スコトニ因リテ不法ニ目下
其ノ氏名及ビ員數不詳ナル「アメリカ」合衆國軍將
兵並ニ「フィリッピン」國軍將兵及ビ一般人ヲ殺害
シ殺戮シタリ

訴因 第四十四

全被告ハ他ノ諸多ノ人々ト共ニ一九三一年（昭和六年）九月十八日ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ一個ノ共通ノ計畫又ハ共同謀議ノ立案及ビ實行ニ指導者、組織者、教唆者又ハ共犯者トシテ參畫シタルモノニシテ斯カル計畫ノ實行ニ付キ本人自身ニヨリ爲サレタルト他ノ何人ニヨリ爲サレタルトヲ問ハズ一切ノ行爲ニ對シ責任ヲ有ス

斯カル計畫又ハ共同謀議ノ目的ハ上記期間中日本ガ行ヒ又ハ行ハントシタル不法ナル數回ノ戰爭ニ勝利ヲ容赦ナク獲得セントシ日本ノ占領シタル領土内ニ於テ、陸上又ハ海上ニ於テ、俘虜、日本ニ降伏スルコトアルベキ敵對セシ諸國ノ將兵、日本ノ權力下ニ置カルルコトアルベキ一般人及ビ日本軍ニ擊破セラレタル艦船ノ乗組員ノ大量殺戮ヲ行ハシメ且之ヲ許可スルニ在リタリ

E-54

訴因

第四十五

被告荒木、橋本、畑、平沼、廣田、板垣、賀屋、木戸、松井、武藤、鈴木及ビ梅津ハ一九三七年（昭和十二年）十二月十二日及ビ其ノ後引續キ本件訴因第二記載ノ條約條項ニ違反シテ南京市ヲ攻撃シ且國際法ニ反シテ住民ヲ擧殺スルコトヲ日本軍ニ不法ニ命ジ爲サシメ且許スコトニ因リ不法ニ目下其ノ氏名及ビ員數不詳ナル數萬ノ中華民國ノ一般人及ビ武装ヲ

解除セラレタル兵員ヲ殺害シ殺戮セリ

訴因 第四十六

訴因第四十五ニ於ケルト同一ノ被告ハ一九三八年
(昭和十三年)十月二十一日及ビ其ノ後引續キ本件
訴因第二記載ノ條約條項ニ違反シテ廣東市ヲ攻撃シ
且國際法ニ反シテ住民ヲ殺戮スルコトヲ日本軍ニ不
法ニ命ジ爲サシメ且許スコトニ因リ不法ニ目下其ノ
氏名及ビ員數不詳ナル多數ノ中華民國ノ一般人及ビ
武装ヲ解除セラレタル兵員ヲ殺害シ殺戮セリ

訴因 第四十七

訴因第四十五ニ於ケルト同一ノ被告ハ一九三八年
(昭和十三年)十月二十七日ノ前後ニ亘リ本件訴因
第二記載ノ條約條項ニ違反シテ漢口市ヲ攻撃シ且國
際法ニ反シテ住民ヲ殺戮スルコトヲ日本軍ニ不法ニ
命ジ爲サシメ且許スコトニ因リ不法ニ目下其ノ氏名
及ビ員數不詳ナル多數ノ中華民國ノ一般人及ビ武装
ヲ解除セラレタル兵員ヲ殺害シ殺戮セリ

訴因 第四十八

被告畑、木戸、小磯、佐藤、重光、東條及ビ梅津ハ
一九四四年(昭和十九年)六月十八日前後ニ亘リ本
件訴因第二記載ノ條約條項ニ違反シテ長沙市ヲ攻撃
シ且國際法ニ反シテ住民ヲ殺戮スルコトヲ日本軍ニ

不法ニ命ジ爲サシメ且許スコトニ因リ不法ニ目下其ノ氏名及ビ員數不詳ナル數千ノ中華民國ノ一般人及ビ武装ヲ解除セラレタル兵員ヲ殺害シ殺戮セリ

訴因 第四十九

訴因第四十八ニ於ケルト同一ノ被告ハ一九四四年(昭和十九年)八月八日ノ前後ニ亘リ本件訴因第二記載ノ條約條項ニ違反シテ湖南省衡陽市ヲ攻撃シ且國際法ニ反シテ住民ヲ擧殺スルコトヲ日本軍ニ不法ニ命ジ爲サシメ且許スコトニ因リ不法ニ目下其ノ氏名及ビ員數不詳ナル多數ノ中華民國一般人及ビ武装ヲ解除セラレタル兵員ヲ殺害シ殺戮セリ

E-56 訴因 第五十

訴因第四十八ニ於ケルト同一ノ被告ハ一九四四年(昭和十九年)十一月十日前後ニ亘リ本件訴因第二記載ノ條約條項ニ違反シテ廣西省ノ桂林、柳州兩都市ヲ攻撃シ且國際法ニ反シテ住民ヲ擧殺スルコトヲ日本軍ニ不法ニ命ジ爲サシメ且許スコトニ因リ不法ニ目下其ノ氏名及ビ員數不詳ナル多數ノ中華民國一般人及ビ武装ヲ解除セラレタル兵員ヲ殺害シ殺戮セリ

訴因 第五十一

被告荒木、土肥原、畑、平沼、板垣、木戸、小磯、

松井、松岡、武藤、鈴木、東郷、東條及ビ梅津ハ一
九三九年（昭和十四年）夏「ハルビン・ゴール」河
地域ニ於テ當時日本ト平和状態ニ在リタル蒙古及ビ
「ソビエツト」社會主義共和國聯邦ノ領土ヲ攻撃ス
ルコトヲ日本軍ニ命ジ爲サシメ且許スコトニ因リ不
法ニ目下其ノ氏名及ビ員數不詳ナル蒙古及ビ「ソビ
エツト」社會主義共和國聯邦ノ軍隊ノ若干名ヲ殺害
シ殺戮セリ

訴因 第五十二

被告荒木、土肥原、畑、平沼、廣田、星野、板垣、
木戸、松岡、松井、重光、鈴木及ビ東條ハ當時日本
ト平和状態ニアリタル「ソビエツト」社會主義共和
國聯邦領ヲ一九三八年（昭和十三年）七月及ビ八月
「ハーサン」湖區域ニ於テ日本軍ニ攻撃スルコトヲ
命ジ爲サシメ且許スコトニ因リ目下其ノ氏名及ビ員
數不詳ナル「ソビエツト」社會主義共和國聯邦ノ若
干名ヲ不法ニ殺害シ殺戮セリ

E-57

第三類 通例ノ戦争犯罪及ビ人道ニ對スル罪

下記訴因ニ付キテハ通例ノ戦争犯罪及ビ人道ニ對スル罪ヲ問フ該罪ハ茲ニ記載セラレタル者及ビ其ノ各自カ種東國際軍事裁判所條例第五條特ニ第五條(ロ)及ビ(ハ)並ニ國際法又ハ其ノ孰レカノ一ニ依リ個々ニ責任有リト主張セラレ居ル行爲ナリ

訴因 第五十三

被告土肥原、畑、星野、板垣、賀屋、木戸、木村、小磯、武藤、永野、岡、大島、佐藤、重光、嶋田、鈴木、東郷、東條及ビ梅津ハ他ノ諸多人々ト共ニ一九四一年(昭和十六年)十二月七日ヨリ一九四五年(昭和二十年)九月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ一箇ノ共通ノ計畫又ハ共同謀議ノ立案又ハ實行ニ指導者、組織者、教唆者又ハ共犯者トシテ參畫シタルモノニシテ斯カル計畫ノ實行ニ付キ本人自身ニ依リ爲サレタルト他ノ何人ニ依リ爲サレタルトヲ問ハズ一切ノ行爲ニ對シテ責任ヲ有ス

E-58

斯カル計畫又ハ共同謀議ノ目的ハ當時日本ガ從事セル諸作戦地ノ各々ニ於ケル日本陸海軍ノ最高司令官、日本陸軍省職員、日本領土又ハ其ノ占領地ノ俘虜及ビ一般收容者ノ收容所及ビ勞務班ノ管理當事者、並ニ日本ノ憲兵及ビ警察ト其ノ夫々ノ部下トニ「アメリカ合衆國、全「イギリス」聯邦、「フランス」共和國、「オランダ」王國、「フィリッピン」國、

中華民國、「ポルトガル」共和國及び「ソビエツト」
社會主義共和國聯邦ノ軍隊ニ對シ並ニ當時日本ノ權
力下ニ在リシ此等諸國ノ數千ノ俘虜及ビ一般人ニ對
シ附屬書Dニ於テ述べラレタル條約、誓約及ビ慣行
中ニ含マレ且之ニ依リ證明セラレタル戰爭ノ法規慣
例ノ類案ニシテ且常習的ナル違反行為ヲ行フコトヲ
命令シ授權シ且ツ許可スルコト、而カモ亦日本國政
府ニ於テ上記條約及ビ誓約竝ニ戰爭ノ法規慣例ノ違
守ヲ確保シ且其ノ違反ヲ防止スル爲メ之ニ準據シテ
適當ナル手段ヲ執ルコトヲ差控フベキコトニ在リタ
リ

中華民國ノ場合ニ於テハ該計畫又ハ共同謀議ハ一九
三一年（昭和六年）九月十八日ニ始マリ上記指名ノ
者ノ外下記被告モ亦之ニ參壹セリ

荒木、橋本、平沼、廣田、松井、松岡、南

E-59

訴因 第五十四

被告土肥原、畑、星野、板垣、賀屋、木戸、木村、
小磯、武蔵、永野、岡、大島、佐藤、重光、嶋田、
鈴木、東郷、東條、及ビ梅津ハ一九四一年（昭和十
六年）十二月七日ヨリ一九四五年（昭和二十年）九
月二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ訴因第五十三ニ於テ述
ベタル者ト同一ノ人々ニ同訴因中ニ於テ述べタル
違反行為ヲ行フコトヲ命令シ授權シ且許可シ以テ戰
争法規ニ違反セリ

中華民國ノ場合ニ於テハ該命令、授權及ビ許可ハ一
九三一年（昭和六年）九月十八日ヨリ始マル期間ニ
發セラレタルモノニシテ上記指名ノ者ノ外下記ノ被
告モ亦之ニ責任ヲ有ス

荒木、橋本、平沼、廣田、松井、松岡、南

訴因 第五十五

被告土肥原、畑、星野、板垣、賀屋、木戸、木村、
小磯、武蔵、永野、岡、大島、佐藤、重光、嶋田、
鈴木、東郷、東條及ビ梅津ハ一九四一年（昭和十六
年）十二月七日ヨリ一九四五年（昭和二十年）九月
二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ夫々ノ官職ニ因リ「アメ
リカ」合衆國、全「イギリス」聯邦、「フランス」
共和國、「オランダ」王國、「フィリッピン」國、
中華民國、「ポルトガル」共和國及ビ「ソビエツト」
社會主義共和國聯邦ノ軍隊並ニ當時日本ノ權力下ニ
在リシ此等諸國ノ數萬ノ俘虜及ビ一般人ニ關シ上記
條約及ビ誓約並ニ戰爭ノ法規慣例ノ遵守ヲ確保スル
責任ヲ有シタルモ、其ノ遵守ヲ確保シ其ノ違反ヲ防
止スルニ適當ナル手段ヲ執ル可キ法律上ノ義務ヲ故
意又不注意ニ無視シ以テ戰爭法規ニ違反セリ

中華民國ノ場合ニ於テハ該違反行為ハ一九三一年
（昭和六年）九月十八日ニ始マリ上記指名ノ者ノ外
下記被告モ之ニ責任ヲ有ス

荒木、橋本、平沼、廣田、松井、松岡、南

以上ノ理由ニ依リ裁判所ニ對シ本起訴狀ヲ提出シ
茲ニ前記指名ノ被告人等ニ對スル起訴事實ヲ裁判
所ニ提出スルモノナリ

「アメリカ」合衆國代表・主席檢察官
ジョゼフ・B・キーナン

中華民國代表・副檢察官
向 哲 濬

「グレート・ブリテン」及北「アイルランド」聯
合王國代表・副檢察官
A・S・コムンズ・カー

「ソビエツト」社會主義共和國聯邦代表・副檢察官
S・A・ゴルンスキー

「オーストラリア」聯邦代表・副檢察官
A・J・マンズフィールド

「カナダ」代表・副檢察官
H・G・ノーラン

「フランス」共和國代表・副檢察官
ロベル・オネト

E-61

「オランダ」王國代表・副檢察官

W・G・F・ボルゲルホフ・マルダー

「ニュージーランド」代表・副檢察官

R・H・クイリアム

「インド」代表・副檢察官

ゴビンダ・メノン

代理 A・S・コムンズ・カー

「フィリッピン」國代表・副檢察官

ペドロ・ロベス

附 屬 書 A

檢察當局ガ本起訴狀第一類中ニ含まレタル數個ノ
訴因ノ支持ノタメ依據セントスル主要ナル事實及ビ
出來事ヲ表示セル要約的編目

第 一 節

滿洲ニ於ケル軍事的侵略

一九二八年（昭和三年）一月一日以來一部民間人
ノ支援ノ下ニ滿洲ニ於テ事件ヲ惹キ起サントスル策
謀ガ日本國陸軍殊ニ關東軍ニ存シタリ右事件ハ後ニ
中華民國ノ他ノ部分ニ、「ソビエツト」社會主義共
和國聯邦ノ領土ニ、而シテ遂ニハ一層廣汎ナル地域
ニ擴大セラレ、日本ヲ世界ニ於ケル支配的強國タラ
シムルコトヲ目的トセル制覇企圖ノ第一歩トシテ日
本ノ爲メ該地ヲ征服シ占領シ開發利用スル口實ヲナ
スベキモノタリシナリ

右策謀ノ實行過程ニ於ケル主要ナル出來事左ノ如
シ

一九三一年（昭和六年）九月十八日頃、長期ニ亘
ル勢力滲透並ニ其ノ結果タル衝突ノ後日本國軍隊ハ
南滿洲鐵道ノ一部ヲ爆破シ中華民國軍隊ニ於テ右爆
破ヲ行ヒシモノノ如ク誣ヒ之ヲ武力攻撃シ次デ遂次
且急速ニ遼寧、吉林、黑龍江及ビ熱河ノ中華民國諸
省（東北諸省）ノ軍事占領ヲ遂行セリ

一九三二年（昭和七年）一月三日頃日本國軍隊ハ、
一九三一年（昭和六年）十一月二十四日日本國外務
省ガ「アメリカ」合衆國ニ對シテ占領セザル旨ノ誓
約ヲ與ヘタルニ拘ラズ、錦州ヲ占領セリ

E-63

一九三二年（昭和七年）一月十八日頃ヨリ日本國
海軍ハ、後ニハ陸軍モ加ハリテ、上海ニ於ケル中華
民國人ニ武力攻撃ヲ加ヘタリ

一九三二年（昭和七年）一月二十八、九日頃日本
ハ午前十二時十五分關北ヲ爆撃セリ

一九三二年（昭和七年）二月一日頃日本國軍陸軍
雙ハ南京ヲ砲撃セリ

一九三二年（昭和七年）中ニ於テ日本ハ前記東北
諸省ニ別個ノ傀儡政權ヲ樹立シ一九三二年（昭和七
年）九月十五日ニ至リ正式ニ之ヲ承認セリ

一九三一年（昭和六年）十二月十三日ニ政權ヲ掌
握シタル日本國政府及ビ其ノ後ノ凡テノ日本國政府
ハ本侵略及ビ中華民國ノ他ノ部分ニ對スル其ノ漸進
的擴大ヲ採用シ支持シ且繼續シタリ

日本ハ中華民國ニ對シ何等宣戰ノ布告ヲナスコト
ナク、平和的手段又ハ仲介若クハ仲裁々判ニ依リ其
ノ主張スル紛争ナルモノヲ解決セントスルイカナル
努力モナスコトナク、一九三二年（昭和七年）二月

五日「アメリカ」合衆國、「グレート・ブリテン」及ビ「フランス」國ノ爲シタル調停ノ申出ヲ拒絕シ、日本及ビ中華民國ガ其ノ一員タル國際聯盟ノ任命シタル「リットン」委員會ノ報告及ビ勸告又ハ聯盟ノ決議ヲ採用スルコトヲ拒否シ、遂ニ一九三三年（昭和八年）三月二十七日聯盟ヲ脱退シタリ

一九三四年（昭和九年）四月十八日日本ハ日本以外ノ如何ナル國ニヨル中華民國ヘノ干涉ニモ絶對反對ナル旨聲明セリ

E-64
一九三四年（昭和九年）三月一日日本ハ「ヘンリ」條約ヲ所謂滿洲國ノ名目上ノ主權者ノ地位ニ就カシメタリ然レドモ一九四五年（昭和二十年）九月二日ニ至ル迄日本ノ數多ノ強大ナル軍ハ依然トシテ此等ノ地域ニ駐在シテ之ヲ其ノ後ノ侵略ノ根據地トシテ用ヒ且日本ノ文官ト共ニ滿洲國ノ政府、産業及ビ財政ヲ全面的ニ支配シ續ケタリ

第二節

中華民國ノ他ノ部分ニ於ケル軍事的侵略

中華民國ニ對スル日本ノ侵略ハ一九三七年（昭和十二年）七月七日新ナル段階ニ入りタリ其ノ日日本國軍隊ハ長城以南ノ中華民國領土ニ侵入シ、日本政府モ亦右侵略ヲ採用シ、支持シ且繼續セリ其後ノ日本國政府ハ孰レモ同一政策ヲ踏襲セリ

本段階ニ於ケル其後ノ主要ナル出来事ハ左ノ如シ

一九三七年（昭和十二年）九月十九日ヨリ二十五日ニ至ル頃日本軍ハ南京及ビ廣東ヲ擧兵シ故意ニ多数ノ一般人ヲ殺害セリ

一九三七年（昭和十二年）十二月十三日頃日本軍ハ南京ヲ攻略シ數萬ノ一般人ヲ虐殺シ且其ノ他非道ナル行爲ヲ行ヒタリ

一九四〇年（昭和十五年）中ニ日本ハ當時日本ノ占領下ニアリタル中華民國ノ部分（前記東北四省以外）ニ「中華民族々民政府」ナリト主張スル別個ノ傀儡政權ヲ新立シ一九四〇年（昭和十五年）十一月三十日頃正式ニ之ヲ承認セリ

E-55

此度モ亦日本ハ中華民國ニ對シ何等宣戰ノ布告ヲナスコトナク、平和的手段又ハ仲介者クハ仲介裁判ニ依リ其ノ主張スル紛争ナルモノヲ解決セントスルイカナル努力モナスコトナク、一九三七年（昭和十二年）九月二十五日ニハ國際聯盟ノ遠東諮問委員會ニ参加スルコトヲ拒絶シ、一九三七年（昭和十二年）十月二十七日及ビ十一月十二日ノ二回ニ亘リ一九二二年（大正十一年）二月六日締結セラレタル九ヶ國條約ノ他ノ調印國ガ「ブラッセル」ニ開催シタル會議ニ出席シ又ハ同條約ノ適用ニ就キ論議スルコトヲ拒絶シ、一九三八年（昭和十三年）九月二十三日中華民國トノ紛争ヲ仲介スル國際聯盟ニ出席スルコト

ヲ拒絶シ、遂ニ一九三八年（昭和十三年）十一月四日
前記九ヶ國條約ハ最早現時代ニハ適用サレザルモノ
ナリト宣言セリ

日本ハ他ノ諸都市ト共ニ一九三八年（昭和十三年）
十月二十七日漢口ヲ、一九四四年（昭和十九年）六
月十八日長沙ヲ、同年八月八日衡陽ヲ、十一月十日
桂林ヲ、而シテ十一月十一日ニハ柳州ヲ攻略シ以テ
中華民國ニ於ケル其ノ軍事的侵略ヲ繼續セリ而カモ
上述諸都市ノ夫々ニ於テ故意ニ多數ノ一般人ヲ殺害シ
且其ノ他非道ナル行爲ヲ行ヒタリ

第三節

中華民國及ビ大東亞ニ於ケル經濟的侵略

本起訴狀ノ及ブ期間中ニ於テ日本ハ自國民ニ有利
ナル權利上ノ一般的優越性ヲ確立シ依テ以テ當初ハ
滿洲ニ於テ後ニハ其ノ支配下ニ歸シタル中華民國ノ
他ノ部分ニ於テ商業上、産業上及ビ金融上ノ諸企業
ノ事實上ノ獨占ヲ樹立シ且晉ニ日本及ビ此等諸企業
ニ擄ハル自國民ヲ富裕ニスル爲メノミナラズ中韓民
國ノ抵抗力ヲ弱化シ他國及ビ他國民ヲ排斥シ且其後
ノ侵略ノ資金及ビ軍需品ヲ準備セントスル計畫ノ一
部トシテ是等地域ヲ開發利用セリ

E-66

本計畫ハ其ノ創業者ノ少クトモ一部ノ者ノ意圖セ
ル如ク經濟的及ビ軍事的面ニ於テ新時東「アジア」

ノ關係ノ部分及び太平洋洲ニ對スル
同様ノ企畫ヲ包含スルニ至レリ

其ノ後本計畫ハ公式ニ「大東亞共榮圈」(本名稱
ハ是等地域ニ於ケル日本ノ完全支配ヲ指ス企圖ヲ
偽裝セントセルモノナリ)ニ迄發展シ日本ハ之ヲ以
テ其ノ軍事行動ノ究極ノ目的ヲナスモノナリト宣言
セリ

本書第四節ニ記述セラレタルト同一ノ諸機關ハ上
述ノ目的ノ爲メニ使用セラレタリ

第四節

中華民國及び他ノ占領地ニ於 ケル腐敗化及び強制ノ方法

本起訴狀ノ及ブ全期間中ニ於テ歴代ノ日本國政府
ハ陸海軍司令官並ニ軍部以外ノ機關ヲ通ジ中華民國
及び彼等ガ既ニ占領シ又ハ占領ヲ企圖セル他ノ地域
ニ於テ或ハ強虐及び強忍行爲ニ依リ或ハ武力及び武
力ノ威嚇ニ依リ或ハ賄賂及び腐敗化ニ依リ或ハ地方
政客及び將領間ニ於ケル陰謀ニ依リ或ハ直接間接ニ
阿片其ノ他ノ麻薬ノ生産及び輸入ノ増加ノ獎勵ニ依
リ或ハ又上記地域ニ於ケル民衆間ニ新ル麻薬ノ賣込
及び消費ヲ促進スルコトニ依リ其等住民ノ抗戰志力
ヲ弱化セシメントスル組織的政策ヲ續行セリ 日本
國政府ハ秘密裡ニ多額ノ金錢ヲ支給シ右金錢ハ上記

裏面白紙

E-67

地境ニ於ケル政府後援下ノ阿片其ノ他ノ麻薬取引及
ビ其ノ他ノ貿易活動ニ依リ得タル利益ト共ニ日本國
政府ノ代行機關ニ依リ上述ノ凡テノ目的ノ爲メニ使
用セラレタリ 同時ニ日本國政府ハ「阿片其ノ他ノ
有害藥物ノ取引ニ關スル國際聯盟委員會」ノ議事ニ
積極的ニ參加シツツアリタリ且上述ノ秘密活動ニモ
拘ハラズ日本ガ其ノ當事國ノ一員タリシ阿片其ノ他
ノ麻薬ノ取引ノ取締ニ關スル諸條約ノ實施ニ付キ他
ノ當事國ト充分ニ協力シツツアリト世界ニ向ツテ公
言シタリ

麻薬ノ不法取引ニ對スル參加反ビ後援ハ一九四二
年（昭和十七年）ニ大東亞省創設ノ爲メ統合セラレ
タル對滿事務局、與亞院及ビ南方事務局（英文ヨリ
直譯、實ハ拓務省拓南局カ）ノ如キ幾多ノ日本國政
府機關並ニ諸多ノ占領國反ビ所謂獨立ハ傀儡國ニ
アリテ陸海軍ノ上級將校又ハ軍ノ任命セル文官ニヨ
リ運営又ハ監督セラレタル多數ノ補助機關及ビ商事
會社ニ依リ遂行セラレタリ

E-68

加フルニ上述ノ阿片其ノ他ノ麻薬ノ取引ニヨル收
入ハ本起訴狀中ニ述べタル侵略戰爭ノ準備反ビ遂行
ニ要スル財源トシテ用ヒラレ又日本國政府ニ依リ諸
多ノ占領地ニ樹立セラレタル傀儡政權ノ確立反ビ之
ニ對スル資金供給ノ爲メ使用セラレタリ

第五節

戰爭ニ對スル一般的準備

將來ノ侵略戦争ヲ考慮ニ入ルルト共ニ中華民國ニ
對シ既ニ行ヒツツアル侵略戦争ニ對スル他國ノ干涉
ヲ防止スル爲メ日本ハ一九三二年（昭和七年）一月
一日以來海軍、陸軍、生産及び財政上ノ戦争準備ヲ
強化シタリソノ中特記スベキモノハ以下ノ如シ但シ
之ニヨリ上記ノ主張ヲ制限スルモノニアラズ

(4) 海軍

日本ハ他ノ調印諸國ヲ説得シ自己ニ弱カニ有
利ナル海軍總噸數ノ共通最大限ニ同意セシメン
トノ企テニ失敗シタル後一九三四年（昭和九年）
十二月二十九日頃「ワシントン」海軍條約ヲ廢
棄セリ

一九三六年（昭和十一年）六月二十三日頃日
本ハ「ロンドン」海軍條約ヘノ加入ヲ拒絶セリ

一九三八年（昭和十三年）二月十二日又ハ英
ノ頃日本ハ「アメリカ」合衆國、「イギリス」
及び「フランス」ノ要請ニ際シ自國海軍建造費
率ノ通報ヲ拒絶セリ

日本ハ不斷ニ自國ノ海軍力ヲ秘密裡ニ増強セリ

一九四一年（昭和十六年）十二月七日―八日
真珠灣、「シンガポール」、香港、「マレー」
及び上海ニ突シ遂ニ行ハレタル奇襲攻撃ト太平

洋及ビ「インド」洋ニ於ケル他ノ場所並ニ「ソ
ビエツト」社會主義共和國聯邦ノ領土ニ對スル
同様ノ攻撃トヲ目的トスル秘密海軍計畫ヲ日本
ハ不斷ニ特ニ一九四一年（昭和十六年）中ヲ通
ジテ爲シタリ

(四) 陸軍

日本ハ單ニ中華民國ニ對スル侵略戰爭ノタメ
ノミナラズ、大部分ハ他ノ侵略戰爭ノタメニ必
要トセラルル如キ程度ニ自國陸軍ノ兵力量ヲ總
續的且漸進的ニ増強セリ一九三九年（昭和十四
年）四月六日ニハ國家總動員法ヲ可決シ其ノ後
之ヲ實施セリ

(三) 海陸軍

日本ハ國際聯盟ヨリ委任統治權ヲ與ヘラレタ
ル島嶼ヲ繼續的且漸進的ニ要塞化セリ

違反セラレタル條約條項II第十五、第十七、
第十八、第三十一

(二) 陸軍

日本ハ中華民國ニ對スル侵略戰爭ニ必要ナル
限度ヲ越エ、他ノ侵略戰爭ノ爲メニ自國領土内
及ビ其ノ占領下又ハ支配下ニ在ル地域内ニ於テ

軍需生産力ヲ繼續的且漸進的ニ増強セリ

附 財 政

上述ノ諸目的ノ爲メニ要セル財源ハ一部ハ豫
算ニ計上セラレタル租税ニ依リ一部ハ國債ニ依
リ更ニ一部ハ本附屬審第三節ニ記述セル如キ滯
取ニヨル利得、特ニ本附屬審第四節ニ記述セル
麻薬ノ販賣ヨリ生ジタル利益ニ依リ充當セラレ
タリ

裏面白紙

第六節

日本ノ政治及ビ世論ノ戰爭ヘノ編成替

命令又ハ慣習ニ依リ日本憲法中ニ編入セラレタル二個ノ規定ハ政府ニ對スル支配力ヲ得ルノ機會ヲ軍國主義者ニ與ヘ彼等ハ本起訴狀ノ及ブ期間中斯ル機會ヲ捉ヘタリ

其ノ第一ハ參謀總長、軍令部長及ビ他ノ陸海軍ノ首腦者ガ隨時天皇ニ帷幄上奏ヲ爲シ得ルノミナラス如何ナル政府ニオイテモ其ノ陸海軍大臣ヲ任命シ又ハコレヲ辭任セシムル權利ヲ有シタルコトナリ斯クシテ右兩者ノ孰レモ政府ノ成立ヲ阻止シ又ハ成立後其ノ瓦解ヲ惹起スルコトヲ得タリ此ノ權力ハ一九三六年（昭和十一年）五月ニ於テ陸海軍兩大臣ハ現役上級將校ヲ以テ任ゼザル可カラズトスル規定ノ制定ニ依リ更ニ強化セラレタリ例ヘバ一九四〇年（昭和十五年）七月二十一日ニ於ケル米内閣ノ瓦解、一九四一年（昭和十六年）十月十六日ニ於ケル第三次近衛内閣ノ瓦解ハ事實上陸軍ニ依リ惹起セシメラレタルモノナリ而シテ各々ノ場合右ノ各政府ハ陸軍ノ要望ニ更ニ一層追従スル政府ニ依リ引繼ガレタリ

其ノ第二ハ議會ハ豫算否決權ヲ有シタルモ此ノ權利ハ議會ニ何等統制力ヲ與ヘザリシコトナリ何

トナレバ此ノ場合ニ於テハ前年度豫算ガ引續キ效カヲ有シタレバナリ

E-71

此ノ時期ニ於テ從來存シタル自由ナル議會的諸制度ハ漸次撲滅セラレ「ファシスト」或ハ「ナチ」型類似ノ組織ガ導入セラレタリ此ノ事實ハ一九四〇年（昭和十五年）十月十二日ノ大政翼賛會及ビ其ノ後ノ翼賛政治會ノ設立ニ依リ明確ナル形ヲ採ルニ至レリ

此ノ時期ニ於テ膨脹主義煽動ノ熾烈ナル運動ガ進メラレ其ノ初期ニ於テハ個々ノ著述家或ハ講演者等ニ依リテ爲サレタルモ漸次政府機關ニ依リ組織化セララルニ至レリ而シテ此等機關ハ右以策ニ對スル反對者ノ言論著述ノ自由ヲ撲滅シタリ之ト同様ノ目的ヲ有スル多數ノ團體ガ——其ノ或ルモノハ秘密結社トシテ——陸海軍部内及ビ軍部以外ノ人々ノ間ニ設立セラレタリコノ政策ニ對スル反對ハ本政策ニ充分ナル好意ヲ有セザルモノト思考セラレタル指導的政治家ノ暗殺並ニ斯カル暗殺ノ恐怖及ビ威嚇ニ依リ潰滅セシメラレタリ警察機關殊ニ憲兵隊モ亦斯カル戰爭政策ニ對スル反對ヲ彈壓スル爲メニ使用セラレタリ

教育制度ハ陸海軍ト軍以外トヲ問ハズ全体主義ノ精神、侵略、戰爭要望、殘忍、假想敵國ニ對スル憎惡ノ念ヲ鼓吹スルタメニ使用セラレタリ

第七節

日本、「ドイツ」及ビ「イタリア」間ノ協力
佛印及ビ「タイ」國ニ對スル侵略

E-72

一九三六年（昭和十一年）ニ初期以後ノ歴代日本
國政府ハ「ヨーロッパ」ノ全體主義國家即チ「ド
イツ」及ビ「イタリア」ト緊密ナル友交關係ヲ修
メタリ該兩國ハ東亞、「インド」洋及ビ太平洋ニ
關スル日本ノ計畫ト同様ナル計畫ヲ世界ノ殘餘ノ
部分ニ關シテ抱懷セルモノナリ

一九三六年（昭和十一年）十一月二十五日右三
國ハ秘密議定書及ビ秘密軍事條約ヲ含ム防共協定
ニ調印セリ 本協定ハ表面上「ソビエト」社會
主義共和國聯邦及ビ共產主義ヲ對象トナセルモ實
際ニ於テハ一般ニ共同ノ侵略的行動ヘノ序幕トシ
テモ意圖セラレシモノナリ

「滿洲國」傀儡政權及ビ中華民國ノ南京政權ヲ
含メテ樞軸三國ノ支配下ニアリシ諸國ハ防共協定
ニ加入ヲ許サレタリ

一九三八年（昭和十三年）一月一日ヨリ一九三
九年（昭和十四年）八月二十三日ニ至ル迄ノ期間
ニ於テ日本、「ドイツ」及ビ「イタリア」間ニハ
經濟的、政治的及ビ軍事的同盟ノ確立ヲ目指シ廣
汎ナル交渉行ハレタリ

一九三九年（昭和十四年）八月二十六日日本ハ在「ワシントン」日本國大使ヲ通ジ「アメリカ」合衆國ニ對シ日本ハ防共協定ニ基ク一層緊密ナル關係ヲ結ブ爲メノ獨伊トノ交渉ヲ爾後一切拋棄スルニ決シタル旨確言セリ

日本及ビ「ドイツ」間ニ於ケル經濟的、政治的及ビ軍事的同盟確立ノ爲メノ交渉ハ一九四〇年（昭和十五年）七月再開セラレタリ

E-75

後ニ「ドイツ」ニ追従スル「フランス・ビジー」政權トシテ知ラルルニ至リシ當局者トノ間ニ「ドイツ」ガ一九四〇年（昭和十五年）六月休戦シ「フランス」ノ大部分ヲ占領シタル後一九四〇年（昭和十五年）八月十三日ヨリ九月二十二日ニ至ル迄ノ期間ニ於テ日本ハ佛印總督府ヲ誘導、強制シ以テ該地域特ニ其ノ北部ニ於ケル軍事的、經濟的權益ノ讓與ヲ目的トスル協定ヲ日本ト締結セシメタリ一九四〇年（昭和十五年）九月二十二日日本軍ハ、ソノ同日中ニ協定ガ調印セラレタルニ拘ラズ佛印軍隊ヲ攻撃シ強力ナル抵抗ニ遭遇セリ

一九四〇年（昭和十五年）九月二十七日日本ハ「ドイツ」及ビ「イタリヤ」ト三國協定ニ調印セリ

一九四一年（昭和十六年）ノ初期「タイ」國、佛印間ノ疆境紛争ノ機會ニ乘ジ日本ハ右紛争ノ仲介者

又ハ仲裁者トシテ行動スルト稱シ乍ラ事實ハ將來ノ侵略ニ於テ「タイ」國ノ援助及ビ服従ヲ得ンコトヲ考慮シ「タイ」國ニトリテ不當ニ有利ナル解決ヲ爲セリ同時ニ佛印ニ於テ更ニ軍事的、經濟的權益ノ讓與ヲ要求セリ右解決ハ一九四一年（昭和十六年）五月六日乃至九日ニ至ル間ニ於テ最後的ニ成立セリ

一九四一年（昭和十六年）二月下旬ヨリ始メテ日本及ビ「ドイツ」ハ「シンガポール」及ビ他國ノ領土ニ對スル共同軍事行動ノ件ニ關スル交渉ヲ爲セリ

一九四一年（昭和十六年）七月一日「ドイツ」、「イタリヤ」及ビ他國ノ「ヨーロッパ」諸國ニ於ケル右兩國ヘノ追從諸政府ハ日本ノ要請ニ依リ所謂「中華民國々氏政府」ヲ承認セリ

一九四〇年（昭和十五年）七月十二日日本及ビ「タイ」國間ニ友交條約ガ調印セラレタリ

E-74
一九四一年（昭和十六年）五月ヨリ七月ニ至ル迄ノ期間ニ於テ日本ハ佛印總督府ヲ更ニ誘導且強制シテ日本軍ノ南部佛印上陸、同地域ニ於ケル海軍及ビ空軍ノ基地建設並ビニ一般の支配ノ獲得ヲ許可セシメタリ此ノ場合ニ於ケル主要目的ハ直接ニハ全「イギリス」聯邦ト「オランダ」領「インド」ニ對シ間接ニハ「アメリカ」合衆國ニ對スル侵略

ノ爲メノ基地ヲ準備スルニアリタリ該協定ハ一九四一年（昭和十六年）七月二十一日及び二十九日最後のニ締結セラレ日本國軍隊ハ二十九日「サイゴン」ニ上陸シ海空軍基地ヲ建設シ且佛印ノ支配力ヲ一般的ニ獲得シタリ

上記ノ對佛印交渉ヲ通ジテ日本ハ其ノ目的達成ノ爲メ「ドイツ」及ビ「イタリア」ノ援助ヲ利用シテ「ビシー」政權ヲ強制シ同時ニ不法武力ニ依ル直接威嚇手段ヲモ使用セリ

此ノ侵略及ビ其ノ後ノ侵略ノ威嚇ニ對スル反動作
用ノ意味ニ於テ「アメリカ」合衆國ハ七月二十五日「グレート・ブリテン」國ハ七月二十六日其ノ支配下ニ在ル日本及ビ中國ノ資産ヲ凍結シ日本ニ對シ他ノ經濟的壓迫ヲ加ヘタリ

一九四一年（昭和十六年）十一月二十五日日本ハ
秘密條項附ノ防共協定ヲ更新セリ

一九四一年（昭和十六年）十二月一日又ハ其ノ頃
日本ハ三國協定ヲ援用シ敵對行爲開始後ニ於ケル合衆國ニ對スル宣戰ノ布告及ビ「單獨不講和條約」ノ締結ヲ「ドイツ」及ビ「イタリア」ニ對シ要請セリ

E-75
一九四一年（昭和十六年）十二月五日日本ハ「ア
メリカ」合衆國ニ對シ佛印ニ於ケル軍隊ノ移動ハ豫
防手段ニ過ギズト確言セリ

一九四一年（昭和十六年）十二月七日―八日日本ハ「アメリカ」合衆國、全「イギリス」聯邦及ビ「ドイツ」國ノ領土ニ對シ奇襲攻撃ヲ行ヒタリ而シテ此ノ後ノ二國ニ對スル攻撃ニハ佛印基地ヲ使用セリ

一九四一年（昭和十六年）十二月十一日日本、「ドイツ」及ビ「イタリア」ハ「單獨不締和協定」ニ調印セリ

一九四二年（昭和十七年）一月十八日日本、「ドイツ」及ビ「イタリア」間ニ於ケル軍事協約ガ「ベルリン」ニ於テ調印セラレタリ

一九三六年（昭和十一年）ヨリ一九四五年（昭和二十年）ニ至ル迄ノ期間中上記三國間ニ緊密ナル軍事上、經濟上及ビ外交上ノ協力並ニ情報交換ガ維持セラレタリ「ドイツ」ノ要請ニ應ジ日本ハ一九四一年（昭和十六年）十二月七日―八日ノ戰爭ノ當初ヨリ假借ナキ潜水艦戰ト沈没又ハ捕獲サレタル艦船ノ乗組員ノ撲滅トニ關スル「ドイツ」ノ政策ヲ採用セリ

一九三九年（昭和十四年）ヨリ一九四一年（昭和十六年）ニ至ル迄ノ期間「アメリカ」合衆國、全「イギリス」聯邦、「オランダ」王國並ニ「フランス」共和國ニ對シ又一九三九年（昭和十四年）ヨリ一九四五年（昭和二十年）ニ至ル迄ノ期間「ソビエト」社會主義共和國聯邦ニ對シ日本ハ威嚇的態度ヲ持續

シ且此等諸國ニ對スル攻撃ニ便利ナル地方ヘノ軍隊ノ集中強化ヲナシ名目上未ダ中立ヲ維持セシ間ニ於テスラ上記諸國ニ對スル戦争ニ於テ「ドイツ」及ビ「イタリア」ヲ直接援助セシナリ

E-76

第八節

「ソビエツト」社會主義共和國聯邦ニ對スル侵略

長年ニ亘リ日本ハ「ソビエツト」社會主義共和國聯邦ニ對シ逸エズ戦争ヲ準備シ且侵略行爲ヲ行ヒ來リタリ

一九一八年（大正七年）ヨリ一九二二年（大正十一年）ニ至ル迄ノ期間ニ於テ日本ハ「ソビエツト」領極東ヲ略取セントスル其ノ企圖ニ失敗セシモ「バイカル」湖以東ノ「ソビエツト」領略取ノ意圖ヲ放棄セザリキ

一九二八年（昭和三年）以來日本國參謀本部ハ「ソビエツト」社會主義共和國聯邦ニ對シ侵略戦争ヲ計畫シヒタスラソノ開始ノ好機ヲ窺ヒツツアリタリ

「ソビエツト」社會主義共和國聯邦ニ對スル侵略戦争ノ準備ニ於ケル重大ナル一段階ハ一九三一年（昭和六年）ニ於ケル滿洲ノ占領ニシテ該地ハ朝鮮ト共ニ數年ノ間ニ「ソビエツト」社會主義共和國聯邦攻撃ノタメノ軍事的根據地ニ變セラレタリ戰略上重大

ナル意註ヲ有スル鐵道及ビ國道ガ一九三一年（昭和六年）以後滿洲ニ於テ建設セラレ且「ソビエツト」社會主義共和國聯邦ノ國境ニ延ビタリ關東軍兵力ハ一九三一年（昭和六年）ニ於ケル二箇師團ヨリ増加セラレ一九四一年（昭和十六年）ニハ十五箇師團トナレリ

「ソビエツト」社會主義共和國聯邦ニ對スル侵略戰爭ニ於テ有用トナルベキ多數ノ飛行場、要害地帯、集積所、兵營、海港及ビ河港ガ新ニ構築セラレタリ

滿洲ニ於テハ軍需産業ハ急速ニ發達セリ「ソビエツト」社會主義共和國聯邦ノ國境ニ隣接セル地域ハ動員^{E-77}ノ際關東軍ヲ増強スルノ目的ヲ以テ日本ノ豫後備兵ニ依テ植民セラレタリ新聞紙、「ラヂオ」等ニ依ル反「ソビエツト」宣傳ハ熾烈ニ行ハレタリ滿洲地方ニ於テ日本ハ「ロシア」移住民中「ソビエツト」聯邦ニ敵意ヲ有スル分子ヲ大規模ニ組織シ且ツ支援シ彼等ヲシテ「ソビエツト」社會主義共和國聯邦ニ對スル敵性行爲ニ出ヅルノ準備ヲ爲サシメタリ日本ハ組織的ニ國境ニ於テ武力衝突ヲ仕組ミ又東支鐵道ニ於ケル破壊行動及ビ「テロ」行爲ヲ仕組メリ

一九三二年（昭和七年）中日本ハ二回ニ亘リ不侵略協定ヲ締結セント「ソビエツト」社會主義共和國聯邦ノ申出ヲ拒絶セリ

一九三八年（昭和十三年）日本ハ宣戰布告ヲ爲サズシテ「ソビエツト」聯邦領ヲ「ハーサン」湖地域ニ於テ攻撃セリ

裏面白紙

一九三九年（昭和十四年）再ビ日本ハ宣戰布告ヲ爲サズシテ「ソビエツト」社會主義共和國聯邦ノ同盟國タル蒙古人民共和國ノ領土ヲ「ハルビン・ゴールン河（ノモンハン）」地域ニ於テ攻撃シ蒙古人民共和國軍及ビソノ同盟軍タル赤軍ト交戦セリ其ノ雙方ノ場合ニ於テ日本ハ戰闘ニヨリ赤軍ノ兵力ヲ偵察セントスルノ目的及ビ「ソビエツト」社會主義共和國聯邦ニ對スル將來ノ戦争ノ爲メノ戰略的地點ヲ略取セントスルノ目的ヲ追求セシモノナリ日本ハ二回ニ亘リ撃退セラレ且重大ナル損害ヲ蒙リタルモ「ソビエツト」社會主義共和國聯邦ニ對スル奇襲攻撃ノ準備ヲ中止セザリキ

E-78

「ソビエツト」聯邦ニ對スル戦争ヲ準備スルノ一方日本ハ數年ニ亘リ共同侵略ニ關シ「ヒットラー」・「ドイツ」及ビ「フアシスト」・「イタリア」ト交渉ヲ行ヒタリ侵略者達ノ本策謀ニ於ケル主要段階ハ一九三六年（昭和十一年）ニ於ケル所謂「防共協定」ノ締結及ビ「ソビエツト」社會主義共和國聯邦ヲ含ム民主主義的列強ニ對スル共同侵略行爲ヲ目的トセル一九四〇年（昭和十五年）ニ於ケル（日獨伊）三國協定ノ調印ナリキ

一九四一年（昭和十六年）三月民主主義的諸國ニ對スル共同ノ侵略ニツキ「ヒットラー」ト謀議スル目的ノ爲メ「ベルリン」ニ滞在中、被告松岡ハ「ドイツ」國政府ヨリ「ソビエツト」社會主義共和國聯

E-79

邦ニ對スル「ドイツ」國ノ戰爭準備ニ關スル情報ヲ受ケタリ松岡ハ一九四一年（昭和十六年）四月十三日ニ日本ノ全權代表トシテ中立條約ヲ締結シタル後、「ソビエツト」社會主義共和國聯邦ニ對スル「ドイツ」國ノ背信的攻撃ノ行ハレタル後早クモ七月初旬ニ、東京駐劄ノ「ソビエツト」大使ニ對シ、日本外交政策ノ基調ハ「ドイツ」トノ同盟ニアル旨及ビ下イツ」ガ日本ニ對シ援助ヲ要求シタル場合「ソビエツト」社會主義共和國聯邦トノ中立協定ハ日本ガ「ドイツ」側ニ立チテ戰爭ヲ行フコトニ就キ何等ノ障礙ヲナスモノニ非ザル旨ヲ公式ニ言明セリ右言明ノ通り日本ヲ支配セシ軍閥ハ獨「ソ」戰ノ全期間中公然ト「ソビエツト」聯邦ニ對シ敵意ヲ示シ精銳ナル軍隊ヲ「ソビエツト」國境ニ駐屯セシメ且廣汎ナル反「ソビエツト」聯邦宣傳ヲ組織的ニ行ヘリ日本ハ「ソビエツト」社會主義共和國聯邦ニ關スル情報ヲ「ドイツ」ニ提供シテ積極的ニ「ヒットラー」支配下ノ「ドイツ」ヲ援助シ且禁止區域及特別制限水路ヲ設定シテ海峽ヲ封鎖シ以テ極東ニ於ケル「ソビエツト」社會主義共和國聯邦ノ商船ニ對シ海賊的攻撃ヲ組織的ニ行ヘリ

一九四一年（昭和十六年）夏期ニ於ケル「ソビエツト」社會主義共和國聯邦ニ對スル「ドイツ」ノ攻撃後日本ハ「ドイツ」ニ援助ヲ與フル爲メ滿洲ニ於ケル兵力ヲ倍加シ且ツ後ニハ此ノ兵力ヲ百萬ニ増強シ依テ「ソビエツト」聯邦ヲシテ相當兵力ヲ對「ドイツ」戰ニ用フル代リニ極東ニ維持スルノ已ムナキニ至ラシメタリ

裏面白紙

此ノ一九四一年（昭和十六年）ノ夏日本ハ「ソビエット」社會主義共和國聯邦ニ對スル奇襲攻撃ノ新ナル計畫ヲ作成シ且關東軍ヲシテ右攻撃ノ爲メ準備完了ノ態勢ニ在ラシメタリ日本ハ右計畫ノ實行ヲ阻止セラレタルガ之ハ中立條約ノ爲メニ非ズシテ——上記ニ見ラルル如ク日本ハ同條約ヲ無視セリ——「ソビエット」社會主義共和國聯邦軍隊ノ對「ドイツ」戰ニ於ケル成功ニ基因シタルモノナリ

第九節

日本、「アメリカ」合衆國、「フィリッピン」國及ビ全「イギリス」聯邦
本附屬書中ノ他ノ節ハ凡テ本節ニ關聯スルモノナルモ茲ニ反復セズ

E-80

一九三一年（昭和六年）ヨリ一九四一年（昭和十六年）十二月ニ至ル迄ノ間日本對「アメリカ」合衆國及ビ「グレート・ブリテン」國ノ關係ハ東亞ニ於ケル日本ノ侵略行爲及ビ國際交渉ニ於ケル其ノ言行不一致ノ故ニ惡化ノ一路ヲ辿レリ

「アメリカ」合衆國及ビ「グレート・ブリテン」國ハ屢次ニ涉リ日本ノ軍事行動ガ本起訴狀訴因第二ニ記載セル條約規定ノ違反ナルコトヲ主張シ且同條約ニ基ク中華民國及ビ日本ノ義務ニ就テ兩國ノ注意ヲ喚起セリ「アメリカ」合衆國及ビ「グレート・ブリテン」國ハ又同條約ニ違反シテ滿洲其ノ他ノ地域

ニ於テ生起セシメラレタル如何ナル状態モ之レヲ承認セザルベキ旨宣言セリ

日本ハ紛レナキ言辭ヲ以テ中華民國ニ何等領土的野心ヲ有セザルコト並ニ中華民國ニ於ケル門戸開放政策ヲ尊重スベキ旨ノ誓約ヲ與ヘタリ、此等ノ誓約ニモ拘ハラズ日本ハ滿洲國ニ傀儡政權ヲ樹立シ次デ「アメリカ」合衆國及ビ「イギリス」ノ通商ニ對シ門戸ヲ閉鎖スルノ舉ニ出デタリ

日本ハ長城以南ニ何等領土的野心ヲ有セズトノ保證ニモ拘ハラズ滿洲ニ於ケル地歩ヲ固メタル後東亞ニ於ケル侵略政策ヲ繼續セリ

「アメリカ」合衆國及ビ「グレート・ブリテン」國ハ日本ノ最大ノ利益ハ平和ニアルコトヲ悟ラシメント努力シタリ然レドモ日本ノ行動ヨリシテ同國ガ隣接セル諸國及ビ領土ヲ獲得センガ爲メニ武力ニ訴ヘント意圖セルコトハ明白ナリキ

一九三五年（昭和十年）ニ於テ日本ハ其ノ陸海軍兵力ヲ増強シ中華民國ニ對スル支配ヲ擴張センガ爲メニ制限的軍事行動ニ着手セリ「アメリカ」合衆國及ビ「グレート・ブリテン」國ハ引續キ條約上ノ義務ニ關シ日本ノ注意ヲ喚起シタルモ日本ノ軍事行動ニ對シテ何等效果ヲ齎ラサザリキ

一九三六年（昭和十一年）「アメリカ」合衆國ハ日本ヲシテ商業及ビ産業ノ分野ニ於ケル機會均等ノ

原則ヲ承認セシメ優先的權利獲得ノ爲メ武力ヲ行使セシメザルコトニ努力シタルモ之亦日本ノ拒否スル所トナリタリ

一九三七年（昭和十二年）日本ハ「アメリカ」合衆國ノ提案セル國際關係ノ諸原則ガ自國ノ夫レト一致スル旨宣言シタルモ東亞ニ於ケル特殊事情ヲ認識スルコトニ依リテノミ其ノ目的ヲ達シ得ルモノナルコトヲ述ベ此ノ言明ニ制限ヲ加ヘタリ一九三七年（昭和十二年）日本ハ更ニ中華民國ニ軍事的侵略ヲ開始シタルヲ以テ「アメリカ」合衆國ハ其ノ直後紛争ヲ關シ斡旋ノ勞ヲ採ルベキ旨申入レ兩國ニ對シ戰爭ヲ回避スベク要望セリ該申入ハ日本ノ受諾スル所トナラズ右要望ハ何等ノ效果ヲ生ゼザリキ同年日本ハ九國條約ノ規定ニ基キ召集セラレタル「ブラッセル」會議ニ出席スベキ旨ノ招請ヲ拒絶セリ一九三七年（昭和十二年）八月二十六日日本國軍隊ハ在中國「イギリス」大使館所屬ノ自動車ヲ攻撃シ又十二月十二日ニハ揚子江上ニ於テ「アメリカ」合衆國及「グレート・ブリテン」國所屬ノ軍艦ヲ攻撃セリ

一九三八年（昭和十三年）末日本ハ東亞ニ於ケル新秩序政策ヲ宣言シ且中華民國ニ於ケル門戶開放政策ノ維持ニ關シ無條件保證ヲ與フルコトヲ拒絶セリ

爾後日本支配下ノ地域ニ於ケル「アメリカ」合衆國國民及ビ「イギリス」國民ノ權利ノ日本ニヨル侵害ノ事實多數發生シタルヲ以テ一九三九年（昭和十四

年七月「アメリカ」合衆國ハ一九一一年（明治四十四年）日米通商條約ヲ終了セシムルノ旨ノ通告ヲ發シタリ

一九四〇年（昭和十五年）九月日本ノ「ドイツ・イタリア」兩國トノ軍事同盟締結後「アメリカ」合衆國ハ日本ニ對スル鐵、鋼錠及ビ諸原料ノ輸出ニ制限ヲ加フルノ已ムナキニ至レリ

一九四一年（昭和十六年）三月諸懸案ヲ解決シ平和的解決ニ到達セント「アメリカ」合衆國ノ努力ニ因リ在「ワシントン」日本國大使ト「アメリカ」國務長官トノ間ニ數次ノ會談行ハレタリ、右會談ノ進行中日本ハ引續キ戰爭ノ準備ニ狂奔セリ、七月二日ノ御前會議ニ於テ明白ニ「アメリカ」合衆國、「オランダ」王國及ビ全「イギリス」聯邦ニ對シテ向ケラレタル南進政策決定セラレタリ、更ニ九月六日ニ開カレタル會議ニ於テハ日本ノ要求ガ十月上旬ノ或時期迄ニ實現不可能ト認メラレタル場合「アメリカ」合衆國、「グレート・ブリテン」國及ビ「オランダ」國ニ對シ敵對行爲ヲ開始スベキ旨ノ決定ヲ見タリ、越エテ十二月一日ニ於ケル會議ハ確定的ニ開戦ヲ決定セリ、上述ノ最後ノ二回ノ會議ノ決定ハ秘密ニ爲サレタリ、一九四一年（昭和十六年）十二月七日―八日未ダ交渉ノ續行中日本ハ眞珠灣ニ於テ「アメリカ」合衆國ノ領土ニ對シ、「シンガポール」、「マレー」、香港、及ビ上海ニ於テ全「イギリス」聯邦ノ領土ニ對シ、又「フィリッピン」國並ニ「タイ」國ノ各領土

E-83

ニ對シ奇襲攻撃ヲ加ヘタリ日本ハ宣戰布告書ノ傳達
ヲ爲サズ又全「イギリス」聯邦及ビ「フイリツピン」
國ニ對シテハ何等ノ文書ヲモ交付セザリシナリ、「ア
メリカ」合衆國ニ對シテハ前記ノ攻撃ヲ加ヘタル後
宣戰布告ニハ該當セズ又該當セシムル意圖ナキ文書
ヲ交付セリ
日本ハ本起訴狀ノ訴因第七及ビ第八中ニ言及シタル
凡テノ他ノ條約上ノ義務ヲ全ク無視セリ

第十節

日本、「オランダ」王國、「ポルトガル」共和國、

「オランダ」領東「インド」及ビ「チモール」島
ノ「ポルトガル」領ハ日本ニヨリ垂涎セラレ「大東
亞共榮圈」ト稱セラレタル地域内ニアリタリ

此等地域ヲ攻撃セザル様日本ヲ拘束セル一般條約
ニ加フルニ條約條項第二十及ビ第二十一ハ各々明確
ナル語句ニテ此等諸國ニ言及セリ日本ハ又「オラン
ダ」ト東「インド」ニ關スル條約ヲ締結シ居リタル
モ該地域ニ對スル侵略準備ノ爲メ一九四〇年（昭和
十五年）六月十二日之ヲ廢棄セリ時恰モ「オランダ」
本國ハ日本ノ同盟國タル「ドイツ」ニ依リ背信的ニ
席卷セラレテ間ナク、「オランダ」政府ハ已ムナク
「イギリス」ニ亡命シ居リタリ其ノ後日本ハ右亡命政
府ヲ強要シ日本ニ不當ニ有利ナル條件ニテ新條約ニ
同意セシメント努力シタルモ右政府ハ之ニ應ゼザリ
シモノナリ日本ノ東亞ニ於ケル一般の侵略戰爭ノ準

五-84

備ニハ「オランダ」領東「インド」ヲ侵攻スル意圖ヲ含ミ居リタリ一九四一年（昭和十六年）七月ニ完了セル日本ノ佛印占領並ニ一九四一年（昭和十六年）十二月七日―八日ニ於ケル「アメリカ」合衆國並ニ全「イギリス」聯邦ノ諸領土ニ對スル攻撃ハ凡テ「オランダ」領東「インド」ヘノ侵入ヲ含ム計畫ノ一部ナリシナリ

右計畫ハ特定のニ一九四一年（昭和十六年）九月六日ノ御前會議ノ決議事項ノ一トセラレタルモノナリ故ニ「オランダ」政府ハ右攻撃後直チニ自己防衛ノ爲メ日本ニ對シ宣戰ヲ布告セリ

一九四二年（昭和十七年）一月十一日日本ハ「オランダ」領東「インド」ニ侵入シ其ノ後急速ニ之ヲ占領セリ

一九四二年（昭和十七年）二月十九日日本ハ何等ノ權利ヲ主張スルコトナク又ハ「ポルトガル」共和國トノ紛争モ存セザルニ「ポルトガル」領「チモール」ニ侵入シ全聯合國ニ對スル侵略戦争續行ノ目的ノ爲メ之ヲ占領セリ

附 屬 書 B

日本ノ違反セル條約條項ニシテ第一類
及ビ第二類ニ屬入セラレタルモノノ表

國際紛争平和的處理條約

一八九九年（明治三十二年）七月二十九日

「ヘーグ」ニ於テ調印

本條約ハ日本ニ依リ、又本起訴狀ニ於テ起訴セル
各國ニ依リ、茲ニハ重要ナラサル點ニ付キ若干ノ留
保ヲ附シテ、調印及ビ批准セラレタルモノナリ

一、第一條

「列國間ノ關係ニ於テ兵力ニ訴フルコトヲ成
ルヘク制止セムカ爲記名國ハ國際紛争ヲ平和
ニ處理スルコトニ其全力ヲ竭サムコトヲ約定
ス」

二、第二條

「記名國ハ重大ナル意見ノ衝突又ハ紛争ヲ生
シタル場合ニハ兵力ニ訴フルニ先キ事情ノ許
ス限り其交親國中ノ一國若ハ數國ニ周旋又ハ
居中調停ヲ依頼スルコトヲ約定ス」

國際紛争平和的處理條約

一九〇七年（明治四十年）十月十八日

「ヘーグ」ニ於テ調印

本條約ハ日本ニ依リ、又本起訴狀ニ於テ起訴セル
各國中「イギリス」帝國並ニ「ソビエツト」社會主義共

裏面白紙

E-86

和國聯邦ヲ除キタル諸國ニ依リ、茲ニハ重要ナラザル點ニ付キ若干ノ留保ヲ附シテ、調印及ビ批准セラレタルモノナリ

三、第一條

「國家間ノ關係ニ於テ兵力ニ訴フルコトヲ成ルベク豫防セムガ爲メ締約國ハ國際紛争ノ平和的處理ヲ確保スルニ付其全力ヲ竭サムコトヲ約定ス」

四、第二條

「締約國ハ重大ナル意見ノ衝突又ハ紛争ヲ生シタル場合ニ於テ兵力ニ訴フルニ先チ事情ノ許ス限り其交親國中ノ一國又ハ數國ノ周旋又ハ居中調停ニ依頼スルコトヲ約定ス」

敵對行爲ノ開始ニ隨スル「ヘーグ」第三條約

一九〇七年（明治四十年）十月十八日

「ヘーグ」ニ於テ調印

本條約ハ日本並ニ本起訴狀ニ於テ起訴セル各國ニ依リ調印及ビ批准セラレタルモノナリ

五、第一條

「締約國ハ理由ヲ附シタル開戦宣言ノ形式又ハ條件附開戦宣言ヲ含ム最後通牒ノ形式ヲ有スル明瞭且事前ノ通告ナクシテ其相互間ニ戦争ヲ開始スヘカラサルコトヲ承認ス」

裏面白紙

「アメリカ」合衆國及び日本國間ニ於テ極東ニ於ケル双方ノ政策ヲ表明セル公文ノ交換ニ依リ成立セル合意文（別稱——太平洋方面ニ關スル交換公文）

一九〇八年（明治四十一年）十一月三十日附

E-87

- 六、二、兩國政府ノ政策ハ何等侵略的傾向ニ制セラルルコトナク前記方面ニ於ケル現狀維持及び清國ニ於ケル商工業ノ機會均等主義ノ擁護ヲ目的トス
- 七、三、從テ兩國政府ハ相互ニ前記方面ニ於テ他ノ一方ノ有スル所領ヲ尊重スルノ強固ナル決意ヲ有ス
- 八、四、兩國政府ハ又其ノ權内ニ屬スル一切ノ平和手段ニ依リ清國ノ獨立及び領土保全並同帝國ニ於ケル列國ノ商工業ニ對スル機會均等主義ヲ支持シ以テ清國ニ於ケル列國ノ共通利益ヲ保存スルノ決意ヲ有ス
- 九、五、前述ノ現狀維持又ハ機會均等主義ヲ侵迫スル事件發生スルトキハ兩國政府ハ其ノ有益ト認ムル措置ニ關シ協商ヲ遂ケムカ爲互ニ意見ヲ交換スヘシ

阿片及び其ノ他ノ麻藥濫用防遏ニ關スル條約及び最終議定書

一九一二年（明治四十五年）一月二十三日及び一九一三年（大正二年）七月九日「ヘーグ」ニ於テ調印

十、本條約ハ日本並ニ本起訴狀ニ於テ起訴セル各國ニ依リ調印及ビ批准セラレタルモノナリ

同盟及ビ聯合國ト「ドイツ」國トノ間ニ締結サレタル平和條約、通稱「ベルサイユ」條約ト稱スルモノ

一九一九年（大正八年）六月二十八日「ベルサイユ」ニ於テ調印

十一、國際聯盟規約第十條

「聯盟國ハ聯盟各國ノ領土保全及現在ノ政治的獨立ヲ尊重シ且外部ノ侵略ニ對シテ之ヲ擁護スルコトヲ約ス 右侵略ノ場合又ハ其ノ脅威若ハ危險アル場合ニ於テハ聯盟理事會ハ本條ノ義務ヲ履行スヘキ手段ヲ具申スヘシ」

E-88

十二、國際聯盟規約第十二條

「聯盟國ハ聯盟國間ニ國交斷絶ニ至ルノ虞アル紛争發生スルトキハ當該事件ヲ仲裁裁判又ハ聯盟理事會ノ審査ニ付スヘク且仲裁裁判官ノ判決後又ハ聯盟理事會ノ報告後三月ヲ経過スル迄如何ナル場合ニ於テモ戰爭ニ訴ヘサルコトヲ約ス」

十三、國際聯盟規約第十三條

「聯盟國ハ聯盟國間ニ仲裁裁判ニ付シ得ト認ムル紛争ヲ生シ其ノ紛争カ外交手段ニ依リテ満足ナル解決ヲ得ルコト能ハサルトキハ當該事件全部ヲ仲裁裁判ニ付スヘキコト

ヲ約ス

條約ノ解釋、國際法上ノ問題、國際義務ノ違反トナルヘキ事實ノ存否並ニ該違反ニ對スル賠償ノ範圍及性質ニ關スル紛争ハ一般ニ仲裁裁判ニ付シ得ル事項ニ屬スルモノナルコトヲ聲明ス

審理ノ爲紛争事件ヲ付託スヘキ仲裁裁判所ハ當事國ノ合意ヲ以テ定メ又ハ當事國間ニ現存スル條約ノ規定ノ定ムル所ニ依ル聯盟國ハ一切ノ仲裁判決ヲ誠實ニ履行スヘク且判決ニ服スル聯盟國ニ對シテハ戰爭ニ訴ヘサルコトヲ約ス判決ヲ履行セルモノアルトキハ聯盟理事會ハ其ノ履行ヲ期スル爲必要ナル處置ヲ提議スヘシ

十四、國際聯盟規約第十五條

「聯盟國間ニ國交斷絶ニ至ルノ虞アル紛争發生シ第十三條ニ依ル仲裁裁判ニ付セラレサルトキハ聯盟國ハ當該事件ヲ聯盟理事會ニ付託スヘキコトヲ約ス 何レノ紛争當事國モ紛争ノ存在ヲ事務總長ニ通告シ以テ前記ノ付託ヲ爲スコトヲ得 事務總長ハ之カ充分ナル取調及審理ニ必要ナル一切ノ準備ヲ爲スモノトス

此目的ノ爲紛争當事國ハ成ルヘク速ニ當該事件ニ關スル陳述書ヲ一切關係事實及書類ト共ニ事務總長ニ提出スヘク聯盟理事會ハ直ニ其ノ公表ヲ命スルコトヲ得 聯盟理事會ハ紛争ノ解決ニ力ムヘク其ノ

努力致ラ奏シタルトキハ其ノ適當ト認ムル所ニ依リ當該紛争ニ關スル事實及説明並其ノ解決條件ヲ記載セル調書ヲ公表スヘシ紛争解決ニ至ラサルトキハ聯明理事會ハ全會一致又ハ過半数ノ表決ニ基キ當該紛争ノ事實ヲ述ヘ公正且適當ト認ムル勸告ヲ發セタル報告書ヲ作成シ之ヲ公表スヘシ聯盟理事會ニ代表セララルル聯盟國ハ何レモ當該紛争ノ事實及之ニ關スル自國ノ決定ニ付陳述書ヲ公表スルコトヲ得

聯盟理事會ノ報告書力紛争當事國ノ代表者ヲ除キ他ノ聯盟理事會員全部ノ同意ヲ得タルモノナルトキハ聯盟國ハ該報告書ノ勸告ニ應スル紛争當事國ニ對シ競争ニ訴ヘサルヘキコトヲ約ス

聯盟理事會ニ於テ紛争當事國ノ代表者ヲ除キ他ノ聯盟理事會員全部ノ同意アル報告書ヲ得ルニ至ラサルトキハ聯盟國ハ正義公道ヲ維持スル爲必要ト認ムル處置ヲ執ルノ權利ヲ留保ス

紛争當事國ノ一國ニ於テ紛争カ國際法上專ラ該當事國ノ管轄ニ屬スル事項ニ付生シタルモノナルコトヲ主張シ聯盟理事會之ヲ是認シタルトキハ聯盟理事會ハ其ノ旨ヲ報告シ且之カ解決ニ關シ何等ノ勸告ヲモ爲ササルモノトス

聯盟理事會ハ本條ニ依ル一切ノ場合ニ於テ紛争ヲ聯盟總會ニ移スコトヲ得 紛争當

裏面白紙

事國一方ノ請求アリタルトキハ亦之ヲ聯盟總會ニ移スヘシ 但シ右請求ハ紛争ヲ聯盟理事會ニ付託シタル後十四日以内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

聯盟理事會ノ行動及權限ニ關スル本條及第十二條ノ規定ハ聯盟總會ニ移シタル事件ニ關シ總テ之ヲ聯盟總會ノ行動及權能ニ適用ス 但シ紛争當事國ノ代表者ヲ除キ聯盟理事會ニ代表セラルル聯盟各國代表者及爾餘過半數聯盟國ノ代表者ノ同意ヲ得タル聯盟總會ノ報告書ハ紛争當事國ノ代表者ヲ除キ他ノ聯盟理事會員全部ノ同意ヲ得タル聯盟理事會ノ報告書ト同一ノ效力ヲ有スヘキモノトス

十五、國際聯盟規約第二十二條

「他ノ人民殊ニ中央「アフリカ」ノ人民ハ受任國ニ於テ其ノ地域ノ施政ノ責ニ任スヘキ程度ニ在リ尤モ受任國ハ公ノ秩序及善良ノ風俗ニ反セサル限り良心及信教ノ自由ヲ許與シ奴隸ノ賣買又ハ武器若ハ火酒類ノ取引ノ如キ弊習ヲ禁止シ並ニ築城又ハ陸海軍根據地ノ建設及警察又ハ地域防衛以外ノ爲ニスル土民ノ軍事教育ヲ禁遏スヘキコトヲ保障シ且他ノ聯盟國ノ通商貿易ニ對シ均等ノ機會ヲ確保スルコトヲ要ス

西南「アフリカ」及東南太平洋諸島ノ如キ地域ハ人口ノ稀薄、面積ノ狭小、文明ノ中心ヨリ遠キコト又ハ受任國領土ト隣接セ

ルコト 其ノ他ノ事情ニ因リ受任國領土ノ
構成部分トシテ其ノ國法ノ下ニ施政ヲ行フ
ヲ以テ最善トス 但シ受任國ハ土着人民ノ
利益ノ爲前記ノ保障ヲ與フルコトヲ要ス

十六、國際聯盟規約第二十三條

「聯盟國ハ現行又ハ將來協定セラレヘキ國
際條約ノ規定ニ違由シ・・・
（イ） 婦人及兒童ノ賣買並阿片其ノ他ノ有
害藥物ノ取引ニ關スル取極ノ實行ニ
付一般監視ヲ聯盟ニ委託スヘシ」

一九二〇年（大正九年）十二月十七日「ジュ
ネーヴ」ニ於テ締結サレタル「ベルサイユ」
條約ニ基ク國際聯盟ノ委任統治條項

十七、第三條

「受任國ハ奴隷賣買ヲ禁止スルコト並須要
ナル公共的工事及役務ノ爲ニスル場合ヲ除
クノ外強制労働ヲ許容セサルコトヲ監視ス
ヘシ 右例外ノ場合ニ於テモ相當ノ報償ヲ
支拂フコトヲ要ス」

十八、第四條

「土着民ノ軍事教育ハ地域内警察及本地域
ノ地方的防衛ノ爲ニスル場合ヲ除クノ外之
ヲ禁止スヘシ 又本地域内ニ陸海軍根據地
又ハ築城ヲ建設スルコトヲ得ス」

E-93

一九二一年（大正十年）十二月十三日ノ全「イギリス」、「フランス」、日本及び「アメリカ」合衆國間ノ太平洋方面ニ於ケル其ノ島嶼タル屬地及び島嶼タル領地ニ關スル條約

本條約ハ署名國ニ依リ調印及び批准セラレタルモノナリ

十九、第一條

締約國ハ互ニ太平洋方面ニ於ケル其ノ島嶼タル屬地及島嶼タル領地ニ關スル其ノ權利ヲ尊重スヘキコトヲ約ス
締約國ノ何レカノ間ニ太平洋問題ニ起因シ且前記ノ權利ニ關スル爭議ヲ生シ外交手段ニ依リテ満足ナル解決ヲ得ルコト能ハス且其ノ間ニ幸ニ現存スル圓滿ナル協調ニ影響ヲ及ホス虞アル場合ニ於テハ右締約國ハ共同會議ノ爲他ノ締約國ヲ招請シ當該事件全部ヲ考慮調整ノ目的ヲ以テ其ノ議ニ付スヘシ

全「イギリス」ヨリ、又「必要ナル變更ヲ施シタル上」一九二一年（大正十年）十二月十三日ノ四國太平洋條約ノ署名國タル日本及び他ノ諸國ヨリ「オランダ」國政府ニ對シ發シタル一九二二年（大正十一年）二月四日附同文通牒ニ日ク

二十、「オランダ」國ハ前記條約ノ署名國ニ非ス從テ

E-94

太平洋方面ニ於ケル同國ノ屬地ハ前記協定中ニ包含セラレサルニ因リ「イギリス」皇帝陛下ノ政府ハ該條約ノ精神ニ反スル斷定ノ生スル餘地ナカラシムルコトヲ望ミ太平洋方面ニ於ケル「オランダ」國ノ島嶼タル屬地ニ關スル同國ノ權利ヲ尊重スルコトヲ固ク決意シタル旨茲ニ聲明セムト欲ス（言語部註）
起訴狀英文ニ引用符ナクシテ引用サレアル故譯文モ其儘採録ニ

全「イギリス」聯邦ヨリ、又「必要ナル變更ヲ施シタル上」一九二一年（大正十年）十二月十三日ノ四國太平洋條約ノ署名國タル日本及ビ他ノ諸國ヨリ「オランダ」政府ニ對シ發シタル一九二二年（大正十一年）二月六日附同文通牒ニ曰ク

二十一、「ポルトガル」國ハ前記條約ノ署名國ニ非ス從テ太平洋方面ニ於ケル同國ノ屬地ハ前記協定中ニ包含セラレサルニ因リ「イギリス」皇帝陛下ノ政府ハ該條約ノ精神ニ反スル斷定ノ生スル餘地ナカラシムルコトヲ望ミ太平洋方面ニ於ケル「ポルトガル」國ノ島嶼タル屬地ニ關スル同國ノ權利ヲ尊重スルコトヲ固ク決意シタル旨茲ニ聲明セムト欲ス

「アメリカ」合衆國、全「イギリス」聯邦、「ベルギー」、中華民國、「フランス」、
「イタリヤ」、日本、「オランダ」及ビ「ポルトガル」
間ニ於テ一九二二年（大正十一年）二月六日
「ワシントン」ニ於テ締結調印セラレ九國條約
トシテ知ラルル條約

裏面白紙

E-95

本條約ハ日本ニ依リ、又「ソビエツト」社會主義
共和國聯邦ヲ除キ本起訴狀ニ於テ起訴セル各國ニ依
リ調印及ビ批准セラレタルモノナリ

第一條

- 「中華民國以外ノ締約國ハ左ノ通約定ス
- 二十二、(一)中國ノ主權、獨立竝其ノ領土的及行政的
保全ヲ尊重スルコト
- 二十三、(二)中國カ自ラ有力且安固ナル政府ヲ確立維
持スル爲最完全ニシテ且最障礙ナキ機會ヲ之ニ
供與スルコト
- 二十四、(三)中國ノ領土ヲ通シテ一切ノ國民ノ商業及
工業ニ對スル機會均等主義ヲ有效ニ樹立維持ス
ル爲各盡力スルコト
- 二十五、(四)友好國ノ臣民又ハ人民ノ權利ヲ滅殺スヘ
キ特別ノ權利又ハ特權ヲ求ムル爲中國ニ於ケル
情勢ヲ利用スルコトヲ及右友好國ノ安寧ニ害ア
ル行動ヲ是認スルコトヲ蓋避フルコト

第二條

二十六、「締約國ハ第一條ニ記載スル原則ニ違背シ
又ハ之ヲ害スヘキ如何ナル條約、協定、取極又
ハ了解ヲ相互ノ間ニ又ハ各別ニ若ハ協同シテ他
ノ一國又ハ數國トノ間ニ締結セサルヘキコトヲ
約定ス

第三條

「一切ノ國民ノ商業及工業ニ對シ中國ニ於ケル
門戶開放又ハ機會均等ノ主義ヲ一層有效ニ適用
スルノ目的ヲ以テ中國以外ノ締結國ハ左ヲ要求
セサルヘク又各自國民ノ左ヲ要求スルコトヲ支
持セサルヘキコトヲ約定ス

E-96

二十七、(イ)中國ノ何レカノ特定地域ニ於テ商業上又ハ經濟上ノ發展ニ關シ目下ノ利益ノ爲一般の優越權利ヲ設定スルニ至ルコトアルヘキ取極

二十八、(ロ)中國ニ於テ適法ナル商業若ハ工業ヲ營ムノ權利又ハ公共企業ヲ其ノ種類ノ如何ヲ問ハス中國政府若ハ地方官憲ト共同經營スルノ權利ヲ他國ノ國民ヨリ奪フカ如キ獨占權又ハ優先權或ハ其ノ範圍、期間又ハ地理的限界ノ關係上機會均等主義ノ實際的適用ヲ無効ニ歸セシムルモノト認メラルルカ如キ獨占權又ハ優先權

本條ノ前記規定ハ特定ノ商業上、工業上若ハ金融業上ノ企業ノ經營又ハ發明及研究ノ獎勵ニ必要ナルヘキ財産又ハ權利ノ取得ヲ禁スルモノト解釋スヘカラサルモノトス
中國ハ本條約ノ當事國タルト否トヲ問ハス一切ノ外國ノ政府及國民ヨリノ經濟上ノ權利及特權ニ關スル出願ヲ處理スルニ付本條ノ前記規定ニ記載スル主義ニ違由スヘキコトヲ約スレ

第四條

E-97
二十九、締約國ハ各自國民相互間ノ協定ニシテ中國領土ノ特定地方ニ於テ勢力範圍ヲ創設セムトシ又ハ相互間ノ獨占的協會ヲ享有スルコトヲ定メムトスルモノヲ支持セサルコトヲ約定スレ

第七條

三十、締約國ハ其ノ何レカノ一國カ本條約ノ規定ノ適用問題ヲ包含シ且右適用問題ノ討議ヲ爲スヲ望マシト認ムル事態發生シタルトキハ何時ニテモ關係締約國間ニ充分ニシテ且隔意ナキ交渉ヲ爲スヘキコトヲ約定スレ

一九二二年（大正十一年）二月十一日「ワシントン」ニ於テ調印セラレタル「アメリカ」合衆國日本間ノ條約

本條約ハ署名國ニ依リ調印及ビ批准セラレタルモノナリ

第二條

三十一、合衆國ハ國際聯盟ノ聯盟國ニ非サルモ同國及其ノ國民ハ前記委任統治條項第三條第四條及第五條ニ規定スル日本國ノ約束ノ一切ノ利益ヲ享クヘシ

一九二五年（大正十四年）二月十九日「ジュネーヴ」ニ於テ調印セラレタル國際聯盟第二回阿片會議條約

三十二、本條約ハ日本ニ依リ、又「ソビエツト」社會主義共和國聯邦、中華民國及ビ「アメリカ」合衆國ヲ除キ本起訴狀ニ於テ起訴セシ各國家ニ依リ調印及ビ批准セラレタルモノナリ

一九二八年（昭和三年）八月二十七日「バリー」ニ於テ締結調印セラレ「ケロツグ・ブリアン」條約更ニ又「バリー」條約トシテ知ラルル「アメリカ」合衆國大統領、「ドイツ」國大統領、「ベルギー」國王陛下、「フランス」共和國大統領、「グレート・ブリテン・アイルランド」及ビ「イギリス」海外自治領國王「インド」皇帝陛下、「イタリア」國王陛下、日本國皇帝陛下、

「ポーランド」共和國大統領、「チエツコスロバキア」共和國大統領間ノ條約

本條約ハ署名國ニ依リ調印及ビ批准セラレタルモノナリ

第一條

三十三、「締約國ハ國際紛争解決ノ爲戦争ニ訴フルコトヲ非トシ且其ノ相互關係ニ於テ國家ノ政策ノ手段トシテノ戦争ヲ放棄スルコトヲ其ノ各自ノ人民ノ名ニ於テ嚴厲ニ宣言ス」

第二條

三十四、「締約國ハ相互間ニ起ルコトアルヘキ一切ノ紛争又ハ紛争ハ其性質又ハ起因ノ如何ヲ問ハス平和的手段ニ依ルノ外之カ處理又ハ解決ヲ求めサルコトヲ約ス」

一九二八年（昭和三年）八月二十七日ノ「ケロツグ・ブリアン」條約第一條ニ關スル一九二九年（昭和四年）六月二十七日ノ日本帝國政府宣言

「帝國政府ハ一九二八年（昭和三年）八月二十七日「パリ」ニ於テ署名セラレタル戦争放棄ニ關スル條約第一條中ノ「其ノ各自ノ人民ノ名ニ於テ」ナル字句ハ帝國憲法ノ條章ヨリ讀テ日本國ニ限り適用ナキモノト了解スルコトヲ宣言ス」

麻薬ニ關スル條約

一九三一年（昭和六年）七月十三日「ジュネーヴ」ニ於テ調印

三十五、本條約ハ日本ニ依リ、又「ソビエツト」社會主義共和國聯邦、中華民國、「オーストラリア」聯邦並ニ「ニュージーランド」ヲ除キ本起訴狀ニ於テ起訴セル各國ニ依リ調印及ビ批准セラレタルモノナリ但シ日本ノ場合ニ於テハ署名認定書記載ノ留保附ナリトス

友好關係ノ存續及ビ相互ノ領土尊重ニ關スル

日本國「タイ」國間條約

一九四〇年（昭和十五年）六月十二日東京ニ於テ調印

本條約ハ署名國ニ依リ調印及ビ批准セラレタルモノナリ

第一條

三十六、「締約國」ハ相互ニ他方ノ領土ヲ尊重スヘク且兩國間ニ存在スル恒久ノ平和及無窮ノ友好關係ヲ茲ニ再確認スル

陸戰ノ場合ニ於ケル中立國及ビ中立人ノ權利及

ビ義務ニ關スル條約

一九〇七年（明治四〇年）十月十八日

「ヘーグ」ニ於テ調印

第一條

三十七、中立國ノ領土ハ不可侵トスレ

第二條

E-100
三十八、交戦者ハ軍隊又ハ彈藥若ハ軍需品ノ積重ヲシテ中立國ノ領土ヲ通過セシムルコトヲ得スレ

「ロシア」及ビ日本國間ニ「ポーツマス」ニ於テ一九〇五年（明治三十八年）九月五日調印セラレタル條約

左記ノ如キ規定アリ

第二條（第三項）

三十九、兩締約國ハ一切誤解ノ原因ヲ避ケムカ爲露韓間ノ國境ニ於テ「ロシア」國又ハ韓國ノ領土ノ安全ヲ侵迫スルコトアルヘキ何等ノ軍事上措置ヲ執ラサルコトニ同意ス（英文ニ引用符ナキ故ソノ儘、以下四十七項マデ同ジ）

第三條（第一部及第二部）

日本國及「ロシア」國ハ互ニ左ノ專ヨ約ス

四十、（一）本條約ニ附屬スル追加約款第一ノ規定ニ從ヒ遼東半島租借權カ其ノ效力ヲ及ボス地域

以外ノ滿洲ヨリ全然且同時ニ撤兵スルコト

四十一、（二）前記地域ヲ除クノ外現ニ日本國又ハ「ロシア」國ノ軍隊ニ於テ占領シ又ハ其ノ監理

ノ下ニ在ル滿洲全部ヲ舉ケテ全然清國專屬ノ行政ニ還附スルコト

第四條

四十二、日本國及「ロシア」國ハ清國カ滿洲ノ商工業ヲ發達セシメムカ爲列國ニ共通スル一般ノ措置ヲ執ルニ方リ之ヲ阻礙セサルコトヲ互ニ約ス

第七條（第一項）

四十三、日本國及「ロシア」國ハ滿洲ニ於ケル各自ノ鐵道ヲ全ク商工業ノ目的ニ限り經營シ決シテ軍略ノ目的ヲ以テ之ヲ經營セサルコトヲ約ス

第九條（第二項）

E-101
四十四、日本國及「ロシア」國ハ「サガレン」島又ハ其ノ附近ノ島嶼ニ於ケル各自ノ領地内ニ保壘其ノ他之ニ類スル軍事上工作物ヲ築造セサルコトニ互ニ同意ス又兩國ハ各宗谷海峽及韃靼海峽ノ自由航海ヲ防礙スルコトアルヘキ何等ノ軍事上措置ヲ執ラサルコトヲ約ス

日本國及「ソビエツト」社會主義共和國聯邦間ノ關係ヲ律スル基本規則ニ關スル條約

一九二五年（大正十四年）一月三十日北京ニ於テ調印

本條約ハ署名國ニ依リ調印及ビ批准セラレタルモノナリ

第五條

四十五、兩締約國ハ互ニ平和及友好ノ關係ヲ維持スルコト、自國ノ法權内ニ於テ自由ニ自國ノ生活ヲ律スル當然ナル國ノ權利ヲ充分ニ尊重スルコト、公然又ハ陰密ノ何等カノ行爲ニシテ苟モ日

本國又ハ「ソビエツト」社會主義共和國聯邦ノ
領域ノ何レカノ部分ニ於ケル秩序及安寧ヲ危殆
ナラシムルコトアルヘキモノハ之ヲ爲サス且締
約國ノ爲何等カノ政府ノ任務ニ在ル一切ノ人及
締約國ヨリ何等カノ財的援助ヲ受クル一切ノ國
體ヲシテ右ノ行爲ヲ爲サシメサルコトノ希望及
意圖ヲ嚴肅ニ確認ス

又締約國ハ其ノ法權内ニ在ル地域ニ於テ (イ) 他
方ノ領域ノ何レカノ部分ニ對スル政府ナリト稱
スル國體若ハ集團又ハ (ロ) 右國體若ハ集團ノ爲
政治上ノ活動ヲ現ニ行フモノト認めラルヘキ外
國人タル臣民若ハ人民ノ存在ヲ許ササルヘキコ
トヲ約ス

「ソビエツト」社會主義共和國聯邦及日本間ノ
中立條約

一九四一年(昭和十六年)四月十三日「モスコ」
ニ於テ調印

本條約ハ締約國ニ依リ調印及ビ批准セラレタルモノナリ

第一條

四十六、兩締約國ハ相互間ニ平和的且友好的ナル國
交ヲ維持シ且相手國ノ領土保全及不可侵ヲ相互
ニ尊重スルコトヲ約定ス

第二條

四十七、締約國ノ一カ他ノ一國又ハ數國ノ軍事行動

ノ目的トナリシ場合ニ於テハ他ノ締約國ハ該
紛争ノ全期間ヲ迨シテ中立ヲ維持スルモノト
ス

裏面白紙

附 屬 書 c

日本ノ違反セル公式誓約ニシテ第一類ノ一部ヲ
ナセルモノノ表

一 一九三一年（昭和六年）九月二十五日日本ハ
滿洲ニ何等領土的企圖ヲ有セストノ誓約

二 一九三一年（昭和六年）十一月二十五日日本
軍ノ錦州進撃ノ報ハ事實無根ナリトノ誓約

三 一九三一年（昭和六年）十二月二十二日日本
ハ中華民國ノ主權ヲ承認シ又門戶開放政策ヲ維
持スベシトノ誓約

四 一九三三年（昭和八年）一月五日日本ハ中華
民國長城以南ニ領土的野心ヲ有セズトノ誓約

五 一九三四年（昭和九年）四月二十五日日本ハ
中華民國ニ於テ特殊權益ヲ求メ、中華民國ノ領
土的及ビ行政的保全ヲ侵害シ、又ハ中華民國ト
他國間ノ善意ナル貿易ニ支障ヲ來タスガ如キ意
圖ハ一切有セズトノ誓約

六 一九三七年（昭和十二年）八月十五日日本ハ
中華民國ニ對シ領土的企圖ヲ懷カズ又中華民國
ニ於ケル外國ノ權益ヲ保護スルニ努力ヲ惜マザ
ルベシトノ誓約

裏面白紙

七、一九三七年（昭和十二年）九月一日日本ハ北支ニ於テ平和的意圖ヲ有シ領土的企圖ヲ有セズトノ誓約

八、一九三九年（昭和十四年）二月十七日日本ハ中華民國ニ於テ領土的企圖ヲ有セズ又占領ハ軍事の必要ヲ超ユルコトナカルベシトノ誓約

九、一九三九年（昭和十四年）八月二十六日日本ハ防共協定ノ下ニ「ドイツ」及ビ「イタリア」ト尙一層緊密ナル關係ヲ結ブガ如キ交渉ハ今後一切之ヲ爲サザルコトニ決定セリトノ誓約

E-104
十、一九四〇年（昭和十五年）四月十五日日本ハ「オランダ」領東「インド」ノ現状維持ヲ希望ストノ誓約

十一、一九四〇年（昭和十五年）五月十六日日本ハ「オランダ」領東「インド」攻撃ノ計畫又ハ意圖ヲ有セズトノ誓約

十二、一九四一年（昭和十六年）三月二十四日日本ハ如何ナル事情ノ下ニモ、「アメリカ」合衆國、「グレート・ブリテン」國並ニ「オランダ」領東「インド」ヲ攻撃スルコトナカルベシトノ誓約

十三、一九四一年（昭和十六年）七月八日日本ハ現在迄「ソビエツト」社會主義共和國聯邦トノ戦

争ノ可能性ヲ考慮セルコトナシトノ誓約

十四、一九四一年（昭和十六年）七月十日ニ日本ハ佛印ニ對スル行動ヲ何等企圖セズトノ誓約

十五、一九四一年（昭和十六年）十二月五日ニ佛印ニ於ケル軍隊移動ハ豫防的措置ナリトノ誓約

附 屬 書 D

第三類ノ一部ヲナスモノ

戦争ノ法規及ビ慣例ハ一部分ハ文明諸國ノ慣行ニ依リ、又一部分ハ當事者ヲ直接拘束スルカ又ハ確立セラレ且承認セラレタル規則ノ證據タル條約及ビ誓約ニ依リテ確立セラル 以下本附屬書ノ各部分ニ記載セル條約及ビ誓約ハ何レモ概シテ兩目的ノ爲メニ依據セラルルモノニシテ、茲ニハ其ノ最も重要ナル條項ノミヲ引用ス

一 一九〇七年（明治四十年）十月十八日「ヘーグ」ニ於テ締結セラレタル陸戰ノ法規慣例ニ關スル第四條約ハ（他ノ事項ト共ニ）左ノ如ク規定ス

「締約國ノ所見ニ依レハ右條規ハ軍事上ノ必要ノ許ス限リ努メテ戰爭ノ慘害ヲ軽減スルノ希望ヲ以テ定メラレタルモノニシテ交戰者相互間ノ關係及ビ人民トノ關係ニ於テ交戰者ノ行動ノ一般ノ准繩タルヘキモノトス

但シ實際ニ起ル一切ノ場合ニ普ク適用スベキ規定ハ此ノ際之ヲ協定シ置クコト能ハサリシト雖モ明文ナキノ故ヲ以テ規定セラレサル總テノ場合ヲ軍隊指揮者ノ擅斷ニ委スルハ亦締約國ノ意思ニ非サリシナリ

裏面白紙

一層完備シタル戦争法規ニ門スル法典ノ制定
セラルルニ至ル迄ハ、締約國ハ其ノ採用シタル
條規ニ含マレサル場合ニ於テモ人民及ビ交戦者
カ依然文明國民ノ間ニ存立スル慣習、人道ノ法
則及ビ公共ノ良心ノ要求ヨリ生スル國際法ノ原
則ノ保護及ビ支配ノ下ニ立ツコトヲ確認スルヲ
以テ適當ト認ム

右條約ノ一部ヲ爲ス附屬書中ニ記載セラレタル規
定ハ其ノ第一款ニ於テ交戦者及ビ俘虜ニ關シ第二款
ニ於テ職團ニ關シ並ニ第三款ニ於テハ敵國ノ領土ニ
於ケル軍ノ權力ニ關シ規定セリ
右附屬書第一款第四條ハ（他ノ事項ト共ニ）左ノ
如ク規定ス

「俘虜ハ敵ノ政府ノ權内ニ屬シ之ヲ捕ヘタル
個人又ハ部隊ノ權内ニ屬スルコトナシ」

其ノ同ジ時其ノ同ジ場所ニ於テ締結セラレタル第
十條約ハ海戰ニ關ス

上記諸條約ハ日本ニ依リ、又本起訴狀ニ於テ起訴
セル各國ヲ含ム四十箇國以上ノ國々ニ依リ、又ハ之
等ノ國々ヲ代表シテ、本件ニハ重要ナラザル若干ノ
留保ヲ附シタル上、調印及ビ批准セラレ、斯クシテ
戰爭ノ法規及ビ慣例ノ一部又ハ其ノ證據トナルニ至
レリ

E-107
ニ 上記條約ニヨリ意圖セラレタル戦争法規ニ關ス

ル一層完備シタル法典ハ俘虜ニ關シテハ一九二九年
（昭和四年）七月二十七日「ジュネーヴ」ニ於テ締
結セラレタル「俘虜ノ待遇ニ關スル國際條約」（以
下「ジュネーヴ」條約ト稱ス）ニ包含セラル。
日本ハ右條約ヲ批准セザリシト雖モ右條約ハ下記
理由ノ一又ハ數個ノ爲メ日本ヲ拘束スルニ至レリ

(イ) 本條約ハ日本ニ依リ、又本起訴狀ニ於テ起訴
セル各國ヲ含ム四十七箇國ニ依リ、若シクハ此
等諸國ヲ代表シテ、上記日附ヲ以テ調印セラレ、
且ツ四十箇國以上ニ依リ批准セラレ、斯クシテ
戰爭ノ法規慣例ノ一部分トナリ又ハ其ノ證據ト
ナルニ至レリ

(ロ) 被告ノ一人タル東郷茂徳ガ日本ヲ代表スル外
務大臣トシテ署名シタル一九四二年（昭和十七
年）一月二十九日附東京陸割「スイス」公使宛
ノ通告ハ左ノ聲明ヲ包含セリ
「俘虜ノ待遇ニ關スル條約ノ拘束ヲ受ケザル
次第ナルモ日本ハ「アメリカ」人タル俘虜
ニ對シテハ同條約ノ規定ヲ準用スベシ」

被告ノ一人タル東郷茂徳ヨリ日本ヲ代表スル外
務大臣トシテ東京陸割「アルゼンチン」公使ニ
宛テタル一九四二年（昭和十七年）一月三十日
又ハ其ノ頃ノ日附ノ通告中ニハ左ノ如ク聲明セ
リ

「帝國政府ハ一九二九年（昭和四年）七月二十七

裏面白紙

日附俘虜待遇ニ關スル條約ハ未ダ御批准アラセラレズ、依而帝國政府ハイササカモ之ニ拘束サレズ、然レドモ帝國政府ハ右條約ノ規定ヲ帝國ノ權力下ニアル「イギリス」、「カナダ」、「オーストラリア」及ビ「ニュージーランド」ノ俘虜ニ準用スルモノトス
俘虜ニ對スル食料及衣料ノ補給ニ關シテハ帝國ハ交互的ヲ條件トシテ俘虜ノ國民的及民族的習慣ヲ考慮スベシ

右二ツノ通告又ハ其ノ一ニ依リ日本ハ該條約第九十五條ニ從ヒ該條約ニ加入シタルモノニシテ其ノ當時ニ於ケル戰爭ノ狀況ハ斯カル加入ニ直ニ效果ヲ與ヘタリ

(イ) 右二ツノ通告ハ其ノ各受領者ヲ通シ右通告ガ傳達サルル事ヲ意圖セラレ且實際傳達セラレタル「アメリカ合衆國」、「グレート・ブリテン北「アイルランド」聯合王國、「カナダ」、「オーストラリア」及ビ「ニュージーランド」ニ對スル誓約ヲ構成スルト共ニ其ノ各場合ニ於テ日本ト戰爭中ナリシ凡テノ國家ニ對スル誓約ヲ構成セシモノナリ

上記ノ事項ヲ除外スレバ上記「ジュネーヴ」條約中ニハ「準用」ナル字句ガ適當ニ當テハマルベキ規定ナシ

三 一九二九年（昭和四年）七月二十七日「ジュネ
ーヴ」ニ於テ締結セラレタル戰地軍隊ニ於ケル傷者
及ビ病者ノ状態改善ニ關スル國際條約（「赤十字條
約」トシテ知ラレ且ツ以下斯ク呼稱ス）ハ（他ノ專
項ト共ニ）次ノ如ク規定セリ

「第二十六條 交戦軍ノ總指揮官ハ各其ノ本國
政府ノ訓令ニ從ヒ且本條約ノ一般原則ニ準據シ
前諸條ノ執行ニ關スル細目及ビ規定漏ノ事項ヲ
補足處理スヘシ

日本ハ他ノ四十箇國以上ノ諸國ト共ニ、斯クシテ
戰爭ノ法規慣例ノ一部トナリ又ハ其ノ證據トナリタ
ル該條約ノ締約國ノ一員トシテ之ニ參加セリ、一九
四二年（昭和十七年）一月二十九日又ハ其ノ頃ノ日
附ノ上述通牒ニ於テ日本ハ左ノ如ク述べタリ

「日本ハ一九二九年（昭和四年）七月二十七日
ノ「ジュネーヴ」赤十字條約ノ締約國トシテ同
條約ヲ嚴重ニ遵守シ居レリ

E-110 東京駐劄スイス公使ニ宛テタル被告ノ一人東郷茂
徳ガ日本ヲ代表スル外務大臣トシテ署名セル一九四
二年（昭和十七年）二月十三日附ノ通告ニ次ノ聲明
ヲ含メリ

「帝國政府ハ本戰爭中敵國人タル抑留非戦闘員
ニ對シ一九二九年（昭和四年）七月二十七日ノ

俘虜條約ノ規定ヲ相互條件ノ下ニ於テ能フ限り
準用スベシ但シ交戦國カ本人ノ自由意思ニ反シ
勞役ニ服セシメザルコトヲ條件トスレ

該通告ハ中華民國以外ノ日本ト戰爭中ノ凡テノ國
家（此等諸國家ハ實際該條約ノ條項ヲ日本人タル一
般人收容者ニ適用シ得ルモノトシテ適用セリ）ニ對
スル誓約ヲ構成セリ

上述諸誓約ハ日本外務省ニ依リ屢次ニ亘リ繰返サ
レ近クハ一九四三年（昭和十八年）五月二十六日ニ
モ繰返サレタリ

違反行為ノ細目

之等凡テノ違法行為ハ、明示的ニ言明セラレタル
條約中ノ諸條項及ビ誓約ノ違反タルト共ニ、アル程
度ソレニヨリ證明セラレタル如ク、戰爭ノ法規及ビ
慣例ノ違反タルモノナリ

第一節

E-111
上記「ヘーグ」條約ノ上記附屬書第四條及ビ上記
「ジュネーヴ」條約ノ全部並ニ上記誓約ノ各々ニ反
スル俘虜ノ殘酷ナル待遇。本節中ニ編入セラレタル
本細目第二節乃至第六節ニ主張セル殘酷ナル待遇ニ
加フルニ、俘虜及ビ一般人收容者ハ日本軍將兵ニ依
リ殺害、殴打、拷問、其ノ他ノ虐待ヲ受ケ、婦人俘
虜ハ凌辱セラレタリ

第二節

上記「ヘーグ」條約ノ上記附屬書第六條及ビ上記「ジュネーヴ」條約第三編並ニ上記誓約ノ各々ニ反スル俘虜勞働ノ違法使役。本使役ハ次ノ諸點ニ於テ違法ナリ

- (イ) 俘虜ハ作戦行動ニ關連及ビ直接關係アル作業ニ使用セラレタリ
- (ロ) 俘虜ハ肉體的ニ不適當ナル作業、及ビ不健康のニシテ危險ナル作業ニ使役セラレタリ
- (ハ) 日々ノ作業時間ハ過度ニシテ又俘虜ハ各週連續二十四時間ノ休養ヲ許サレザリキ
- (ニ) 作業條件ハ懲戒的處置ニ依リ一層困苦ナラシメラレタリ
- (ホ) 俘虜ハ不健康ナル氣候及ビ危險地帯ニ於テ充分ノ食糧、衣服又ハ靴無クシテ收容セラレ且作業ヲ強制セラレタリ

E-112

第三節

上記「ヘーグ」條約ノ上記附屬書第七條、上記「ジュネーヴ」條約第四條及ビ第三編ノ第九條乃至第十二條及ビ上記誓約ニ反スル俘虜ニ對スル給養ノ拒絶及ビ不履行

民族的及ビ人種的習慣ノ相違ニ因リ日本軍隊ニ給與セラレタル食糧及ビ衣服ハ白色人種ニ屬スル俘虜ニ給與セラレタル場合ニ於テモ之ヲ給養スルニ不充分ナリキ上記條約又ハ保證ノ執レカニ從ヒ適當ナル食糧及ビ衣服ガ與ヘラルコトナカリキ
收容所及ビ勞働分遣所ノ構造及ビ衛生状態ハ上記

裏面白紙

諸條項ニ全ク適合セズ、極メテ劣悪、不健康且不適
當ナリキ
浴洗及ビ飲料ノ設備ハ不充分ニシテ且劣悪ナリキ

第四節

上記「ヘーグ」條約ノ上記附屬書第八條及ビ上記
「ジュネーヴ」條約第三編第五款第三章並ニ上記誓
約ニ反スル俘虜ニ對スル過度ニシテ違法ナル處罰

(イ) 俘虜ハ違法行為ナリト主張セラルルモノニ
對シ何等ノ裁判又ハ調査ヲ受クルコトナク
殺害、毆打及ビ拷問セラレタリ

(ロ) 假リニ證明セラレタリトスルモ上記諸條約
ノ下ニ於テハ何等違法行為ヲ構成セザル所
ノ、違法行為ナリト主張セラルルモノニ對
シテ斯ル不當ナル處罰ガ課セラレタリ

(ハ) 違法行為ナリト主張セラルル個人ノ行為ニ
對シテ團體的處罰ガ加ヘラレタリ

(ニ) 俘虜ハ逃走未遂ニ對シテ監禁三十日以上ノ
刑ヲ宣セラレタリ

(ホ) 俘虜裁判ノ諸條件ハ上記ノ章ニ規定セラレ
タル諸條件ニ適合セザリキ

刑ノ宣告ヲ受ケタル俘虜監禁ノ諸條件ハ上
記ノ章ニ規定セラレタル諸條件ニ適合セザ
リキ

第五節
上記「ジュネーヴ」條約第三條、第十四條、第十
五條及ビ第二十五條、上記赤十字條約第一條、第九

條、第十條及ビ第十二條並ニ上記誓約ニ反スル傷病者、衛生人員及ビ看護婦ノ虐待

(イ) 傷病將兵、衛生人員、從軍牧師及ビ民間救恤協會ノ人員ハ尊敬及ビ保護ヲ受クルコト

ナク、殺害、虐待及ビ無視セラレタリ

(ロ) 衛生人員、從軍牧師及ビ民間救恤協會ノ人員ハ日本側ニ不法ニ抑留セラレタリ

(ハ) 看護婦ハ強姦、殺害及ビ虐待セラレタリ

(ニ) 收容所ニハ病舎ナク重患俘虜及ビ大外科手術ヲ要スル者ハ之ヲ治療スルニ適當ナル軍

又ハ民間施設ニ入所スルコトヲ許サレザリ

(ホ) 月例健康診断ハ實施セラレザリキ

(ヘ) 傷病俘虜ハ其ノ移動ガ回復ニ害ヲ及ボスニ拘ハラズ移送セラレタリ

第六節

上記「ヘーグ」條約ノ上記附屬書第八條、上記「ジュネーヴ」條約ノ第二條、第三條、第十八條、

第二十一條、第二十二條及ビ第二十七條並ニ上記誓約ニ反シテ、俘虜殊ニ將校ニ與ヘタル屈辱的行爲

(イ) 俘虜ハ住民ノ侮辱及ビ好奇心ニ曝ス爲メ故意ニ日本ノ占領地ニ留置セラレ勞働セシメ

ラレタリ

(ロ) 日本及ビ占領地ニ於ケル俘虜ハ將校ヲモ含メ賤役ヲ強制サレ又公衆ノ環視ニ曝サレタ

(ハ) 將校俘虜ハ下士官及ビ兵卒ノ支配下ニ置カ

裏面白紙

裏面白紙

レ且之ニ敬禮シ又作業スルコトヲ強制セラレタリ

E-115

第七節

上記「ヘーグ」條約ノ上記附屬書第十四條、上記「ジュネーヴ」條約ノ第八條及ビ第七十七條並ニ上記誓約ニ反スル所ノ、俘虜ニ關スル情報及ビ同伴ノ照會ニ對スル回答ノ蒐集及ビ傳達ノ拒絕又ハ不履行
上記諸條項ノ要請スル如キ適當ナル記録ハ保存モサレズ情報モ提供サレズ又保存サレタル記録ノ内ノ最も重要ナルモノハ故意ニ破棄セラレタリ

第八節

上記「ヘーグ」條約ノ上記附屬書第十五條、上記「ジュネーヴ」條約ノ第三十一條、第四十二條、第四十四條、第七十八條及ビ第八十六條並ニ上記誓約ニ反スル所ノ、利益保護國、赤十字社、俘虜及ビ其ノ代表者ノ權利ノ妨害行爲

- (イ) 利益保護國（「スイス」國）ノ代表者ハ收容所ノ訪問又ハ俘虜ノ居住地區ヘノ立入ヲ拒絕セラレ又許可ヲ與ヘラレザリキ
- (ロ) 斯カル許可ノ與ヘラレシ時ニ於テモ俘虜トノ會話ハ立會人無クシテハ許可セラレザルカ又ハ全然之ヲ許サレザリキ
- (ハ) 斯カル場合收容所内ノ状態ハ平常ヨリ良好ニ見ユルガ如ク欺瞞的ニ準備セラレ又俘虜ハ若シ不平ヲ告ゲ訴フルニ於テハ處罰セラ

(ニ) ルベシト脅迫セラレタリ
 俘虜及ビ其ノ代表者ハ俘虜ノ労働ノ性質若クハ其ノ他ニ就キ不平ヲ訴ヘ又ハ軍當局若クハ利益保護國ト自由ニ通信スルコトヲ許可セラレザリキ
 (ホ) 赤十字社ノ小包及ビ郵便物ハ配布ヲ差止メラレタリ

第九節

一八九九年(明治三十二年)七月二十九日「ヘーグ」ニ於テ(其他ノ國々ト共ニ)日本及ビ中華民國ニヨリ調印セラレタル聖息瓦斯ニ關スル國際宣言、上記「ヘーグ」條約ノ上記附屬書第二十三條(イ)並ニ「ヴェルサイユ」條約ノ第一百七十一條ニ反スル毒物ノ使用

日本ノ中華民國ニ對スル戦争ニ於テ毒瓦斯ガ使用セラレタリ 本主張ハ同國ニ限ラル

第十節

上記「ヘーグ」條約ノ上記附屬書第二十三條(ハ)ニ反スル所ノ、武器ヲ捨テ又ハ自衛ノ手段盡キテ無條件降伏ヲナセシ敵兵ノ殺害

第十一節

上記「ヘーグ」條約ノ上記附屬書第二十三條(ト)、第二十八條及ビ第四十七條ニ反スル所ノ、軍事上ノ正當理由又ハ必要ニ基カザル敵産ノ破壊並ニ掠奪

第十二節

E-117
 上記「ヘーグ」條約ノ上記附屬書第四十六條及ビ
 戰爭ノ法規慣例ニ反スル所ノ、占領地域ニ於ケル家
 族ノ名譽及ビ權利、個人ノ生命、私有財産並ニ宗教
 上ノ信仰及ビ禮拜ニ對スル尊重ノ不履行並ニ同地域
 内住民ノ強制移送及ビ奴隸化

占領地域内ノ多數ノ住民ハ殺害、拷問、凌辱
 及ビ其他ノ虐待ヲ受ケ、正當理由ナクシテ逮捕
 及ビ拘禁セラレ、強制労働ニ送ラレ、且其ノ
 財産ハ破壊又ハ沒收セラレタリ

第十三節

一九〇七年（明治四十年）ノ「ヘーグ」條約第十
 號ノ第十六條ニ反スル所ノ、海戰ニ依リ撃沈セラレ
 タル艦船ノ生存者及ビ捕獲艦船ノ乗組員ノ殺害

第十四節

上述中最後ニ述ベラレタル條約（即チ一九〇七年
 ノ「ヘーグ」第十條約）第一條ニ反スル、軍用病院船
 尊重ノ不履行並ニ同條約第六條及ビ第八條ニ反スル
 日本病院船ノ不法使用

第十五節

中立艦船ニ對スル攻撃、殊ニ適當ナル警告ナクシ
 テ行ハレタル攻撃

附 屬 書 E

起訴狀ニ記載セル犯罪ニ對スル個人的責任ニ關スル記述

以下ニ於テ各被告ノ氏名ノ次ニ示サレタル記述ハ
檢察當局ニ於テ他ノ事項ト共ニ當該被告ノ個人的責
任ヲ確證スルモノトシテ依存スル事項タリ

各被告ニ對シテソノ占ムル地位ヨリスル權力、威
信及ビ個人的勢力ヲ利用シ、本起訴狀中當該被告ノ
氏名ヲ記載セル各訴因ニ掲ゲラレタル犯罪行為ヲ促
進シ且遂行スル爲メニ用ヒタルコトヲ訴追スルモノ
トス

各被告ニ對シテ以下ニ於テソノ氏名ニ對シ掲ゲラ
レタル期間中彼ガ閣員タリシ諸内閣及ビ彼ガ支配的
地位ヲ有セシ一般官廳機關、陸軍機關又ハ海軍機關
ノ凡テノ行為又ハ懈怠行為ニ對スル責任者ノ一人タ
リシコトヲ訴追スルモノトス

各被告ニ對シテソノ氏名ノ後ニ掲ゲラレタル番號
ニヨリ示サル通り一九四一年(昭和十六年)十二
月七日、八日ノ不法ナル戰爭ヲ準備シコレニ導キタ
ル一九四一年(昭和十六年)ニ於ケル左記時日又ハ
ソノ頃開催セラレタル會議及ビ閣議ノ幾ツカニ於テ
採擇セラレタル諸決議ノ際ニ出席シ且コレニ同意セ
シコトヲ訴追スルモノトス

一、一九四一年(昭和十六年)六月二十五日 (聯絡會議)

- 二、一九四一年(昭和十六年)六月二十六日 (聯絡會議)
- 三、一九四一年(昭和十六年)六月二十七日 (聯絡會議)
- 四、一九四一年(昭和十六年)六月二十八日 (聯絡會議)
- 五、一九四一年(昭和十六年)六月三十日 (軍事參議官會議)
- 六、一九四一年(昭和十六年)七月二日 (御前會議)
- 七、一九四一年(昭和十六年)七月七日 (思想對策協議會)
- 八、一九四一年(昭和十六年)八月二十二日 (閣議)
- 九、一九四一年(昭和十六年)九月六日 (御前會議)
- 十、一九四一年(昭和十六年)十月十七日 (重臣會議)
- 十一、一九四一年(昭和十六年)十一月二十八日 (聯絡會議)
- 十二、一九四一年(昭和十六年)十二月二十九日 (重臣會議)
- 十三、一九四一年(昭和十六年)十二月一日 (御前會議)
- 十四、一九四一年(昭和十六年)十二月一日 (閣議)

荒木

被告荒木ハ一九二八年(昭和三年)ヨリ一九四五年(昭和二十年)ニ至ル迄ノ期間ニ於テ就中左記ノ地位ヲ占メ居タリ、即チ

教育總監部本部長(一九三一年)(昭和六年)
 犬養内閣及ビ齋藤内閣ノ陸軍大臣(一九三一年十二月ヨリ一九三四年七月迄)(昭和六年十二月ヨリ昭和九年七月迄)

陸軍大將(一九三三年)(昭和八年)
 軍事參議官(一九三四年ヨリ一九三六年迄)(昭和九年ヨリ昭和十一年迄)
 内閣參議(一九三七年)(昭和十二年)
 近衛内閣次イデ平沼内閣ニ於ケル文部大臣(一九三八年五月ヨリ一九三九年八月迄)(昭和十三年)

裏面白紙

年五月ヨリ昭和十四年八月迄)
内閣参議(一九四〇年)(昭和十五年)

土肥原

被告土肥原ハ一九二八年(昭和三年)ヨリ一九四五年(昭和二十年)ニ至ル迄ノ期間ニ於テ就中左記ノ地位ヲ占メ居タリ、即チ在滿洲特務機關長(一九三一年九月)(昭和六年九月)

奉天市長(一九三一年九月ヨリ同年十月迄)
(昭和六年九月ヨリ同年十月迄)

關東軍司令部付(一九三三年)(昭和八年)
華北ノ自治政府ノ最高顧問

滿洲駐屯第五軍司令官(一九三八年ヨリ一九四〇年迄)
(昭和十三年ヨリ昭和十五年迄)

軍事参議官(一九四〇年ヨリ一九四三年迄)
(昭和十五年ヨリ昭和十八年迄)

陸軍航空總監(一九四一年)(昭和十六年)
陸軍大將(一九四一年四月)(昭和十六年四月)

東部軍司令官(一九四三年)(昭和十八年)
在「シンガポール」第七方面軍司令官(一九四四年ヨリ一九四五年迄)

(昭和十九年ヨリ昭和二十年迄)
教育總監(一九四五年四月)(昭和二十年四月)

《出席セル》會議 五(英文第一一八及第一一九頁即チ附屬書E第三パラグラフ以下参照)

橋本

被告橋本ハ一九二八年（昭和三年）ヨリ一九四五年（昭和二十年）ニ至ル迄ノ期間ニ於テ就中左記ノ地位ヲ占メ居タリ、即チ

参謀本部附（一九三三年）（昭和八年）

退役（一九三六年二月）（昭和十一年二月）

「橋本欣五郎ノ宣言」ノ著者（一九三六年）

（昭和十一年）

復役（一九三七年）（昭和十二年）

南京暴虐事件當時ニ於ケル現地砲兵聯隊長（一九三七年）（昭和十二年）

「レディード」號及ビ「バネー」號砲撃ノ

日本軍指揮官（一九三七年）（昭和十二年）

多數ノ書籍並ニ雜誌「太陽大日本」誌ソノ他多

數ノ出版物ニ掲載セラレタル多數ノ論文ノ筆者ニ

シテ又講演者。右ハ何レモ侵略的戰爭ヲ鼓吹セルモノナリ

軍ニヨル政治支配ノ煽動並ニ侵略的戰爭促進ヲ

目的トスル多クノ團體ノ會員

彼ガ充分侵略的又ハ積極的ナリト思考セザル政

治家及ビ將校ノ抹殺ヲ目的トセル多數策謀ノ張本

人

大政翼賛會創設者ノ一人（一九四〇年）（昭和十五年）

衆議院議員（一九四二年）（昭和十七年）

E-121
畑

被告畑ハ一九二八年（昭和三年）ヨリ一九四五
年（昭和二十年）ニ至ル迄ノ期間ニ於テ就中左記
ノ地位ヲ占メ居タリ、即チ

在滿師團長（一九三三年）（昭和八年）

陸軍航空本部長（一九三五年）（昭和十年）

臺灣軍司令官（一九三六年ヨリ一九三七年迄）

（昭和十一年ヨリ昭和十二年迄）

教育總監及ビ軍事參議官（一九三七年八月）

（昭和十二年八月）

陸軍大將（一九三七年二月）（昭和十二年二月）

中支那派遣軍最高指揮官（一九三八年二月）

（昭和十三年二月）

軍事參議官（一九三九年一月）（昭和十四年一

月）

阿部内閣陸軍大臣（一九三九年八月ヨリ一九四

〇年一月迄）（昭和十四年八月ヨリ昭和十五年一

月迄）

中支那派遣軍最高指揮官（一九四〇年七月ヨリ

一九四四年迄）（昭和十五年七月ヨリ昭和十九年

迄）

元帥府ニ列セラレ元帥ノ稱號ヲ與ヘラル（一九

四四年六月）（昭和十九年六月）

教育總監（一九四四年十一月）（昭和十九年十

一月）

平 沼

被告平沼ハ一九二八年（昭和三年）ヨリ一九四

五年（昭和二十年）ニ至ル迄ノ期間ニ於テ就中左

記ノ地位ヲ占メ居タリ、即チ

國本社ノ創設者及ビ一九二六年ヨリ一九三六年

（大正十五年ヨリ昭和十一年）ニ至ル迄ノ期間ニ

裏面白紙

於ケル總裁

樞密院副議長（一九三〇年ヨリ一九三六年迄）

（昭和五年ヨリ昭和十一年迄）

樞密院議長（一九三六年ヨリ一九三九年迄）

（昭和十一年ヨリ昭和十四年迄）

内閣總理大臣（一九三九年一月ヨリ八月迄）

（昭和十四年一月ヨリ八月迄）

近衛内閣無任所大臣並ニ一時内務大臣後ニ副

總理（一九四〇年七月ヨリ一九四一年十月迄）

（昭和十五年七月ヨリ昭和十六年十月迄）

思想對策協議會委員（一九四一年八月）（昭

和十六年八月）

樞密院議長（一九四五年）（昭和二十年）

（出席セル）會議 一、二、三、四、六、七、

八、十二、（土肥原ノ項参照）

E-122

廣

田

被告廣田ハ一九二八年（昭和三年）ヨリ一九四

五年（昭和二十年）ニ至ル迄ノ期間ニ於テ就中左

記ノ地位ヲ占メ居タリ、即チ

「ソビエツト」社會主義共和國聯邦駐劄大使

（一九三〇年）（昭和五年）

齋藤内閣外務大臣（一九三三年九月ヨリ一九三

四年七月迄）（昭和八年九月ヨリ昭和九年七月迄）

及ビ岡田内閣外務大臣（一九三四年七月ヨリ一九

三六年三月迄）（昭和九年七月ヨリ昭和十一年三

月迄）

内閣總理大臣及ビ一時外務大臣兼攝（一九三六

年三月ヨリ一九三七年二月迄）（昭和十一年三月ヨリ昭和十二年二月迄）

近衛内閣外務大臣（一九三七年六月ヨリ一九三八年五月迄）（昭和十二年六月ヨリ昭和十三年五月迄）

内閣参事ノ一員（一九四〇年）（昭和十五年）
（出席セル）會議 十、十二、（土肥原ノ項参照）

星野

被告星野ハ一九二八年（昭和三年）ヨリ一九四五年（昭和二十年）ニ至ル迄ノ期間ニ於テ就中左記ノ地位ヲ占メ居タリ、即チ

滿洲國政府財政部總務司長（一九三二年）（昭和七年）

滿洲國財政部總務司長（一九三四年）（昭和九年）

滿洲國政府財政部次長（一九三六年）（昭和十一年）

滿洲國國務院總務廳長（一九三六年十二月）

（昭和十一年十二月）

滿洲國總務長官（一九三八年）（昭和十三年）

近衛内閣企畫院總裁、後ニ無任所（國務）大臣

（一九四〇年七月ヨリ一九四一年四月迄）（昭和十五年七月ヨリ昭和十六年四月迄）

東條内閣書記官長及ビ國務大臣（一九四一年十月十六日ヨリ一九四四年七月迄）（昭和十六年十月十六日ヨリ昭和十九年七月迄）

（昭和十六年七月迄）

（昭和十六年七月迄）

（昭和十九年七月迄）

裏面白紙

大藏省顧問（一九四四年十二月）（昭和十九年十二月）
（出席セル）會議 十一、十四、（土肥原ノ項参照）

板垣

被告板垣ハ一九二八年（昭和三年）ヨリ一九四五年（昭和二十年）ニ至ル迄ノ期間ニ於テ就中左記ノ地位ヲ占メ居タリ、即チ

- 關東軍陸軍大佐（一九二九年）（昭和四年）
- 關東軍陸軍少將（一九三二年）（昭和七年）
- 關東軍參謀副長（一九三四年）（昭和九年）
- 在支 第五師團長（一九三七年三月）（昭和十二年三月）
- 關東軍參謀長（一九三六年ヨリ一九三七年迄）
- （昭和十一年ヨリ昭和十二年迄）
- 參謀本部付（一九三七年五月）（昭和十二年五月）

近衛内閣及ビ平沼内閣陸軍大臣兼内閣對滿事務局總裁（一九三八年六月ヨリ一九三九年八月迄）
（昭和十三年六月ヨリ昭和十四年八月迄）
支那派遣軍參謀長（一九三九年九月）（昭和十四年九月）

陸軍大將（一九四一年七月）（昭和十六年七月）
朝鮮軍司令官（一九四一年七月ヨリ一九四五年迄）（昭和十六年七月ヨリ昭和二十年迄）
軍事參議官（一九四三年）（昭和十八年）
在「シンガポール」第七方面軍司令官（一九四

五年四月）（昭和二十年四月）

賀屋

被告賀屋ハ一九二八年（昭和三年）ヨリ一九四五年（昭和二十年）ニ至ル迄ノ期間ニ於テ就中左記ノ地位ヲ占メ居タリ、即チ

大藏書記官（一九三四年）（昭和九年）

近衛内閣大藏大臣（一九三七年六月ヨリ一九三八年五月迄）（昭和十二年六月ヨリ昭和十三年五月迄）

興亞委員會委員（一九三九年）（昭和十四年）

北支那開發會社總裁（一九三九年ヨリ一九四一年迄）（昭和十四年ヨリ昭和十六年迄）

東條内閣大藏大臣（一九四一年六月ヨリ一九四四年二月迄）（昭和十六年六月ヨリ昭和十九年二月迄）（英語原文ノ儘）

眞實政治會理事（一九四四年）（昭和十九年）

（出席セル）會談 十一、十二、十三、十四、

（土肥原ノ項參照）

木戸

被告木戸ハ一九二八年（昭和三年）ヨリ一九四五年（昭和二十年）ニ至ル迄ノ期間ニ於テ就中左記ノ地位ヲ占メ居タリ、即チ

内大臣秘書官長（一九三〇年）（昭和五年）

近衛内閣文部大臣（一九三七年）（昭和十二年）

近衛内閣厚生大臣（一九三八年）（昭和十三年）

平沼内閣内務大臣（一九三九年）（昭和十四年）

内大臣（一九四〇年ヨリ一九四五年迄）（昭和十五年ヨリ昭和二十年迄）
 天皇側近主要輔弼者ニシテ重臣會議ヲ主宰ス
 （出席セル）會議 十、十二、（土肥原ノ項参照）

木村

被告木村ハ一九二八年（昭和三年）ヨリ一九四五年（昭和二十年）ニ至ル迄ノ期間ニ於テ就中左記ノ地位ヲ占メ居タリ、即チ
 關東軍參謀長（一九四〇年）（昭和十五年）
 近衛内閣及ビ東條内閣陸軍次官（一九四一年ヨリ一九四四年二月迄）（昭和十六年ヨリ昭和十九年二月迄）
 軍事參謀官（一九四三年）（昭和十八年）
 「ビルマ」方面軍司令官（一九四四年）（昭和十九年）
 陸軍大將（一九四五年）（昭和二十年）

小磯

被告小磯ハ一九二八年（昭和三年）ヨリ一九四五年（昭和二十年）ニ至ル迄ノ期間ニ於テ就中左記ノ地位ヲ占メ居タリ、即チ
 陸軍省軍務局長（一九三〇年）（昭和五年）
 大饗内閣陸軍次官（一九三二年）（昭和七年）
 關東軍參謀長（一九三二年ヨリ一九三四年迄）（昭和七年ヨリ昭和九年迄）
 朝鮮軍司令官（一九三五年ヨリ一九三六年迄）

裏面白紙

(昭和十年ヨリ昭和十一年迄)
 陸軍大將 (一九三七年) (昭和十二年)
 平沼内閣拓務大臣 (一九三九年) (昭和十四年)
 及ビ米内内閣拓務大臣 (一九四〇年) (昭和十五年迄)
 朝鮮總督 (一九四二年五月) (昭和十七年五月)
 内閣總理大臣 (一九四四年七月ヨリ一九四五年四月迄) (昭和十九年七月ヨリ昭和二十年四月迄)

松井

被告松井ハ一九二八年(昭和三年)ヨリ一九四五年(昭和二十年)ニ至ル迄ノ期間ニ於テ就中左記ノ地位ヲ占メ居タリ、即チ「ジュネーヴ」會議ニ於ケル日本陸軍代表 (一九三一年) (昭和六年)
 軍事參議官 (一九三三年三月) (昭和八年三月)
 陸軍大將 (一九三三年) (昭和八年)
 大東亞協會創設者ノ一人 (一九三三年) (昭和八年迄)
 中文部方面軍司令官 (一九三七年十月ヨリ一九三八年二月迄) (昭和十二年十月ヨリ昭和十三年二月迄)
 内閣參議 (一九三八年七月ヨリ一九四〇年一月迄) (昭和十三年七月ヨリ昭和十五年一月迄)
 與亞同盟顧問 (一九四〇年) (昭和十五年)
 大政翼贊會大東亞事務局顧問 (一九四三年) (昭和十八年)
 大東亞振興會總裁 (一九四四年) (昭和十九年)

松

岡

被告松岡ハ一九二八年（昭和三年）ヨリ一九四五年（昭和二十年）ニ至ル迄ノ期間ニ於テ就中左記ノ地位ヲ占メ居タリ、即チ

國際聯盟會議ヘノ首席代表（一九三三年）（昭和八年）

南滿洲鐵道會社總裁（一九三五年ヨリ一九三九年迄）（昭和十年ヨリ昭和十四年迄）

内閣參議（一九四〇年）（昭和十五年）

近衛内閣外務大臣（一九四〇年七月ヨリ一九四一年七月迄）（昭和十五年七月ヨリ昭和十六年七月迄）

「昭和維新」（一九三八年）（昭和十三年）及ビ侵略的戰爭ヲ鼓吹セル其ノ他ノ著書、論文、演說ノ筆者並ニ講演者

（出席セル）會議 一、二、三、四、六、（土肥原ノ項參照）

南

被告南ハ一九二八年（昭和三年）ヨリ一九四五年（昭和二十年）ニ至ル迄ノ期間ニ於テ就中左記ノ地位ヲ占メ居タリ、即チ

朝鮮軍司令官（一九二九年）（昭和四年）

若槻内閣陸軍大臣（一九三一年四月ヨリ一九三一年十二月迄）（昭和六年四月ヨリ昭和六年十二月迄）

軍事參謀官（一九三一年ヨリ一九三四年迄）

武

藤

(昭和六年ヨリ昭和九年迄)
 關東軍司令官(一九三四年ヨリ一九三六年迄)
 (昭和九年ヨリ昭和十一年迄)
 朝鮮總督(一九三六年ヨリ一九四二年迄)(昭和十一年ヨリ昭和十七年迄)
 樞密顧問官(一九四二年ヨリ一九四五年迄)
 (昭和十七年ヨリ昭和二十年迄)
 大日本政治會總務(一九四五年)(昭和二十年迄)

被告武藤ハ一九二八年(昭和三年)ヨリ一九四五年(昭和二十年)ニ至ル迄ノ期間ニ於テ就中左記ノ地位ヲ占メ居タリ、即チ

陸軍大學校教官(一九三〇年ヨリ一九三二年迄)
 (昭和五年ヨリ昭和七年迄)
 陸軍省軍務局先任將校(一九三五年ヨリ一九三六年迄)
 (昭和十年ヨリ昭和十一年迄)
 參謀本部課長(一九三七年)(昭和十二年迄)
 中支那方面軍司令部附(一九三七年八月)(昭和十二年八月)
 陸軍大佐、關東軍司令部附
 陸軍省軍務局長(一九三九年十月ヨリ一九四二年四月迄)
 (昭和十四年十月ヨリ昭和十七年四月迄)
 在「スマトラ」近衛第二師團長(一九四三年迄)

(昭和十八年)
 山下大將麾下在「フィリッピン」第十四方面軍參謀長(一九四四年十月)(昭和十九年十月)

《出席セル》會議 一、二、三、四、六、九、
十一、十三、《土肥原ノ項参照》

永

野

被告永野ハ一九二八年《昭和三年》ヨリ一九四
五年《昭和二十年》ニ至ル迄ノ期間ニ於テ就中左
記ノ地位ヲ占メ居タリ、即チ

海軍軍令部次長（一九三〇年）《昭和五年》

「ジュネーヴ」海軍軍縮會議ヘノ全權委員（一
九三一年）《昭和六年》

軍事參議官（一九三三年）《昭和八年》

海軍大將（一九三四年）《昭和九年》

「ロンドン」海軍軍縮會議ヘノ首席代表（一九
三五年）《昭和十年》

廣田内閣海軍大臣（一九三六年三月ヨリ一九三
七年二月迄）《昭和十一年三月ヨリ昭和十二年二
月迄》

聯合艦隊司令長官（一九三七年）《昭和十二年》

軍事參議官（一九四〇年）《昭和十五年》

海軍軍令部總長（一九四一年四月ヨリ一九四四
年二月迄）《昭和十六年四月ヨリ昭和十九年二月
迄》

天皇ノタメノ海軍關係ノ最高顧問、一九四四年

《昭和十九年》二月ヨリ

《出席セル》會議 一、二、三、四、六、九、
十一、十三、《土肥原ノ項参照》

十一、十三、《土肥原ノ項参照》

岡

被告岡ハ一九二八年（昭和三年）ヨリ一九四五年（昭和二十年）ニ至ル迄ノ期間ニ於テ就中左記ノ地位ヲ占メ居タリ、即チ

海軍軍令部附（一九三〇年）（昭和五年）

海軍省軍務局課長（一九三八年）（昭和十三年）

海軍省軍務局長（一九四〇年十月ヨリ一九四四年八月迄）（昭和十五年十月ヨリ昭和十九年八月迄）

海軍中將（一九四二年）（昭和十七年）

小磯内閣海軍次官（一九四四年七月二十日）（昭和十九年七月二十日）

鎮海（朝鮮）警備府司令長官（一九四四年九月ヨリ一九四五年六月迄）（昭和十九年九月ヨリ昭和二十年六月迄）

（出席セル）會議 一、二、三、四、六、九、十一、十三、（土肥原ノ項参照）

大 川

被告大川ハ一九二八年（昭和三年）ヨリ一九四五年（昭和二十年）ニ至ル迄ノ期間ニ於テ就中左記ノ地位ヲ占メ居タリ、即チ

南滿洲鐵道會社東亞經濟調查局理事長、一九二六年（大正十五年）ヨリ

奉天事件ノ組織者ノ一人（一九三一年九月十八日）（昭和六年九月十八日）

『日本歴史讀本』ノ著者（一九三五年）（昭和十年）並ニ「アジア」ヨリ白色人種ノ武力放逐ヲ目的トスル侵略戦争ヲ鼓吹セル著書、論文及ビ演説ノ

裏面白紙

筆者並ニ講演者

大

嶋

被告大嶋ハ一九二八年（昭和三年）ヨリ一九四五年（昭和二十年）ニ至ル迄ノ期間ニ於テ就中左記ノ地位ヲ占メ居タリ、即チ「ベルリン」大使館附陸軍武官（一九三六年）（昭和十一年）

「ドイツ」國駐劄大使（一九三八年十月ヨリ一九三九年十月迄）（昭和十三年十月ヨリ昭和十四年十月迄）更ニ一九四一年（昭和十六年）二月ヨリ一九四五年（昭和二十年）四月迄同國駐劄大使

佐

藤

被告佐藤ハ一九二八年（昭和三年）ヨリ一九四五年（昭和二十年）ニ至ル迄ノ期間ニ於テ就中左記ノ地位ヲ占メ居タリ、即チ

陸軍大學校教官（一九三五年）（昭和十年）

陸軍省軍務局附

企畫院事務官（一九三七年ヨリ一九三八年迄）

（昭和十二年ヨリ昭和十三年迄）

陸軍省軍務局軍務課長（一九四一年二月ヨリ一九四二年四月迄）（昭和十六年二月ヨリ昭和十七

年四月迄）

陸軍少將（一九四一年十月）（昭和十六年十月）

陸軍省軍務局長（一九四二年四月ヨリ一九四四

年十二月迄）（昭和十七年四月ヨリ昭和十九年十二月迄）

E-128

陸軍中將（一九四五年三月）（昭和二十年三月）

重

光

被告重光ハ一九二八年（昭和三年）ヨリ一九四五年（昭和二十年）ニ至ル迄ノ期間ニ於テ就中左記ノ地位ヲ占メ居タリ、即チ
中華民國駐劄公使（一九三一年）（昭和六年）
齋藤内閣及ビ岡田内閣ニ於ケル外務次官（一九三三年ヨリ一九三六年迄）（昭和八年ヨリ昭和十一年迄）
「ソビエツト」社會主義共和國聯邦駐劄大使（一九三六年十一月ヨリ一九三八年十一月迄）
（昭和十一年十一月ヨリ昭和十三年十一月迄）
「イギリス」駐劄大使（一九三八年ヨリ一九四一年六月迄）（昭和十三年ヨリ昭和十六年六月迄）
南京傀儡政權駐劄大使（一九四一年十二月ヨリ一九四三年四月迄）（昭和十六年十二月ヨリ昭和十八年四月迄）

東條内閣外務大臣（一九四三年四月ヨリ一九四四年七月迄）（昭和十八年四月ヨリ昭和十九年七月迄）並ニ小磯内閣外務大臣兼大東亞大臣（一九四四年七月ヨリ一九四五年四月迄）（昭和十九年七月ヨリ昭和二十年四月迄）

嶋

田

被告嶋田ハ一九二八年（昭和三年）ヨリ一九四五年（昭和二十年）ニ至ル迄ノ期間ニ於テ就中左記ノ地位ヲ占メ居タリ、即チ

E-129

白

鳥

聯合艦隊參謀長（一九三〇年）（昭和五年）
 海軍軍令部長（一九三五年ヨリ一九三七年迄）
 （昭和十年ヨリ昭和十二年迄）
 第二艦隊司令長官（一九三七年十二月）（昭和十二年十二月）
 支那方面艦隊司令長官（一九四〇年五月）（昭和十五年五月）
 海軍大將（一九四〇年）（昭和十五年）
 東條内閣海軍大臣（一九四一年十月）（昭和十六年十月）
 軍事參議官（一九四四年）（昭和十九年）
 海軍軍令部總長（一九四四年二月ヨリ七月迄）
 （昭和十九年二月ヨリ七月迄）
 （出席セル）會議 十二、十三、十四、（土肥原ノ項参照）

被告白鳥ハ一九二八年（昭和三年）ヨリ一九四五年（昭和二十年）ニ至ル迄ノ期間ニ於テ就中左記ノ地位ヲ占メ居タリ、即チ
 外務省情報部長（一九三〇年）（昭和五年）
 「スエーデン」、「ノルウェー」、「デンマーク」、「フィンランド」駐劄公使（一九三六年）（昭和十一年）
 「イタリア」駐劄大使（一九三九年）（昭和十四年）
 外務省顧問（一九四〇年）（昭和十五年）
 「コンテンボラリー・ジヤパン」誌上ノ「東亞

新秩序ニ建設上世界戦争ノ必然性ヲ指摘セル論文ノ筆者（一九四一年四月十六日）（昭和十六年四月十六日）
翼賛政治會總務（一九四三年）（昭和十八年）

鈴木

被告鈴木ハ一九二八年（昭和三年）ヨリ一九四五年（昭和二十年）ニ至ル迄ノ期間ニ於テ就中左記ノ地位ヲ占メ居タリ、即チ

- 陸軍省軍務課員（一九三一年）（昭和六年）
- 陸軍省軍務局附（一九三三年）（昭和八年）
- 内閣調査局調査官（一九三五年）（昭和十年）
- 第十四聯隊長（一九三六年）（昭和十一年）
- 興亞院政務部長（一九三八年十二月ヨリ一九四一年四月迄）（昭和十三年十二月ヨリ昭和十六年四月迄）
- 興亞院總務長官心得、一九四〇年（昭和十五年）
- 近衛内閣及ヒ東條内閣企畫院總裁並ニ無任所大臣（一九四一年四月ヨリ一九四三年十月迄）（昭和十六年四月ヨリ昭和十八年十月迄）
- 内閣顧問（一九四三年十一月ヨリ一九四四年九月迄）（昭和十八年十一月ヨリ昭和十九年九月迄）
- 大政翼賛會理事（一九四四年）（昭和十九年）
- （出席セル）會議 六、八、九、十一、十三、十四、（土肥原ノ項参照）

東郷

被告東郷ハ一九二八年（昭和三年）ヨリ一九四

五年（昭和二十年）ニ至ル迄ノ期間ニ於テ就中左
記ノ地位ヲ占メ居タリ、即チ

「ドイツ」駐劄大使（一九三七年十月）（昭和
十二年十月）

「ソビエツト」社會主義共和國聯邦駐劄大使
（一九三八年十月）（昭和十三年十月）

東條内閣外務大臣及ビ拓務大臣（一九四一年十
月ヨリ一九四二年三月迄）（昭和十六年十月ヨリ

昭和十七年三月迄）

鈴木内閣外務大臣及ビ大東亞大臣（一九四五年
四月ヨリ）（昭和二十年四月ヨリ）

（出席セル）會議 十一、十二、十三、十四、
（土肥原ノ項参照）

東 條

被告東條ハ一九二八年（昭和三年）ヨリ一九四
五年（昭和二十年）ニ至ル迄ノ期間ニ於テ就中左
記ノ地位ヲ占メ居タリ、即チ

參謀本部第一課長（一九三一年ヨリ一九三二年
迄）（昭和六年ヨリ昭和七年迄）

陸軍通信學校研究部長（一九三二年）（昭和七
年）

關東憲兵隊司令官（一九三五年）（昭和十年）
關東軍參謀長（一九三七年）（昭和十二年）

近衛内閣陸軍次官（一九三八年五月ヨリ十二月
迄）（昭和十三年五月ヨリ十二月迄）

陸軍航空總監（一九三八年ヨリ一九三九年迄）
（昭和十三年ヨリ昭和十四年迄）

近衛内閣陸軍大臣（一九四〇年七月ヨリ一九四

裏面白紙

一年十二月迄) (昭和十五年七月ヨリ昭和十六年十二月迄)

陸軍大將 (一九四〇年十月) (昭和十五年十月)
内閣總理大臣兼陸軍大臣 (一九四一年十二月二日ヨリ一九四四年七月迄) (昭和十六年十二月二日ヨリ昭和十九年七月迄) 尙其ノ間内務大臣、軍需大臣、參謀總長ヲ兼攝セシ事アリ
(出席セル)會議 一、二、三、四、五、六、八、九、十一、十二、十三、十四、(土肥原ノ項参照)

梅津

被告梅津ハ一九二八年(昭和三年)ヨリ一九四五年(昭和二十年)ニ至ル迄ノ期間ニ於テ就中左記ノ地位ヲ占メ居タリ、即チ
陸軍省總務部長 (一九三一年) (昭和六年)
在中國日本軍(支那駐屯軍)司令官 (一九三四年) (昭和九年)

廣田内閣、林内閣及ビ近衛内閣陸軍次官 (一九三六年三月ヨリ一九三八年五月迄) (昭和十一年三月ヨリ昭和十三年五月迄)
關東軍司令官 (次テ同軍總司令官) 兼滿洲國駐劄大使 (一九三九年ヨリ一九四四年迄) (昭和十四年ヨリ昭和十九年迄)
陸軍大將 (一九四〇年) (昭和十五年)
參謀總長 (一九四四年七月ヨリ一九四五年迄) (昭和十九年七月ヨリ昭和二十年迄)
(附屬書▲終リ)

E-131